

第七十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第二十号

昭和四十八年四月二十五日(水曜日)

午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 笠岡 喬君

理事 藤尾 正行君

理事 木原 実君

赤城 宗徳君

越智 伊平君

近藤 鉄雄君

丹羽喬四郎君

林 大幹君

吉永 治市君

山崎 始男君

木下 元二君

受田 新吉君

出席國務大臣

厚生大臣 齋藤 邦吉君

國務大臣 二階堂 進君

(内閣官房長官)

國務大臣 小坂善太郎君

(經濟企画庁長官)

出席政府委員

行政管理庁行政

管理局長 平井 迪郎君

經濟企画政務次

官 橋口 隆君

經濟企画庁長官

官房長 高橋 英明君

經濟企画庁調整

局長 新田 庚一君

生活局長 小島 英敏君

經濟企画庁綜合

計画局長 宮崎 仁君

經濟企画庁綜合  
開發局長 下河辺 淳君

經濟企画庁調査  
局長 宮崎 勇君

厚生大臣官房長  
官 曾根田郁夫君

厚生省公衆衛生  
局長 加倉井駿一君

厚生省環境衛生  
局長 浦田 純一君

厚生省医務局長  
滝沢 正君

厚生省援護局長  
高木 玄君

社会保険庁年金  
保險部長 八木 哲夫君

農林省畜産局長  
大河原太一郎君

自治大臣官房審  
議官 森岡 敏君

自治省行政局長  
林 忠雄君

警察庁刑事局保  
安部長 相川 孝君

警察庁警備局警  
備課長 室城 庸之君

沖繩開發庁總務  
局長 松岡 宏君

沖繩開發庁振興  
局長 加瀬 正蔵君

外務省アジア局  
外務參事官 大森 誠一君

農林省食品流通  
局長 堤 恒雄君

通商産業省纖維  
局長 村田 文男君

通商産業省紙業  
局長 本田 敬信君

内閣委員會調查  
室長

委員外の出席者

靖国神社法制定に關する請願(荒船清十郎君紹

介)(第三一七七号)

同外十五件(檜橋渡君紹介)(第三二七八号)

同(荒船清十郎君紹介)(第三三六一号)

靖国神社の国家管理反対に關する請願(横路孝  
弘君紹介)(第三三六二号)  
は本委員會に付託された。

本日の會議に付した案件

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案(内  
閣提出第一九号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提  
出第九号)

○三原委員長 これより會議を開きます。

經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案を議  
題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し  
ます。受田新吉君。

○受田委員 小坂先生、御苦労さまですね。あな  
たは經濟閣僚としては非常にスマートで、他の閣  
僚諸君を適當に調整してあなたの信念の実現につ  
とめられるお方でありますが、今度のこの法改正  
案を拝見しますと、現在のあなたに一つの特權が  
付加されるようになっておるわけですね。この特  
權である勧告權に対する報告ということ、それ  
から内閣法第六条による意見具申權というものが  
これへ新設されたのですが、このあなたに与えら  
れる、長官に与えられる重い任務というものが、  
いままではなぜよいかげんに放置されておったの  
か。いままではこういう必要はなかったのか。經  
濟企画庁というのははたして存在意義がないもの  
で、特に実効を伴う具体性を欠く問題でもあるの  
で、ばく然としたその經濟企画問題であるだけに  
勧告權の行使もできない。しかし實際は勧告して  
もらわなければ困ったような事件が起こっている  
。商品投機その他、物価高に与えた影響もたい  
へんなものであったと思うのです、經濟企画庁の

怠慢のために。いままではどうしてそれが済んだ  
のでしょ。こういうものをいまあらためて出さ  
なければならぬほど、經濟企画庁はのんびり  
と、春日遅々として、春の海のたりのたりかなで  
やってこられたのかどうか、お答え願いたいので  
す。

○小坂國務大臣 受田先生はもう国会の長い御經  
験に基づきまして、非常にいま適切な私どもに  
とって頂門の一針ともいふべき御質問をますいた  
だきました。つつしんでお答えしたいと思います。

實は經濟企画庁という役所は、御承知のよう  
に、經濟安定本部からいろいろな経緯を経て、調  
査庁から企画庁になってまいりましたのですが、こ  
の經濟安定本部が廃止になりました経緯は、御承知  
のように、統制經濟というものに對する批判とい  
うか、反省というか、そういうものの中から生ま  
れてきたものでございまして、そうしたことでは  
わりあい役所が指導的にいろいろ指示したり命令  
をしたりということを経験しようというふうな気分  
があったと思うのであります。ところが、どうも  
それだけでもないというふうな情勢がこのごろ出  
てまいりまして、いわゆる混合經濟と申します  
か、官庁のやることと民間のやることとがしつ  
くり息が合っていないかなければならぬという情勢にな  
りました。それそれ主務官庁がもちろん敵として  
あるわけではございませんけれども、重要な政策の立  
案とか、計画の策定とか、そういうふうなものに  
ついて各省庁が十分全体からマクロ的に見て間違  
いなくやっておるかどうかということにレビュー  
する必要が従来より強くなってきたように思われ  
てございまして。そういう意味で、この法改正を  
現実の必要があるという意味でお願いするように  
なつたわけでございます。

ただ、こうした官庁といたしまして、經濟企画  
庁はわりあい早くできております。その後、科学

技術庁ができ、あるいは環境庁ができた。こういうところは指示権、勧告権があるわけでございす。先にできたものはこれがなかった。そこで一般的な指示権を得たほうがいいんじゃないかという御意見もございしたけれども、経済企画庁というのは非常に広範な政策にわたるものでございすから、あまりこれが全般について指示を持たれては困るというふうなこともございまして、特定の問題について物価情勢等を勘案して機動的に、弾力的に勧告権を駆使してまいらうということになりまして、具体的に申しますと、先般十三日に物価安定に関する七項目の決定をしたわけでございますが、あの項目に基づいてそれじゃ財政運営を機動的にやる、金融政策を機動的にやる、そういうことについてこうだと思ひます、という一つのワケがあつて、その中における勧告権、意見具申権、そういうふうなものに理解しておるわけでございます。

以上お答えいたします。

○受田委員 長官も当時御一緒だったことですから私もよくわかるのですが、経済安定本部が経済企画庁に切りかえられた、そのときは職員もそのまま辞令を用ひずして移行できるようなすべり込みをやったわけでして、そういう行きがかりから、古い官庁として、オールドストアーというふうなことで、あとから来たお店が勧告権を確保し、また報告義務を持たされたり意見具申権を持つたりするようなことになって、あとのクラスが先に立ったということだという意味も、ちょっといま長官が言われたことは私はうなずける節があるわけですね。

しかし、国の政治、行政部門というのは、そうした生きた情勢に即応していかなければならぬことはよくわかるのですが、同時に、一貫したものが行政の筋骨に通つていなければならぬのです。したがって科学技術庁がすでに勧告権を行使しております。これは私の質問に対して、当時の池田科学技術庁長官が、理工学部の子生養成に関する文部大臣への勧告を私が質問した翌日、す

かつとやったのです。あの人は英断をふるったのですね、これは。それから環境庁が騒音防止の問題を取り上げておる等、いろいろやつてあるのですが、いささかおくれたりといへば経済企画庁は、これらの総理府の外局よりもそのお店の古さにおいて先輩であるという意味において、今後この運用については十分ひとつ生きた成果があるようにやつていただかなきゃならない。

そこで、経済企画庁のお役人さんたち、長期経済計画についてすでに勧告権があつたのでございす。この物価高を招いて、今日国民の批判を受けるに至つては現状に対して、従来なぜ勧告権の施行について長官にその意見を申し上げて勧告に踏み切らせることができなかったのか。物価の上昇というものは長期経済計画の一環に入つておるのじゃないか。これもひとつあわせて、事務局で御答弁できる方からお答え願ひます。

○宮崎(仁)政府委員 確かに経済計画についての勧告権の問題規定がございまして、いままで戦後六回の計画がつくれ、今回また経済基本計画がつくれたわけでございますが、経済計画は、御承知のように、策定の過程において関係各省の全面的な作業協力を受けてやつていくという形で進められることになっております。そういうことでございまして、この計画の策立案、さらにその実施という段階で、そういう形での相互の情報交換あるいは意思の疎通ということは、相当十分に行なわれておるといふのが実態でございす。したがって、この勧告権を発動してどうしてもその方向に動かさなければならぬ、こういうふうな事態が従来なかったというのが正直のところでございます。

この中には当然物価についての見通しも入つております。これは、政策目標としては非常に重要なものとして、特に最近の計画では考へておるわけでございますが、この物価につきましても、またそれぞれの政策というものが相当こまかく運営されるということもございまして、物価安定政策会議、さらには政府としては物価対策閣僚協議会

というふうなところを通しまして、常時いろいろな各省との折衝をやつておりますし、また、閣僚間の意見の交換、一致をするという仕組みもつくられておりますので、従来、勧告権というふうな形をとらなかつたわけでございます。

しかし、今後の問題として考へてみますと、こういった問題についてのけじめというものは、はつきりしたほうがいいのではないかと、反省も一部持つておりました。今後はこの条項について前向きに考へていきたい、こう考へておる次第でございます。

○受田委員 経済企画庁は、この経済成長の見通し、その経済成長の実質的な成長の度合いというものをどの辺に置いたらいいかというところまで、常に国民に指示して協力を求めておるわけですね。ところがそれ自身が終始されておる。つまり経済企画庁自身が立てた経済成長見通しその要素を発見せざるを得ないほど、経済企画庁の見通しは甘いものがあると思ひます。そういうふうなところから、勧告しても他の省が言うことを聞かぬ。経済企画庁が立てた経済成長見通しそのものが、成長率の取り上げ方そのものが間違つておるのじゃないかという意味においては、命令としての威力がない。威力のないものが勧告しても、結果においては効果があらぬというところになる。つまり、実質的に効果を伴うような勧告ができなかつた。しかし、現実には経済の見通しを誤り、国民生活を圧迫し、大企業と中小企業の格差はどんどん広がると、そして犠牲者があつたに彷彿すると同時に、一部の繁栄する連中が栄華をきわめておるといふような経済の実態を経済企画庁は現実につくつてしまつたのです。

大臣、私、非常に残念なんですけれども、経済企画庁というお役所は、各省にまたがる経済の運営について、常に高い立場から指導し、その誤れる面があればこれを正し、足らざる点は補つて、国

全体の経済を少しでも正常な形に持つていく意味があるお役所だと思ひます。ところが、現実には経済の実態は、経済企画庁が作成される長期経済の見通しが常に大きな狂いを来まして、国民生活全体に経済企画庁の果たした役割りは非常に欠点を生じておるといふこと、これは長官、御認識になつておられますか。

○小坂国務大臣 経済企画庁の任務、役割りについての御認識は、私もそのとおりであると思ひます。そこで、いまの長期計画についての勧告権の問題、これが発動されてない点はまさにそのとおりでございますので、私も今度長期計画をつくりましたについては、毎年このフォローアップを大いにやろう、こういうことにきめました。これは、長期計画をそのまゝにしておきまして、いまおっしゃるような現実との乖離が出てくるわけですから、出た年々にひとつよく見直しをして、その計画と実質が合うように、また合わないればどういふ点が間違つておるかということ考へまして、そこに勧告権の発動もあろうかと考へておるわけでございます。そういう点は大きいに自省いたしまして今後改めてまいりたい、こう思つておるわけでございます。

○受田委員 経済企画庁は、各省にまたがる、経済関係省へ影響力を持つお役所であります。常に指導的役割りを持つて各省ににらみをきかせると同時に、これらを、権力を乱用するといふ意味ではなくて、むしろ誘掖指導して国の経済を健全に成長させていくことに努力される役所ですから、この点でせつかく経済企画庁があり、また国会の冒頭には、総理大臣に次いで大蔵大臣、経済企画庁長官という施政演説があるわけなんです。あまり意味がないなら、経済企画庁長官の演説はやめたほうがいいのです。はずしたほうがいい。外務大臣と大蔵大臣だけで、別に文部大臣も入れて三人くらいやつてもらつたらいい。にもかかわらず経済企画庁長官が入つておる。しかも先生のよう

この際せつかく権限を強化される状態において、いまあなたの部下の高級官僚の皆さんがひとつ十分英知をすぐつて、各省との連携を密にして、国民生活のあのアンバランスを是正する大役を果たしてもらいたいのです。

そこで、長期経済計画というのとは一体どのくらいまで長期というのか。経済企画庁がいつも検討してこれるのは、現時点からどの辺までを経済企画庁の担当として長期というのかをお示し願いたいのです。

○宮崎(仁)政府委員 先ほど申し上げましたように、戦後七つの計画がつくられたわけですが、最も長いものは所得倍増計画、十一年。それから六十年計画もござりますが、大体五十年計画が普通でござります。これはわれわれの持つておる予測技術というものの正確さと申しますが、そういう点もあるかと思いますが、やはり経済社会の動きがわが国の場合特に激しいものでござりますから、そういうことも十分考慮して五十年くらいは計画が最も実効的である、こういう判断のもとにつくられておると思ひます。今度の経済社会基本計画も五十年計画にいたしましたわけですが、ただ、やはり長期の見通しというものは、一方に持たなければならぬというところはまた事実でございまして、今度の計画ではその点で、昭和六十年ないし六十五年にわたる長期の見通しを一方では作業をいたしまして、計画の中に書いてございしますが、そういうことを踏まえて五十年、こういうやり方をしたわけでございます。

今後これをどの程度期間的に考えていくかというところになりますと、まだあまりはっきりした方向性はございせんが、各国の事例等を見ておりまして、大体、経済計画としては五十年くらいをめどに考えていくことがいいのではないか、こういうふうには私はいま考えおります。

なお、国土計画になりますと、このほうはずっと長くなっておりますが、従来の実績その他から見まして、ただいまのようなことでござります。

○受田委員 国土総合計画は、今度経済企画庁から国土総合開発庁へ移管するセクションが一つできておる。そこではどのくらいの長期展望をなさつておるのですか。現在まだ企画庁の中にあるのですからお答え願ひたい。

○下河辺政府委員 現在あります国土総合開発法に基づきます全国総合開発計画は、昭和四十年を起点といたしまして昭和六十年目標でございまして、二十年計画ということで計画を立てております。これから国会で御審議をいただきます新しい国土総合開発法につきましては、現在の予定でございまして、昭和五十年を起点として六十年までの十年間の比較的实施に近い計画のものと、それから昭和七十五年という二十五十年間の長期の計画と、両方とをつくり上げたいという事で用意を始めておりますが、これはまだ予定でございまして。

○受田委員 長期展望に立つ総合計画の中で、一例をあげましょ。電源開発は現に経済企画庁の御所管。水資源開発、こういうものが今後どういふふうの流れっていくのか。エネルギー資源の石油と石油のあとには一体いかなるものが燃料として、エネルギー源として考えられるのか。国際的に見てそれらがどう判断されるかということも、今度のもちろん、この国土総合開発からはずされたほかの面で、国際関係のほうでやられるわけですが、そういうものも十分念頭に置きながら長期経済計画を樹立されなければならないと思ひます。そういう運輸方面の運輸行政の面では、油はどういう形で、車はどういうふうに進んでいくのか。車は電気で走るようになるのか。あるいは海水を脱塩して水をとるにはどうしたらいいのか。そういうものは、常に科学の研究面とあわせながら経済の発展に長期の展望を持つという、やはり夢が経済企画庁に要るのです。それは、通産省とか運輸省とかの役所は目先をやる、経済企画庁は長期展望を持ってそれを考えるという役所です。すから、他省に遠慮なくそういうものをさつと

やつて、国際協力も考えていくことでやつていく必要があると思ひますが、そういうところにまだ昭和六十年の語が出たり七十年の語が出たりすると、その辺においては、いまのような燃料問題というものは、当然経済問題の根幹として新しい展望に立たなければいかぬ時期が来てると思ひます。こういうものはどういふふうにお考えになっておられるか。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘のとおりでございまして、今度の計画は五十年計画でございまして、いまお話しした、たとえば水資源問題あるいは水問題、土地問題、こういう問題については、一種の制約条件あるいは有限性の問題ということで、計画の中に書いてございしますが、しかし、数量的に五十二年までの五十年間でそれほど大きく変わるかという、いまの趨勢が、若干省資源、省エネルギー型に動くということはございすけれども、そう大きくは変わらない、こういうこともありまして、昭和六十年ないし六十五年の展望を一方考へてみる、こういうことをやつたわけでございます。

しかし、特にこの石油等につきましては、一応われわれも作業いたしましたけれども、まだいろいろ残された議論がございまして、まして水の問題、土地の問題等になりますと、これは地域的に非常に条件も違ひますから、いま開発局長のお答えいたしました今度の新しい法律に基づく長期の計画というような作業を待つて、そういうものによつてまたさらに検討し直すということがどうしよ必要になるだろう、こう思つております。現段階において一応見通し得ることは展望をやつたわけでございますが、その点ではまだまだ不十分な点がある、こう申し上げておきたいと思ひます。

○受田委員 経済の長期展望というものは、国内だけでは解決できないので、国際的な分野にわたる全世界の総合的判断の上に立つ長期展望というのが要るわけですね。そういう国際分野における経済の長期展望、これはあなたのほうから出され

ておる経済社会基本計画のほうも一応私は説き明かしていただいたのですが、その中で一つ問題として考えられることは、マルサスの人口学説ではないが、世界の人口がどう流れていくか、そしてその中に食糧は、どの州ではどういふ方向で食糧生産が進んでいくか、そして第二次、第三次産業というものはどういふ形で進んでいくかというやうな問題と、そして食糧問題、そういうものをあわせて、十年後、さらに二十年後、少なくとも三十年後くらいまでの展望だけは持つて日本を指導していつて、その意味においては人口の移動も考えていい時期がくる。つまり、日本の狭いところでは限界がくるから、これを国際的視野に立つて、国連にもそういう人口問題のセクションもあるわけでありすけれども、そういうものを通じて、世界人口の適正配置、そして世界の食糧の適正な利用、その中で日本はどういう役を果たしていくか、今後日本の食糧はどういう形でいくかという農水産の立場もあわせながら経済の見通しも立てていかなければいけないと思ひますが、この人口の推移とそれに対する食糧の推移、そして日本の中における役割、そういうものを非常に高度の視野から経済企画庁はどこかで考へてやつておるのかどうか。いや、そんなものはわれわれの省ではありませんと逃げておるのかどうか、これも伺ひたいのです。

○宮崎(仁)政府委員 ただいま御指摘のような点も、特に国際経済との関係でいろいろ議論はございまして、しかし今度の計画で、それを断定的にどうだということを申し上げるほどに議論は詰まらなかつたというのを美態でございまして、一方において、ローマクラブの指摘にございすやうな、特に、人口についての非常な問題点、あるいは世界の食糧についての見通しも、言つてみれば意見が分かれております。相当悲観的な意見も一方にありまして同時に、いや、それほどでもないという意見もございまして、こういう問題につきましては、わが国だけがどう作業するといふだけ

で問題がきまるものかどうか、これはいろいろ議論が行なわれると思います。資源問題については、すでに今度のアメリカのエネルギー白書の問題等もございまして、これから先進国間でいろいろ議論が行なわれると思いますが、食糧問題、人口問題、そういうものについては、国際的な観点でいろいろの機会を通じて意見を交換しながらわれわれとしても政策の方向を固めていく、こういうことにはすべきであると思います。もちろんそういう意味の勉強は常時やっていますし、計画のフォローアップとしても、これからもやっていますかと思つた次第でございます。

○受田委員 小坂先生、私たち非常に傾聴すべき金言がある。政治家は次の世代を考え、政治屋は次の選挙を考える。次の選挙を考えて小選挙区いじりをなさうとする自民党は、政治家の集団か政治屋の集団かを疑わざるを得ないという点ももう一つあるわけです。だが、お互い政治家の集団でありたいですね。お互いみんな政治家でありたい。次の世代を考える、あとに続く者に希望ある国家をつくってあげる、そのためには経済企画庁というのはいないいい役を果たす役所だと思つたのです。長期展望に立つて国民生活の安定をはかる基本をつくる役所なんです。あなたはその意味で、いま私が指摘した相当長期にわたる人口問題、食糧問題、国際的視野に立つ問題を十分念頭に置きながら日本の経済の見通しを立てていくという私の提案に賛成されると思うのですが、御意見を承りたいです。

○小坂国務大臣 受田先生の御所論は私は全く同感でございます。私もがこうして政治をやっておりますのは、もう端的に申し上げて次の世代のためにやっておるという考え方に徹しねばならないというふうに思っております次第でございます。その意味で、私も今日の物価高のこの状況を見てまことに心が痛んでおるんであります。これは全力を尽くしますが、一方また目を転じて次の世代のことを考えてみますと、われわれの努力いかんによつてはまた非常に夢多き美し

い世代をつくることもできるわけでございますので、そういう意味でせつかく努力いたしたいと考えております。

なお、その上に、先ほど御指摘になりました科学技術の将来の重要性ですが、最近の私どもの反省は、科学技術というものの進歩におおられて、これをただ人間が駆使しようと思つたあまりに、人間生活との調和を忘れておつたという面もございまして、いま御指摘のように、石油の問題等は、全体のエネルギーの観点からいたしまして、今後大きな問題があるわけでございます。そういう科学技術との関連と将来の計画立案ということについても、ただいまの御注意を身にしみて受けとめまして、十分配慮してまいりたいと存じます。

○受田委員 大体御意見が一致する点が非常に多いのですが、小坂長官非常に熱意をもつて取り組もうとしておられる点、敬意を表したいのですが、その中でも一つ、人間尊重の面で、経済企画庁、またたいへん大事な仕事をいま担当しておられるのです。離島振興。離れ島に住む人々の不幸は、これは生活上のたいへんなマイナスを長期にわたつてかせいできたのです。長官、私も山口県、瀬戸内海の大島という島の出身です。何回か私、例示したことがあるのですが、その交通機関が発達せざる段階で島から大陸に渡ることができない。あらしの日にちようどある資格試験を受けに行くことが不幸にしてできなくて残念な思い出を持ったことがあるわけです。

企画庁は離島振興を担当しておる。今度国土総合開発庁に行くからそれは私の所管ではないではなくて、いま現在、国土総合開発庁というものはまだできるかできないかわからぬので、そのほうへ行きますからといって逃げちゃいけませんよ、これは。責任官庁として離島振興をどうしてはかつていくか。

同時に、山村をどうするかまた重要ななんです。山村振興。特殊土地地帯、不幸な土地地帯、そういう地域に住む、交通上、経済上恵まれない地域に住む皆さんに、経済企画の中でこの不幸を

補う配慮が人間尊重の政治をするのに一番必要なのです。経済企画庁は、ただ経済の高度の成長のみに力点を置くだけでなく、そうした経済の盲点になる人間尊重の大役を一方で持つていっている、これはうれしき仕事が残っているのです。離れ島に住む人々の不幸を補い、山村僻地に住む皆さんのしあわせを守るため、特殊土地地帯で陥没する地域などでがたがたする家屋敷に住む皆さんに積極的にとり組もうとしておられるか、経済企画面から御答弁を願いたい。

○小坂国務大臣 受田先生の非常にヒューマニズムに立脚した御所論、傾聴いたしております。私が、私も全く同様な考え方に立ちまして、ただいまお示しの離島の問題、山村振興の問題、そして特殊土地地帯の問題に取り組みたいと考えております。

御承知のように、受田先生はじめ皆さんの非常な御努力で離島振興法ができてからちょうど二十一年に当たるわけでございます。私もこの機会をとらえて、従来御苦心をいただきました方々に絶賛のことばを送りたい、表彰もさせていただきますというふうな計画を実は進めておるわけでございます。今年度の予算面で見まして、御承知のように、四百二十五億円につきましては、対前年度比三三%増ということにいたしておるのも、われわれがいかに離島の問題を重視しているかというところのあらわれと御理解いただきたいと存じます。もちろんこれでいいというわけじゃございません。今後ともさらに、離島の特事情にかんがみまして、交通通信体系の整備とか、農業、漁業等の産業基盤の整備とか、国土保全のための諸対策や、立ちおくれ著しい環境施設の整備等に十分力を注ぎたいと考えておるわけでございます。

なお、山村振興につきましても、同じような考え方を持っておるわけございまして、この新全総計画の中で山村振興を要する地帯が取り残されておるといふことはもう現実でございまして、そうした地帯に対する公共事業、特に保安林、地すべ

り防止等の施設をいたしましたり、学校や診療所や公民館等のいろいろな施設をいたして、生活改善、労働条件の改善をはかるというふうなことをいたしておるわけございまして、この地区に対して、いかにも面積はわずかでありまして、それだけに忘れられてはならないところだという考えをもつて、予算等についてもできるだけの配慮をいたしておるわけでございます。

また、特殊土地地帯に関しまして、ただいま四十七年十月に第五次特殊土地地帯対策事業計画を立てましたわけでございます。これに關しまして、公共事業面で特に砂防ダム、農業災害の防除事業並びにかん排、道路整備、草地改良あるいは畑作振興特別事業等の工事を行なうべく大いに努力しておるわけでございます。国費の面で見まして、第五次の計画では、第四次に比しまして二・三六倍の予算を付加いたしたい、かように考えておる次第でございます。

○受田委員 詳しく説明していただいたんですが、それはそれですけれども、三〇%以上の伸びを示しておる。私も離島振興法提案者で二十年の歴史をつくった一人でもありますから、そのことはよくわかるのです。事実問題として、これだけ高度の文化国家になってきた以上は、その島に住む皆さんにとって、三〇%以上の予算をふやすことがつてきつある。長官も選挙の御経験は何回もされておられるでしょうが、山村、僻村で五軒、六軒という山奥の小さな部落へ行つてごあいさつをするときに、その人々が家から出て総がかりで静かに聞いてくれるあの声を、あなたは忘れておられないでしょう。そういうところはかせぎにならぬから、駅の近くで、あるいは住宅の密集する地区で演説をぶつて選挙の票をかせぐということではなくして、離れた山村、僻村にも行き、離島にも行って立候補のあいさつをしていくというふうな、そしてその五人でも十人でも血眼で聞いてくれる山村、僻村に愛情のある政治をしたいという声を、聞いてくれる人に長官もやったことありま

しょう。あります、ないか、ちょっとそれを聞かしてもらいたい。

○小坂国務大臣 私の選挙区の中に陸の孤島といわれる地帯がございます、これは秋山郷と申します、冬になりますと全く交通が途絶する地帯でございます。一説には、平家の落人がそこに集まっておるといふような説もある場所でございます、そこに私も選挙のたびに参りまして、いま先生おっしゃるような実感をひしひしと受けておまして、そういう恵まれぬ地帯に政治の光を与えることにこそ政治の意義があるというふうに痛感いたしておる次第でございます。

○受田委員 そこで、私あまり時間をいただかない約束してありますので、締めくくりに質問に入りますが、その原則に立って、経済の成長は人間を無視するのではなくして、経済の成長は高福祉、それが並行する社会をつくっていくのだというところに企画庁の目標がある。その観点からいくなれば、経済成長のテンポはこの辺で少し歩をゆるめて、人間尊重をぐうと伸ばしていくという形にしておるのじゃないかと思うのですが、これは国務大臣として先生の御意見を伺いたい。

○小坂国務大臣 仰せられるとおりでございます、私も、新しい福祉社会というものを重点的に築いていくということ、新しい経済社会基本計画の目標にいたしておるわけでございます。

○受田委員 そこで一つ例示したいことがあるのです。この通勤地獄、そしてきよあたりの国鉄の実力行使の状態等を見るときに、通勤する皆さんが国鉄を利用する。しかし通勤輸送には一般会計からは何ら応援がしてない。産業道路として大きな計画をもって貫く縦貫道路等については、一般会計資金が振り向けられておる。そうした公共性を持った事業に対しては、新規の投資その他についても一般会計からこれを補って、一般国民の応援でいろいろなものが実現する。特別会計で片づけぬ問題としてやるべきではないか。これは公共料金を抑制する意味においても効果が

あるわけです。物価抑制にも貢献する。経済企画庁は各省にまたがる問題を担当している。輸送経済にも関係を持った役所ですから、いまの通勤輸送については一般会計から何ら応援をしていないのに、そういう産業道路については一般会計から応援、つまりいまの国鉄の赤字を解消するための解決策として、一般会計からこれを処理すればいいし、また赤字で山村を走っているあの赤字路線といふものは、さつきから議論しておる五人か十人かのわずかの人のためにその線が一つ生きておるので、その地域に一つの文化の光明がさしている。これが抹殺されるということになるならば、これは人間尊重の面の大きな欠陥も出てくるわけなんです。経済と人間尊重とをバランスをとるのはなだ困難であるが、国家の投資が大きくてその対象になる人間が少なくても、国策の点ではいま申し上げたような路線を歩むのが私は筋として通る、こう思いますが、御答弁を願います。

○宮崎(仁)政府委員 御指摘の点は十分わかるわけでございます、イコールフットイング論というふうなことで、最近いろいろ議論もございまして、しかし、これは先生御承知のとおりでございます、道路はもとと車のためにというよりも一般交通のためということもございまして、公共の負担でいたしたという経緯がございまして、鉄道は会社経営等がいろいろございまして、独立採算というところでやってきた、そういう経緯がございまして、各国とも大体同じようなことをやっておるわけでございます。最近の事態になりまして、それも言っておれないということから、一方では道路には有料道路といふものが非常に広がっている。特に高速道路等はほとんど有料道路でやっております。そういう形で変わってまいります、大都市交通につきましても、地下鉄について建設費の補助が行なわれるようになり、これもだんだん補助率が上がってまいりました。国鉄等につきましても、いろいろ理由がござい

まうが、かなり手厚い財政措置が行なわれるというところになってまいりました。こういうことで、だんだんいま申し上げましたような形での考え方というものが変わってきつつあるというのが実情ではないかと思っております。

私どもとしては、こういった公共財の供給のシステムについて今度の計画でいってございまして、ここ数年の間に新しいルールをつくらうじやないかということで検討することにしたところであります。政府としては、総合交通体系というので昨年検討した結果も一応出ておりますけれども、さらに、いま申し上げましたようなことで今後とも検討を続けていきたい、こう思っております。その際には、いまお話があったような背景というものが当然考えられてくる、こう考えておる次第でございます。

○受田委員 いまの御答弁の中で、公共料金に関連する質問になってきたわけなんです、いまの一般会計と特別会計との負担の関係でございますが、一般的に道路は人間が使うわけです。車が走るけれども、それはわかっているわけなんです。しかし通勤といふのは、これは人間が重箱のような狭いところへ大ぜいがたかってくるような狭い苦勞をなめて通っている。それに対する一般会計からの支援がどういふ形でなされているか。通勤輸送に対する一般会計面からの支援、御説明願いたい。

○宮崎(仁)政府委員 いまちょっと申し上げましたが、地下鉄につきましては、これは端的に大都市交通の公共交通機関ということで、建設費の補助をはじめ、その率を上げてきたわけでございまして、国鉄につきましても、現在の財政援助の方法が、国鉄の非常な財政のピンチにあたりまして、これを再建するといふ形でやっております。したがって、形は出資あるいは補助金というふうなことになりますが、特に新規に投資する資金につきましては非常に利子を下げるといふ形でこれを援助いたしておりますし、また過去の投資に対しては、これを利子補給の形で配慮していく、こう

いう形式をとっておりますが、効果としては、やはり同じような効果が出てくるのではないかと、こう思っております。

○受田委員 私は、一般的に見て国民全体に広く影響するような問題は一般会計のめんどろ見の対象にしていくべきである、特別会計というワケを離れた、もっと公共性を広げた施策が政府の中に要するという感じを持っているわけなんです。だから赤字路線の問題も、赤字を覚悟でいましておる国鉄の赤字路線を今度廃止しようといふことになるようですが、その中には、それをつくった当時の事情からいって当然温存しなければいけないものも出てきていると思うのです。そういうものがいまの国鉄の累積赤字の原因にもなっている、そんなものはそのほうで切ればいいじゃないかということではなくて、そういうところには一般会計が全部めんどろ見よう、それはむしろ社会政策的に見て大事なことなんだ、国鉄運賃の値上げを抑止してでも、赤字覚悟のものは重大な社会政策的な問題として一般会計がめんどろ見よう、こういふやり方ではないんじゃないですか。これはひとつ大臣。

○小坂国務大臣 この点は受田先生と私とちよつと意見が違ふのでありますが、国鉄の問題は、御承知のように三方一両損と申します、国も負担しよう、それから国鉄自身も努力をして負担してもらい、しかし利用者も負担していただくというところで今度の案がございまして、御審議をわすらわしているわけでございます。

地方線の赤字問題にお触れになったわけでございますが、これは昨年出ました案では、当初案は赤字線は廃止する、そこで廃止の費用を最初から見込んでおったわけでございます。廃止についてこれだけ金を出すから何年には済ますようにということがございましたが、その後いろいろ自民党内あるいは国会の先生方の御意見を伺っておりますと、どうもそれはやはり一方的じゃないか。その地域住民が非常に必要とする場合が多いので、その地方の町村長さん方をはじめとする公共

の代表者が承諾したときにおいてこれをはずすというにしようという点でございまして、今度の案にはそういう点の費用は出ていないわけでございます。その点では、いまの受田先生のおっしゃった公共の負担で見るべきだというのはいずれ入っていると思うのでございまして、それからもう一つ、全般で認めろという問題でございまして、たとえば教科書を無償交付するということ、児童の人数がきまつておりますから、これは国の計画として財政支出というのは計画が立つわけでございまして、公共企業体のような、たとえば国鉄のごときもの利用者の費用をみんな国が持つということになりますと、まあ一年の間に二十回鉄道に乗る人もあるし、五十回乗る人もあるし、あるいは一回しか乗らぬという人もある。その利用度に応じて負担が違ふべきものを一律に国民の税金から全部見るというところにやはり研究すべき問題があるのではないかと、こういう点が私、少し問題としてあるというふう

に思っておりますので、これはまた別の機会の御審議の場で御審議いただくことにお願いしたいと思います。○受田委員 私、もう質問を終わることにします。私の提案は、一般的に見て高度の文化国家になっている日本の国で、その恩恵に浴さざる人々に一般会計から財政的な援助をしていく。その意味では、赤字のいなかの路線の中で少数の乗客しかいない、そういうところに対しては一般会計からその補いをつけてあげるようにすべきだ。一律に上げるべきでなくして、そういうところへはまた何かの恩恵的な考え方もあるということも含めた提案です。

今度大都市になるとどうなるかとすると、人口が密集したところにがちゃがちゃと企業が集まってくる。そうすると、企業が労働力を吸収するから生産コストが高くなるということですね。そういうことから、大都市の密集地区におけるそうした赤字というものは、結局は大企業がそういう形に追い込んだわけであるから、大企業のはうで税

金その他で御協力を願えばいいんだ。いなかの赤字路線は、そういう意味で社会政策的に人間尊重で手を打てばいいんだ。つまり一律措置でなくして、そういう対象別にものを考えていくというやり方を、公共料金をきめるときにも経済企画庁としてはお考えをなさる必要はないか。私の話の中には終始人道的な要素が入っていると思うので、経済企画庁でそこを十分配慮して措置をしてもいい、それだけ申し上げて質問を終わります。答弁はいいことにします。

○三原委員長 上原康助君。

○上原委員 もうすでに多くの御先輩あるいは同僚議員のほうから質問がなされて、若干重複する面も出てくるかと思うのですが、今度の経企庁設置法の一部改正と関連させて若干お尋ねをしたいのであります。

法案の改正は、趣旨説明によりまして、機構改革をやつて、いま国民が最も強い関心を持つておるし、また国民生活を圧迫している物価問題に対応していくために物価局を設けるんだ、そういうお考えで改正案が提示されたこと承ったのですが、はたしていまの物価問題が物価局を設置していくという機構改革部門だけで事足りるかということ、もうひとつまた否定しない疑問を持つておると思うのです。やはり物価問題というのは、単なる物価だけでなくして、政府全体の財政問題あるいは政治姿勢にかかっている重要課題じゃないか、そういう観点からとらえた場合に、物価の急上昇、投機的な問題は、これまでの長期経済政策なり政府がとつてこられた予算編成等を含めて、抜本的な解決策というものを政治姿勢として打ち出していかない限り解決できない段階に至っているのじゃないかという気がするのです。もちろん専門でもありませんし、むずかしいことはわかりませんが、政治姿勢そのものを改めて、国民の要求あるいは不満にこたえていく物価政策というものがなないといかないのじゃないかと思うのですが、そういう基本的な問題については、これまでたびたび伺つてはきたのですが、あらためて長

官の今後の方針なり、どう物価問題に取り組んでいかれようとしているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 私ども、この法律案の内容、すなわち物価局をつくらしていただくということをもつて問題が解決するといふふうには思つておらないわけでございます。現状よりはよくなるであらう。ぜひひとつ物価というのに対して専門的な局を設けていただくとして、それが他の行政庁に対する総合的な物価の観点から、いろいろ指示をお願いしたり、あるいは勧告をさせていただいたり、資料を出していただいて、それを調整したりといふことによつてよくなるであらう。さらに、その上にまた足りないところがあれば、同時にこれを補強してまいりたいと思つておるわけで、これですつかり解決いたしますよといふことでお願いを申し上げておるわけではないわけでございます。

それから、今日の日本の現状では、低生産性部門が現実にあるわけでございます。生鮮食料品の価格を安定したりいたします上にも、これは非常に必要な点でございます。また全体の流通の体系、そういうものもきめこまかく配意していかなければならぬと思ひます。また海外との輸出入の關係、ことに、安い品物が海外にあれば、これを輸入して国民生活のために資するように考えなければならぬといふようなことも考えておるのでございまして、彼此勘案しながら、要は国民のためになる物価政策、消費者の利益のためになる物価政策といふものを強力に推進していかなければならぬ、かように思つておる次第でございます。

【委員長退席、藤尾委員長代理着席】

○上原委員 理屈を言へば、いま長官お述べになられるようなことかと思ふのです。しかし現実的には、絶えずそういうことを政府の責任者の方々が御答弁をしたり、物価政策に取り組むんだといふことを強調してきたにもかかわらず、最近の異常な値上がりが国民生活に与えている影響はかりしれない面があるわけですね。したがって、こ

こで物価局を設けて総合的な施策あるいは調整を推進していくんだといふことをうたつてはいるわけですが、いま長官もお述べになりましたように、局を設置するだけで過熱化している物価問題が片づくとは思つておられない。では、局を設置した場合に具体的にどういふ方針でやつていかれるのか。物価問題というのは、私のようないろいろが考えられて、国の金融財政、そういう面とのかかわりあひというものが密接に結びついていると思ふんですね。そういうことなども含めてこの物価局でやつていくことなのか。その場合に、縦割り行政、横割り行政いろいろあると思ふんです。長官の権限を強化をする、それが具体的な効果、成果があるような案といふもの、方針というものをお持ちなのかどうか、その点についてもぜひ明らかにしていただきたいと思います。

○小坂国務大臣 私ども、この法律案で物価局をつくらしていただきたといふことをお願いすると同時に、経済企画庁の長官が総合的な物価に關しての権限を得たいといふこともあわせてお願いいたしておるわけでございまして、具体的には、通産省、農林省あるいは厚生省という実施官庁があるわけでございまして、それに対して、こういういろいろな物価の資料をいただきたいといふことをお願いして、そして資料を提出していただくときには、どうしても出してくだされといふ請求をするといふその権利がいただきたいという内容をいたしております。それをいろいろ追跡調査して、どうもこうしたほうがいいということになりましたら、こうしなさいという勧告をする、こういうことをお願いしておるわけなんです。そうなりますと、いまの縦割り行政を物価という面から見まして総合調整する機能が得られるわけでございます。これは現状より相当よくなるであらうといふふうに思つております。

経済企画庁は、経済諸指標を分析いたしましたし、こういう点が問題であります、こういうふう

戻る危険がありますとか、あるいは経済成長率が高たいへん高いからほうっておくと物価がまた上がりやすくなるということは、従来しばしば言っておるわけですが。しかし、これはあくまでそう言うだけで、だからこうしなさいという権利は何もないわけですが。その点が改善されると思います。それから、いま御指摘のように、財政や金融の問題についても、たとえばこの十三日に緊急対策七項目というのをつくりまして、その第一項に財政金融の問題がございまして、この項目に掲げてあることについてやらないじゃないですか、こうしたほうがいいですよというのを言わしてもらうことがはつきり長官の権利として確保される、こういうことになるわけでございます。

○上原委員 確かに、物価局を設けて各省庁との連絡を密にして、資料の収集あるいは政策全般を調整をしながら対策を立てていくというのは、事直に申し上げて、従来の物価行政政策よりも前進をするであろうという期待は持たざるを得ないわけですよ。そうしますと、いまおっしゃる通りに、たとえば通産省なら通産省、農林省なら農林省、各関係省庁に資料の提示を求める、あるいはそれを物価局で総合調整をして政策を立てていく、その場合に、そういう資料というのは公開をする前提でやらないか。これまで、物価指数とかそういう面についてはいろいろ発表もされるんですが、行政上誤った物価政策といえますかについては、なかなか公表されない面があるわけですよ。国民に物価の動向というものの、実態というものを明らかにすることまで含めての物価局の設置構想なのか。そこいらはどういうお考えをお持ちですか。

○小島政府委員 各省庁が行政を行ないます上に企業等からデータを求めることがあるわけでございます。こゝろ、こゝろのものの中には、やはり公開を原則としないというもので、かなり企業としては隠しておきたいようなものも行政当局が資料をとるといふこともあるわけでございますので、企画庁が請求いたしましたら資料を全部公開する

ということとは、なかなかできかねる面があるかと思ひますけれども、そうでない場合は、極力、私どももいたしましては、公開をするという方針で考えたいと思ひます。これを先日の閣僚協議会で御決定をいただきました柱の中にも、消費者に正しい情報を多量に提供するということが重要な柱になっておりますので、そういう趣旨からいたしまして、以上のような考え方を持たまいりたいと思ひます。

○上原委員 もちろんそれは行政ですから、場合によっては公開できない性質のものもあるかと思ひます。しかし、この物価問題あるいは商品取引の問題等については、国民により正確な情報を提供するため、その収集に基づいて政策を立てる物価対策を立てるというものが基本でなければいけません。その点について、せつかく長官の権限を強化していくということもうたいながら、いまの点についてはどうもまだ手ぬかりといひます。消費性があるような気がするのですが、そこいらについて、ほんとうに企画庁のこの物価局が中心になってこれからの物価問題に取組んでいくということであるならば、そういう面も検討をするに値することだと思ひますが、そういうことはどうお考えでしょうか。

○小島政府委員 企画庁が直接企業のほうからデータをとり出すということはたてまえ上ないわけですが、役所の立場から申しますと、法律的に強制力を持つてデータを提供させることができるものももちろんございしますけれども、情報等がない場合には、一般的にやはり企業の協力を得て各地のデータをもちろむというたてまえ、これはいかんともしがたいわけでございます。そういういたしますと、役所に出したものが全部公開されてしまうということになりますと、やはり法律がない場合には企業の協力が非常に得にくくなつてしまつて、いままでとれてきたデータもとれなくなつていく点があり、産業官庁としては非常に心配するところでございます。その面から、企画庁といたしまして

も、間接的にそういう影響を受けざるを得ないというふうに考えるわけでございます。

○上原委員 長官御自身はそういう点についてはどうお考えなんですか。

○小坂国務大臣 局長の申しましたとおりと思いますが、ただ、御質問の趣旨は、物価や何かでいふようなデータが現実に出る、それを公表するかどうするかという点にウェイトがあるように思ひます。こゝろ、こゝろのものはむしろこつちから進んで発表したいと考えております。発表するのみならず、五月からやろうということでございます。消費者団体との間に月一回ずつ懇談をいたしまして、できるだけ正確な情報を差し上げて消費態度に誤りなきを期するようにお願いしたい、こゝろ考えておる次第でございます。

○上原委員 私がなぜそういうことも含めてお尋ねするかは後ほど明らかにしたいと思ひます。たとえば昭和三十八年から経済企画庁長官の諮問機関として物価問題懇談会などが設置されて、現在物価安定政策会議ですか、幾つかの物価懇談会なり対策協議会というものが諮問機関としても設置されてきています。そういう過程で多くの意見、提言というものが出されておると思ひます。お尋ねするまでもない、それは重々おわかりのことだと思ひます。いろいろおかけになつていふようなことを見ても、もし政府が物価問題懇談会なり物価安定政策会議で提起をされたこと等について、十分その意向などを尊重して物価問題にあるいは政府の金融財政政策等をきめてきておるならば今日の物価上昇は見なかつたであらう。過去においてもいろいろなやることがあつたんだが、やはり実施と実行がおろそかにされたということが今日の物価問題に発展してきているんじゃないかという見方が強いわけですよ。そういうことも、ある面では、ただ聞きっぱなし、拘束する法的な根拠もないというふうなことでおると、や

はり同じ結果を招くことになりかねないんじゃないかという懸念も持たれるわけですよ。

そこでお尋ねしたいことは、もちろん、そういう物価問題懇談会なり物価安定政策会議が出すものがすべて万全だとはわれわれも思ひませんが、その提起をされた問題については、今日まで十分尊重し政策の中に生かされてきたと思ひます。それのか。そういう点についてはどうお考えですか。

○小島政府委員 先生がおっしゃいますように、過去長年にわたつて、物価問題懇談会以来現在の物価安定政策会議に至りますまで、非常にりっぱな先生方に委員になつていただいて、有益な御意見をいただいているわけでございます。世間には何となく、あゝいふ提言がさつぱり実行されてないという批判があるわけでございますけれども、私どもは、やが長い目で見ていただきます。決してそうではないというふうに確信いたしております。もちろん一〇〇%実行してきたというふうには遺憾ながら申せないわけでございます。けれども、提言が出ました時期には各種の事情からなかなかすぐに実行できなかったものも、やがタイムラグを伴ひまして、結局、長い目では提言で言われたような方向に実際の政策が動いてきておるということは十分申せると思ひます。

最近出ましたものにつきましては、昨年あたり御提言いただきました魚の問題とか、あるいは年末の国際面から見た物価政策の問題とか、いろいろございしますけれども、魚の問題なんかにつきましては、昭和四十八年度の農林省の予算に大幅に実現されておりますし、私どももいたしましては、多少長い目で見ていただきますと、十分そういう方向で実現してきたということが言えると思ひます。今後とも一そうそういう面で努力いたしてまいりたいと思ひます。

○上原委員 どうもいまの御答弁は納得がいかないのです。私がしろうとだからそういうことを御答弁なさるのかもしれないが、もし長い目で見てそういう懇談会なり政策会議が出したも

のが生かされておった、尊重されておったとするならば、物価問題というのは解決、というよりもっといい方向に向かっていなければいけないんじゃないでしょうか。

たとえば一例を申し上げても、物価安定政策会議というのは、昨年暮れ、「物価安定の戦略」という提言までやっているわけですね。その中でも、特に物価問題との関係においては金融財政に ついてもっと配慮すべきだ、財政規模が適当な 限度を越えて増大していかないと、というよう なこと等が的確に指摘をされていると思うので す。そのことは当然新年度予算に対する政策会議 の提言であつたと思うのです。御承知のように、 福祉型予算だとか何とかいうことを予算委員会 なり各委員会で言つてきておると思うのですが、 昭和四十八年度の予算の面から見ても、物価対策 に適当な措置がとられていたとはわれわれ見てい ないわけです。いまのような御答弁の甘さという ものが積み重なって、ますます物価問題、インフ レというものが増長してきたというふうにしか受け 取れないのですよ。そういうことに対しては、や はり長期的に見れば十分提言、意見が取り入れら れたという御判断をお持ちなんですか。

○小島政府委員 四十八年度の予算規模等につき ましては、おっしゃる通りに、物価対策の観点か らはやはり大きな過ぎるのじゃないかという意見も ちろんあるわけでございます。当時はやはり レート問題ということが非常に大きな政策上の大 課題としてのしかかっておりましたものですから、現在のような状況に立ち至つたわけござい ますけれども、先ごろ御決定いただきました閣僚 協の七本の柱の中に、第一として、特に財政の公 共事業に関する支出の時期的調整と申しております のは、まさにその点でございます。現在のセ メントその他の資材の値上がり等につきましても、やはりやや需要が強過ぎるということが確か にございますので、これを時期的に調整してい く。ただ、いまの段階で翌年度に延ばすというこ とを決定するのは、景気の先行きについていろい

ろまた不安定な要因もございしますので、さしあた り上期から下期に極力シフトすることを決定して いるわけでございます。

○上原委員 政府の今後の物価の見直しについて は、すでに、消費者物価は五・五％に押える、そ の政策変更もやらないということ、長官も本会 議なりいろいろな面で再三強調されてきたのです が、今日の段階ではもうそれがそのまま通るとは だれも思っていないわけですね。いろいろな フアクターなどを総合して考えました場合に、最 初に申し上げたように、政治姿勢そのものに大き な誤り、直すべき面があるんじゃないかという気 がするわけです。長官は、参議院の予算委員会にお いても、消費者物価の見直しについて、政府見通 しは五・五％以内に押えることはむずかしいとなつ たという御答弁をしたということが明らかになつ ているのですが、その点の修正といえますか、新 しき計画を立て直すというお考えもあるのかどう かお聞かせいただきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 いまの物価の異常な値上がりとい うのはまさにたいへんやつかないことになつた ということを参議院で申しました。という意味 は、これをひとついたらどうにも計画をいじらざるを得なくなるおそれもあるから、何とかこれを 押え込むように努力をしなければならぬというこ とを物価の担当大臣として申したわけございま して、私の気持ちには、相当な努力を要する、こう 考えておるということでございます。しかしまだ 年度が始まつたばかりでございます。いまの見通 しというのは年度を通じてのものでございします ので、もう少し様子を見ていかなければならぬ点が ございしますが、私ももしましては、七項目の冒 頭にございしますように、財政金融政策の物価抑制 面に及ぼす効果を十分に重く見まして、誤りなき を期してまいりたい、こう思つておる次第でござ いします。

○上原委員 その計画を年度半ばにして改めるとい う御意思はないというふうに理解してよろしい のでしょうか。

○小坂国務大臣 実は経済見直しは大体九月ごろ に見直しをしまして、それによりましてまた新 しい見直しを年末につくつておるといふのがいま までの事例でございしますので、ことしもやはりそ うした事情は例外的にはならないであらうという ふうに思つております。

○上原委員 しばらくの間動向を見てから、政策 的な変更といえますか、再検討の必要があればや るということですか。

○小坂国務大臣 先ほど国民生活局長が答ええい たしましたように、この一月の時点では例の為替 相場堅持という命題があつたのでございしますが、 御承知のように為替相場が変動制をとつたわけ でございします。そこで、財政金融政策をもっと引き 締めるにやつていかなければならない。と申しま すのは、御承知のように、金融を非常に締めたり 財政を極めて不況感を出しますと輸出がふえるわ けです。そこで、輸出の黒字が多過ぎるという問 題にさらに追い打ちをかけることはどうかという ことで、全体の基調を考えておつたわけですが、 その点は一応回避されたわけでございます。そこ で引き締め政策に転じたわけでございますね。そ の様子がどうなるかということを見てみません と、まだ何とも言えないことが非常に多いござい ますし、私どもの経済見直しというのは、やはり 政策努力というものが内容になっております。そ れから、見直すにいたしましたが、前年度の実績 が出てくるということが必要で、いわゆるGNP あるいはGNE、そういうものの全体が、物価は かりではございしません、成長なり輸出入なり、い ろいろな面が出てくるわけでございますから、そ れに基づいて見直しというのを毎年その年の後半 にやつておるわけでありまして。そういうことはこ とも必要であらうというふうに考えておりま す。そういうことでございまして、全然見直す意 思がないとか、そういうふうなことは申しており ません。しかし、変えなければならぬと思つて おるかと言われると、いまはまだその段階で

はございせん、こういうふうにお答えしておる 次第でございします。

○上原委員 ちよつとくどいようですが、そうい いたしますと、消費者物価の上昇の見直しとして は、政府が最初にいっておられた五・五％以下に 押えることができるという見直しをいまもお持ち になつて、政策を再検討する必要はないというお 考えなんですか。それとも、見直しはそれ以内に することはできないんだが、ほかにまたいろいろ 理由があつて、現段階では再検討できないという お考えなんですか。一体物価の上昇の見直しとい うのはどういう見直しをお立てになつていらつ しゃるわけですか。

○小島政府委員 五・五％と申しますCPIの数 字は、純粹の見直しではございせん、政策努 力を加味した一種の政策目標でございします。した がいまして、これがつくられました昨年の年末当 時に比べますと、現在のほうが客観情勢が悪く なつておることは、おっしゃる通りでございま す。それだけに、当時考へておりました政策努力 よりも、これからとられるべき政策努力というの は一そう強化されなければならぬ。その一環と して先日の閣僚協の決定もなされたわけござい まして、そういう政策努力を加味して五・五％の 目標を達成する、そういう性格の数字でございま す。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

○上原委員 いまの点などは、私も十分勉強した わけではありせんし、むずかしいことはわかり ませんけれども、長期の見直しに立つては、これ まで物価問題懇談会なり物価安定会議などが出し たことを十分尊重したんだということを強調しな がらも、結局、消費者物価の上昇率が政府見直し を上回るような状態になつたときに、年度半ばに おいてでも、その実態というものをより明らかに して、再検討するなり政策変更するなり、そうい うことをやらなかつたからますます行き詰まり がきておるんじゃないかという気がするわけ で す。そういうことについて、物価局をつくつて総

合的に調整していくことをおっしゃりながら、なかなか実態とはかみ合わない態度をとっておられる。それはやはり企画庁なり政府全体の物価問題に対する姿勢の問題じゃないかという気さをするわけです。その点についてはどうお考えなんですか。

○小島政府委員 現在、政策の第一の課題は物価の安定であるということは、政府内部としても一致していると思います。しかし、昨年末まではレートの問題というものがからんでおりまして、先ほど申しましたように、政府全体として物価安定が第一であるというところまではなかなか達し得なかったというのが実情ではないかと思うのでございしますが、現在の段階におきましては各省とも、まさに物価安定、現在のような物価の高騰状況というものを一日も早く収束させて本年度の五・五目標を達成すべきであるということが至上命令というふうに感じておるわけでございまして、おっしゃるような面で、確かに財政規模あるいは金融政策等や後手に回ったということは、政府自体といたしまして十分反省をいたしておるわけでございします。したがって、今後の努力はその点が非常に重要なポイントであると思っておるわけでございします。

○上原委員 政府は、こういった物価問題だけでなく、現在の商品買い占めの問題等を含めて考えて見ましても、われわれしろうとが見ても、何か一たんきまったことについてはなかなか修正をしない、実態と合わないものとおりで政策を貫こうとしている。そういうことが非常に大きなガンといいますが、マイナスイメージとなつていっているんじゃないかという気を強くせざるを得ないわけです。今日の物価問題というものは、もう単に物価というだけでなくして、政府が進めてきたいわゆる資本第一主義、生産第一主義の経済構造政策そのものを大きく転換をさせていかなければどうにもならない問題だと思ふのです。そういった基本的な面まで含めてやっていかないと、私は、物価問題というのは、インフレ傾向、そういう面と

の関係でますます上昇はしていつても、政府が言うように物価が抑制できるといふ見通しが立たないのじゃないかという気がいたします。そこで基本的な姿勢として、物価問題に対する政府の再検討といいますが、政策の変更というものが求められていんじゃないか。そのことも含めてやらな限り、物価局を設置してもなかなか国民の期待に沿えない。それに対して具体的に沿えていくんだということまで含めて、ぜひこの問題は法律の改正とあわせてやっていただきたいと思うのです。

そこで、物価問題は、単に本土だけじゃなくして、沖縄全体を含めて大きな問題にいまなっているわけですが、予算の分科会でもちよつとお尋ねしたんですが、復帰後の沖縄の物価問題についてはどういふ実態をおつかみになっておるのか。この法律改正との関係では、もちろん沖縄も日本の一県ですから、それに包含をしてという立場でやっていくお考えかと思うのですが、全体的に見て本土よりも高い物価上昇の傾向にある沖縄について、企画庁としてはどういふ対策をしいかれていますか。その点について御説明なりお考えをいただきたいと思ひます。

○小島政府委員 本年二月のCPIの数字を、沖縄が復帰いたしました昨年の六月を一〇〇として比較してみますと、那覇市の場合が一〇六・四でございまして、これはCPIの全国の数字で申しますと一〇四・二でございします。したがって、おっしゃる通りに、那覇市の場合二ポイントほどCPIの上昇率が高いということがあるわけでございします。

この原因を調べてみますと、やはり食料がおもな原因でございまして、生鮮魚介、野菜等の季節商品が天候事情等によつて高騰したということが主要な原因であらうと思ひます。季節商品を除きました指数について見ますと、特に目立つた動きはないわけでございします。

従来とも政府といたしましては、沖縄における物価安定というものが、特に復帰後大きな問題で

あったわけでございまして、関税減免等の特例措置、あるいは復帰直後の物価安定緊急対策、本土からの緊急輸送等を行なつたわけでございしますけれども、今後ともやはり消費者物価の動向を慎重に見守りまして、特に現在、海洋博の推進に伴ひまして建設資材がかなり値上がりをしていというお話を聞いておりますし、今後また、博覧会が近づくに従ひまして沖縄に人が集まるということが当然出てまいりますと、これがまたいわゆるCPIの高騰を生ずるといふおそれがございますので、そういうおそれがございますように、開発庁とも連絡いたしまして万全の措置をとつてまいりたいと考えておるわけでございします。

○上原委員 本土が本年二月の段階で一〇四・二で沖縄が一〇六・四だ、二ポイントだけ沖縄のほうが高いと数字だけ並べられてみても、なかなか実感としてこないのが物価指数である。また、ある面では数字のごまかしにもなると思うのですが、しかし沖縄の物価高というのは、復帰時点の通貨交換がまず第一の要因だったと思うのです。三百六十円で切りかえがなされずに、物価だけは三百六十円で据え置かれて、ドルは一ドル対三百五十円で切りかえられた。その後も加速度的に今日まで物価が上昇してきているわけですね。本土と比較してどういふようなことでなくて、実態的に沖縄の物価高、特に消費者物価というものの実情をつかまないといかんじやないかという気がするんです。これまで政府独自で調査をしたり、あるいは異常に値上がりが激しいようなものについての実情等々は、全然おつかみになつておられないわけですか。

○小島政府委員 私どもは、CPIの上では、先ほど申しました食料品関係とか繊維、衣服類の関係が比較的高騰しているということを承知しておりますけれども、また企画庁の委託調査によりまして、ことしの三月に沖縄県によりまして沖縄県緊急物価対策調査というものをさせていただきまして、これによつて現状把握につとめている次第でございします。詳細は開発庁のほうが一そうお話し

たいと思ひますので、そちらからお聞きをいただきたいと思ひます。

○松岡説明員 復帰後の沖縄の物価でございしますが、上原委員十分御承知のとおり、主として生鮮食料品、これが大幅な値上りを示しているわけでございます。先ほど国民生活局長からも数字が報告されましたが、昨年六月から本年二月までの上昇率を見ますと、季節商品を除いたところでは沖縄は一〇四・四、全国のそれに対応する指数は一〇四・七、こういうことになっておりますので、季節商品を除けば、最近の動きとしては沖縄はむしろ安定しているということが相対的には言えるかと存じます。

問題はそういう意味で、季節的な乱高下を示す生鮮食料品でございします。上原委員十分御承知のように、復帰直後には豚肉、それから昨年の七月に台風七号の影響で野菜が高騰いたしました。それに対する対策をいたしまして、豚肉につきましては本土から緊急輸送、また台風七号の影響による生鮮野菜の値上りに対しましてはキャベツ、ニンジン等の緊急輸送ということで、昨年九月所要の措置をとっております。そういうようなこともございまして、ことしの二月の物価の動きの中では、野菜の価格が目立って下落を始めてきております。これは一カ月の動きでございしますから、この動きだけで今後を断定することは必ずしもかたしと思ひますけれども、二月の野菜の値段は対前月比二一・六%の低下、こういう動きを示しているわけでございします。今後とも長期的に地元の流通機構の整備、さらには社会資本の抜本的な拡充というようなことにつとめて、物価問題の適切な対処を考えてまいりたい、こういうつもりでおります。

○上原委員 どうもいまの御説明を聞くと、沖縄の物価はまるで安いみたいな説明をなさるのですが、実際はそうではないでしやう。野菜類が、いまおっしゃる通りに、この二月段階で若干低くなりつつあるということは季節的なもので、いま野菜の出回る時期ですから、その一例だけをこらえて

沖縄の全体の物価というものを説明するというのは、私はきわめてどうかと思うのです。物価というのは、単なる生鮮食料品、野菜だけでなく、やはり県民生活全体にもたらしているファクターがどうなっているかというのを的確につかまないと、いかにいいやないでしょうか。前の分科会でも、その実態調査をやるということを皆さん御答弁なさったと思うのです、企画庁を含めて。

たとえば一例をあげますと、二月の一日から米価の値上げがあったわけですね。一キロ四円の値上げを来たした。公共料金的なものを政府が上げることによって、米価もそうなんです、従来二十円で作った食堂の御飯というのが即二十五円になる、二十五円であつたのが三十円になるという例は、さらに出てきていますね。それだけほかの物価にもはね返ってきている。そういう事態というものを、やはり物価問題というところを考えると、たといは、いまいちいろいろ説明あつたのですが、七二年の一月段階よりも今年の一月の段階になると二〇%以上上がった。物価というものがほとんどそうなんです。肉類にしましても、豚肉のロースあるいは牛肉の並み、豚肉のあばら骨、ベーコン。魚介類としましては上がつている。野菜も、大根のごときは一八三%も一カ年に上がっているという事態も出ています。

これは一例ですが、時間がありませんからあまりたくさん申し上げませんが、それだけ上がることによって、いかに県民生活に支障を及ぼしているかというところは、当然政府としてもお考えにならなければいけません。ただ物価指数をはじくだけが物価対策だとは私は思いません。それをどう手当てをしていくかというのが、本土における物価問題であり、また沖縄における物価問題だと私たちは理解をするわけですが、何かあなたの説明からすると、沖縄は物価がだんだん安くなるんだと、そういうとらえ方しか実際

やっていらつしやらないわけですか。その点を企画庁にもお伺いしたいのです。

○松岡説明員 沖縄の物価問題につきまして、沖縄開発庁といたしましてきわめて重要視いたしておりまして、物価指数の実質的な説明では、先ほど申ししたことに間違いはございませんが、しかし、そのみをもちまして安易な気持でいるわけでは決まっています。その点では、上原委員のおっしゃるそのお気持ちを、私も常日ごろから同様に体しておりまして、今後ともなお一そう努力してまいりたい、こう重大に考えております。

○小島政府委員 野菜の問題は特に現在の沖縄で大きな問題だと思えますけれども、本土におきましても、実は数年前まで野菜の価格というものが非常に暴落を繰り返して、CPIの大変動の一番大きな原因でございました。それがここ二、三年の間、農林省の野菜対策というものが、これは先ほどの安定政策会議の御提言等も影響しているわけでございますけれども、かなり大幅に拡充されて、指定産地というものが全国に数百できるか、あるいは価格の下落の場合に平年度の所得に対して七割、八割というものを補償するというような制度ができて、それ以降、天候がよくなったということもございますけれども、かなり野菜の価格が本土において暴落が少なくなっているというところがございます。これは沖縄につきましても、今後おそらく農林省といったしましては、鋭意指定産地の指定とか、そのための近代化の促進とか、あるいはその価格補てん事業の整備というように進められると思えますので、先ほどの開発庁の言われました社会資本の整備と相まちまして、むしろ本土以上にこれからそういう面で生鮮食料品中心の価格対策というものが進められる、また進めねばならないというふうに感じている次第でございます。

○上原委員 では、あと一例お尋ねしてみたいのですが、本土でいま三・三平米の建築工事の単価

は大体幾らくらいするのですか、鉄筋コンクリートで普通の資材を使つて。

○加瀬説明員 本土で建築の単価が幾らしているかというところは私も承知しておりませんが、沖縄におきましては、たとえば公営住宅の一戸当たりの平均価格が約二百六十万円というようにところで予算上は組まれております。

○上原委員 最近、海洋博問題が非常にクローズアップされております。物価問題を考える場合に、当然、沖縄におけるそういった資材の値上げ、あるいはマイホームを夢見る庶民の家屋建築等々ということについても、調査をしたり実態をつかんでおかなければいけないと思うんです。物価というところ、生鮮食料品とか野菜というよりなことだけを、経企庁にしても、開発庁にしても強調なさる節があるのですが、そのこともこれからやらないといけない問題であるというところはわかります。しかし、復帰前三・三平米で大体三百ドル程度。三百ドル程度といいますが、いまの単価に直すと十万円前後、十二、三万円ずつくれているお家屋というものが、現在では、那覇市あるいはその周辺近郊においては、十三万から三十五万、三十万前後だといわれているのです。普通のあれで。そういうことがどれだけの県民生活あるいは物価問題に関係をしてくのか。労働力の問題、これなども、やはり政府の物価政策の一環としてとらえて対策を立てる必要がある問題じゃないとお考えなのですか。

では、ことばを覚えて申し上げますと、海洋博構想が出てから物価が沖縄では非常に大きな値上がりをしてきたという面もあるわけですね。さらに、復帰後の観光客が増大をしているというところ。狭い地域に多くの人が行くそれだけ物価がつり上がるというところは、これはもう常識だと思ふのです。当面している物価問題もさることながら、海洋博との関係においても、沖縄のこれから消費者物価あるいは資材、建材、県民生活に及ぼす諸物価についての対策、計画というものを、

を、当然政府として立てるべきだと私は思うのです。

その点については、むしろ長官のほうからお伺いしたいのですが、いまのような皆さんの御説明ですと、何か本土と比較してもそんなに数字的に問題がないのだというようなことでは、沖縄の物価問題なり県民の要求というものがどんどん踏みつぶされていく結果にしかならない。その点について御計画なりお考えを賜わりたいと思ひます。

○小島政府委員 私どもは、沖縄の消費者物価問題が決してそんなに楽観的なものであるというふうには毛頭考えておりませんので、今後、本土以上にそういう面の対策を強化していかねばいかぬということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、海洋博の実施に伴います物価問題というものが二つございまして、一つは、おっしゃるような建設、労務、資材関係の、特に最近値上がりの激しいものの問題でございます。これにつきましては、海洋博覧会推進対策本部の中に関連施設部会というものが設置されて、これが実は通産省じゃないかと思ひますけれども、当然いまの沖縄の物価問題が最大の問題でございますので、おっしゃるようなことがさらに激しくなるといふことはたいへん遺憾なことでございますので、私どものほうの所管ではございせんので、あまり責任ある回答はできないのでございせんけれども、鋭意検討を進めていると聞き及んでおります。

実は私どもの企画庁といたしまして分担しておりますのは、この対策本部の中の物価対策部会というものでございまして、これが最近設置されました。ただこの守備範囲は、海洋博の開催が近づくと従って、当然、これは先ほど申しました人口増に伴っていわゆる日常生活物資が値上がりするであろう、これを防ぐということが私どもに与えられました使命でございますので、この点につきましては、先ほど申しましたように、企画庁の

事務次官がこの部会のチーフになっておりますので、関係各省庁の協力を得て、今後十分できるだけの努力をしたいと考えております。

○加瀬説明員 ただいまの御答弁の中で関連施設部会の話がございましたが、関連施設部会は私どもが実は当番を担当しておりますので、現在四十八年度の所要の労務、資材の需要量を算定中でございます。今週じゅうにも数字がまとまるかと思っております。今後の対策といたしましては、

工事が時期的に一時期に偏することがないよう工事の計画的な執行とか、あるいは必要とします労務、資材の計画的な供給、手当てということが大切かと考えております。

御承知のように、四十七年度末におきまして、沖縄におきまして、非常に労賃が高騰したり、あるいは資材が上がったというようなことは御指摘のとおりでございますが、この原因といたしましては、沖縄の復帰に伴います本土制度への事務の移行という点に非常に手間がかかりまして、たとえは昨年九月現在で、本土では公共事業の契約済み額が大体七四％という時期に、沖縄ではわずかに三％弱という状況でございます。年度末に非常に工事の発注が集中したという点も、それが沖縄の農繁期でございます。キビの収穫期と重なったという点も不幸な事態が重なりました。労務、資材の高騰という結果が見られましたので、今回の教訓にかんがみまして有効な対策を至急立てる、こういうことによりまして、一般の建築その他に御迷惑がからぬような有効な対策を考えていきたい、かように考えております。

○上原委員 海洋博推進本部といたしまして、対策本部といたしましては、先ほどの企画庁の生活局長の御答弁では、物価対策本部もできたのですか。物価対策本部はどの省にできているのです。

○小島政府委員 これは部会長が経済企画庁の次官でございます。それで、企画庁が庶務をいたし

まして関係各省庁と連絡をしていくということになります。

○上原委員 その物価対策本部というのは、海洋博推進本部の一環として関連づけてあるわけですか。企画庁独自の立場での物価対策ということですか。

○小島政府委員 海洋博推進本部の一環としての物価対策本部でございます。

○上原委員 本部ではなくて部会ですね。この点については、開発庁は、せんだって海洋博問題についていろいろお尋ねした場合も、関連施設部会の設置等を行なって、資材、建材の供給面、労働力問題等をやっていくことでした。そのことも当然やらねばいけません点だと思ふのです。しかし、それはややとすると、資材や建材をどう確保するかという、推進をしていくための量の確保に非常に重点を置いて御答弁なんですね、一貫して。それだけでは物価問題というのは下降しないと思うのです。もちろん、需要と供給のバランスがとれなければ、不足すれば上がるといふのは当然ですが、起きている日常物価の問題については、いまいち物価対策部会でやっていくわけですか。

○小島政府委員 沖縄海洋博の開催に伴う消費者物価、生活物資の値上がりについては、この対策部会で対策を考へるということでございます。

○上原委員 海洋博に關係のないほうはどこでやるのですか。何も海洋博だけが目当てでないと思うのです。そういう海洋博推進によって起きてくるデメリットということも当然やらなければいけないわけですが、県民生活に及んでいる日常物価全体はどの部門でやるのですか。

○小島政府委員 それはほかの県と同様でございます。各品目によって各産業官庁が直接の所管をして、企画庁は物価対策の観点から総合調整をいたしておるわけでございます。先日も地方物価担当官会議というものを開きまして、沖縄からも御参加いただいて、ますます地方における物価行政を推進しようということである議論いたし

たのでございますけれども、当然各県と同様の立場で物価対策を進めるといふことであります。

○橋口(隆)政府委員 ちょっと補足的に御説明を申し上げておきますが、沖縄は特に政治的、経済的に特殊な関係がございます。特にまた離島でございますから、そういう点からも物価問題は非常に懸念をされるわけでございます。それで、ただいま御説明申し上げましたように、海洋博に関連して土地や物価が上がっておりますので、取り急いで推進対策本部にいまの物価部会をつくりまして、また建築関連の部会をつくりまして、これらから押えようということでございますが、これを離れまして、沖縄の物価対策というのは非常に重大でございます。経済企画庁としましては、この際、特に沖縄だけは地域的にも特別に取り上げましてその抑制策を講じよう。特に物価局が新設されましたならば、その点につきましては格段の努力をいたしたいと思ふます。

○上原委員 いま答弁があったからちょっと理解できたのですが、私は確かに、復帰をした以上沖縄も一票であるという位置づけは、これはいいと思ふのです。何も沖縄だけを特別扱いしないという気持ちには毛頭ありません。また、政府に甘えようという気持ちも、われわれは毛頭持っておりません。しかし、長い間アメリカの軍事占領支配下にあったという歴史的事実というものは、否定できないわけですね。そういう過程で、物価問題なり本土とのいろいろな格差というものが生じたということは、単なる沖縄に住んでいるわれわれだけの責任じゃないわけですよ。そういう意味で、海洋博の関連の物価問題に対しては物価対策部会で検討していく、あるいはそのほかについては、先ほどの生活局長の御答弁によると、何かほかと同じようなことだという印象を受けたのですが、いま御答弁があったからいいのですが、いまの沖縄の物価問題については、やはり本土とは異なった面がいろいろなファクターとして出ているということ。その一つの大きな要素として海洋博という

ものもあるのだという位置づけでないと、私はいかないと思ふのです。

したがって、そろそろ時間も来ましたので大臣にお伺いしたいのですが、この物価局の設置との関連において、私は、開発庁を含めてなんです。が、沖縄の物価の実態について、どうも数字的にただつじつまを合わせようといううらみがなきにしもあらずなんです。御答弁を聞いてみると、もっと実態を把握して、それに適切な対策を立てていく。もちろんそれは、国のレベルでやらなければいけません。県の段階でやらなければいけません。いろいろなあるでしょう。そういう行政指導なり方針というものが、計画というものが必要じゃないかという気がするのです。その点についてはどう取り組んでいかれようと思ふのですか。あらためて大臣の決意といいますか方針というものを明らかにしていただきたいと思います。

○小坂國務大臣 上原委員のお話はよく承っております。お気持ちも十分理解するところでございまして、非常に沖縄の問題というのは私ども重要と考えております。したがって、この物価局が新設されました晩におきましては、沖縄においてはどうなっておりますかと、私どももいたしまして、常に総理府等の所管官庁にその実態の報告を特別に求めるような配慮もいたしながら、長きにわたって異民族の統治のもとにあつて特殊の苦しみを受けられた同胞が、万一何か物価の問題で特別の苦しみをなめられるようなことのないように特段の配慮をいたしたい、こう思ふます。ただそれには、物価局ができるということがそういうことをさらに実効あらしめるということにしたいと考えておりますので、その点をお含み願いたいと考えておる次第でございます。

○上原委員 物価問題というのは県の段階でやるべきだという意見も政府部内にならぬような気がするわけですが、しかし、復帰後の沖縄の物価問題については、今年の二月定例会で県知事も、物価対策については地方自治の段階でできる

のはきわめて限られているのだ、やはり国の分野で物価安定対策というものを努力をしていかなければいけないのだ、ということ強く打ち出しておられるわけですよ。復帰後、公共料金にしまして、都市ガスとか、そういう面もやられていて。従来、沖縄現地で手当てできたものも、復帰後の特別措置があるとしても、物価の安定対策についてはやはり国がやらなければいけない。したがって、いま大臣も物価局設置の暁はと言っていますが、これを設置させるためにそういつたりツブサービスをしておると思いたくありませんが、ぜひひとつ、そういう方向で沖縄の実態について調査をしていただいて早急な対策を立ててほしい。特に私は、海洋博の問題について、沖縄県民だけが生活関係の面において多くの犠牲を受けるということはいかないと思うのですよ。狭い地域にあれだけの公共投資がなされるならば、当然物価の値上がりというのは出てくるわけですが、それに対しては特別に、海洋博との関係においては物価対策というものをやるべきだと思うのです。

あと一点は、先ほども御答弁がありましたように、沖縄は離島ですから、輸送コストの問題についても、運輸省なり政府全体で、農林省を含めて考えていく必要があると思うのです。そういう部門にまで配慮した物価対策というものが立てられているのかどうか。特に輸送コストの点については、私は考える必要がある問題だと思っております。これについてはいかがですか。

○小島政府委員 先ほど、ほかの県と同じようにと申しましたのは、企画庁の立場としてはそういうことなのでございまして、これは、沖縄開発庁というほかの県にはないような総合的な国の役所もあるわけでございます。ですから、農林省にしろ運輸省にしろ、各種の国の対策を沖縄に關してはそこで取りまとめて総合調整をするということもございまして、それから、先ほどおっしゃいました輸送コストの問題等は、確かに一つの問題点であると思っております、これは今後十分検討いたしてまいりたいと思っております。

○上原委員 おことばを返すようですが、開発庁というの確かにありますけれども、しかし物価問題は、担当庁は企画庁ですからね。そういうことで、ただ開発庁にまかせる、あるいは海洋博推進本部にまかせるとおっしゃっていませんが、もつと企画庁としても積極的な姿勢というものがあつてしかるべきだと思うのです。

ぜひ大臣に念を押しておきたいのですが、輸送コストの問題は、これは海洋博との関連においても、どうしてもただ商業ベースでさせるというわけにはいかないと思うのです。たとえば前々国鉄運賃の問題もいろいろあるわけですが、沖縄は、国鉄の利用というののも、国鉄の恩恵を受けるというふうなことも全然ないわけですね。これは省は違つておるかもしれませんが、そういう面でも、輸送コストの問題なり物価問題との関係において、もつと政策的な配慮というものが私は出てきてしかるべきだと思うのです。そういうことを含めてやっていただくことを強く要求しておきたいと思うのです。もしそうやりますという御答弁がいただければたいへん幸いなんです。○小坂国務大臣 先ほど、私がリップサービスというお話でもなかつたですが、それに近いお話がありまして、非常にこれは心外でございまして、御承知のように、私は十年間非常に沖縄のことに對してやつておるのでありまして、しんから沖縄の県民各位のしあわせを祈つておるものであります。そういう点からいろいろ問題を考慮しておるということを申し上げておきたいと思つております。

また国鉄問題は、これはまさかないのですけれども、道路の開発ということは非常にやつておることは、御承知のとおりでございまして。しかし、そういうふうなことを進めるにつけても輸送費がかさむ。あるいは離島でございまして、そこに消費がふえれば物価が上がるという点でいろいろな配慮をし、たとえばセメント等についても特別の配慮、台湾あるいは韓国から送つておるといふことも御承知だと思つて、そういう点は今後

できるだけ配慮していきたいと思つてのであります。

○上原委員 私も短いながらも、大臣のお人柄、そういう誠意についてはわかる気がします。ことはの足りない面もあらうかと思つたのですが、ぜひひとつ、物価問題だけじゃなくて、これからの沖縄の開発等を含めて考えていく場合に、本土でも、最初に申し上げましたように、物価というのはいへんな政治課題ですが、同時に、沖縄においてはもつと切実な県民生活の問題になつていくということも理解をしていただいて、きょう申し上げた点が早急に解決されるように特段の御配慮を御要望申し上げて、質問を終わりたいと思つてます。

○三原委員長 大出俊君。

○大出委員 先般の私の質問の中で二点ばかり、後ほど調査をして報告をする、並びに資料の提出をするという御答弁がございました。私、その二つについてあらためて質問をいたします。私、その二つで、特に委員長の御了解をいただきました。

そこで、資料をいただいたわけでございますけれども、ここに社団法人日本食肉協議会昭和四十六年度事業報告及び決算報告書というのがございますが、中身に触れますと、私がこの前指摘いたしましたように、まことにどうもこの金の使い方がありまして、だから、この問題を詰めていきますと、ちよつとこれは決着がなかなかつかぬのではないかと気がいたします。だが、まるきりこれは素通りもできない。そこで、何点かひとつ皆さんに承つておきたいのです。

まず一つは、この報告書の中に、この間、私が申し上げました輸入牛肉にかかる差益金関係事業というのがございます。何に一体使つたかという問題でございまして、食肉流通改善対策というふうなことで、やれ包装食肉の一時保管施設などというところから始まりまして、あるいは消費拡大をはかるためのポスター、パンフレットなどとか、たくさんございます。あるいは料理の講習会

であるとか、たくさんあるのであります。あるいは、食肉販売業経営技術改善向上に關する講習会、食肉小売り販売業者の従業員豚枝肉処理技術競技会。競技会などやる限りは、何か出すということになるわけですが。これは豚の枝肉ですが、牛肉を二五%の関税を取つて輸入をする。なお国内の生産牛肉との間の価格差が開く。だから調整金をさらに取る。二五%の税金なり二〇%の調整金を合わせた四五%というものは、百グラムなり二百グラムずつお買いになる主婦のふところから出てくるわけでありまして、その金を、たとえばいま一番最後に例をあげました食肉販売業に携わつていらっしゃる方々、つまりその屋の技術向上、つまりその屋の労働者であります、その方々の技術向上、つまり枝肉から肉を取つてさばいていく技術、そういうふうなことを向上させるという意味の技術講習会、競技会、こうなつてくると、賞品も要るんでしょう。これは全くこの方々は、買つてきて、売つて、中間でもうけておるわけでありまして、税務署が調べて、差益率何%と全部明確になつておるわけですから、そうなる、そこで使つておる皆さんでありますから、その経営者は、その方々の技術向上には当然みずからの責任においてやらなければならぬ筋合いでありまして、これは経営上の経費であります。そういうもの、つまり、零細な庶民の食生活の中から、二五%の税金なり二〇%の調整金なりというものを払つておる。つまり、さいふから払つておるわけですが、そういう金を使うというふうな形のもの、決算上明らかになつておるというのと、一体何でそういうことを農林省は認めるのか。世の中おこりますよ、明らかに。

だから、これを私、取り上げると切りがないのでございまして、まずこの点について、これは別の資料がたくさんございまして、あらためて決算委員会とかでやりますけれども、いまのような使い方について将来に向かつてどうするかという、こころあたり、方向づけを私ははつ

きりしておいていただきたい。これが第一点であります。

それから第二の問題は、紙あるいは板紙の需給安定についての対策がここにあります。こちらに、紙パルプ使用製品及び使用原材料価格の推移について、という数字をいただいているのでありますが、この限りでは、一体どうして紙が神隠しにあったと言われるごとく、私は足元の横浜市しか見ておりませんけれども、至るところの中小の印刷業を営む方々のところに、注文があつても紙がない。実はたいへんな苦しみでございます。こういう問題の理由の説明にはならない、こう思うのでありますが、まず二つ質問をいたしますので、納得のいく御報告をいただきたいのであります。

○大河原太政府委員 お答え申し上げます。

前回、輸入牛肉の差益の使途について諸般の御指摘を受けましたし、いろいろな問題点の啓示をいただいたわけでありましたが、輸入牛肉の差益の問題につきましては、実はその差益を取るべきかどうか、あるいはその使途いかんということにつきまして、前国会において物価対策特別委員会と種々御議論を賜つております。

その論点の結果といたしまして、一つは、現在の輸入割当て制のもとで、消費者割当てと事業団に対する割当てと二本に分かれておるが、国内の需給調整のために輸入する場合において、やはり畜産振興事業団の割当てをふやせという御結論を委員会として御指摘を受けたわけでございます。これについては、四十七年度下期からそのような方向をとりまして、本年度上期におきまして、七万トンというより前年の三倍程度のワクをふやしました際も、消費者割当てワクを固定して事業団ワクをふやすという方法をとったわけでございますが、差益につきまして、これについていろいろな御議論を賜りました、特に使途を明確にすることは、先生のたゞいまの御指摘の中にもございましたように、流通対策その他でございますが、非常にばらまかれてお

るし、その点が非常に効果が問題だし、本来業界が負担すべき点があるではないかという御指摘がございまして、そのような御議論を得ましたので、私もまたいたしましては、四十七年度から輸入牛肉についてのこの調整金の管理委員会を農林省に置きまして、第三者でやってもらつて審議していただくということ、これは委員会の御指摘もあつたわけでございます。それから生産対策その他に重点的に活用しろという御議論がございまして、その方向に沿つて進んでおるわけでございますが、御指摘もございまして、四十八年度におきましては、まず本来その業界負担的なものを、その点については大幅に削減する、生産対策を七割ないし八割にしたいという点が第一点あります。

それから第二点は、先生も御承知のとおり、団体が非常に多い。この団体の交付先を大幅に整理して、ほぼ御納得のいただける線に正したいという点で、現在検討中でありまして。

○村田説明員 紙の関係をお答え申し上げます。

先生御指摘のように、ことしの一、二月の需要の伸びが、紙の関係が一〇％、板紙が一六％、非常に異常な伸びを示しております。三月はまだ統計が整備されておきませんが、ほぼ同様の数字になつておきまして、こういうことを反映いたしまして、一方設備動向は、一昨年来の不況と公害対策の強化ということを反映いたしまして、こゝろ三年急速に設備の増設が落ちております。こういうことを反映いたしまして、全体の需給がかなり窮屈になつておきまして、これでわかりますように、在庫率が全品目ともほとんど落ちていくという状況でございます。

ただ、御指摘のように、これだけを見ますと、やはり一カ月分程度の在庫はあるわけでございますから、決して物が足りないというようなことにはならないわけでございますけれども、たとえば、この表の中で上質紙というのがまんにございまして、この中にもいろいろ厚さとかによりまして規格がございまして、こういうふうに設備がフル稼働

に近づいてまいりますと、採算の悪い薄ものについては、メーカーはどうしてもこれをすかないで、厚ものほうを重点的にすいていくという形になつております。それから、うしろに薄用紙とございまして、これも全体の統計が、たばこの巻紙等も含めて薄用紙全般になつておりますけれども、この中で複写用の薄用紙をとりまして非常に逼迫しておる。これは、ノーカーボン紙がPCB問題その他でまた昔流の薄用紙に転換していったというふうな特殊な事情もございまして、この薄用紙の中でも一定の品種は逼迫しておる。こういう状況になつております。

こういう状況になつておりますのかんがみまして、私もまたいたしましては、先般来メーカーの代表、流通の代表を集めまして、現在の限られた能力、資源、原料をどういう需給逼迫品種に重点的に振り向けるように要請いたしまして、その協力のもとに具体的に需給緩和策をはかつてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○大出委員 私資料なしでものを言っているわけじゃないんで、きよりの時間の関係もございまして、再度これを保留させておいていただきたいと思います、明日、いずれにしても決着をつけなければなりませんので、時間がなければ決算委員会その他でやらしていただきたいと思つております。

第一のいまのお答えでございますが、私は皆さんが新宿の伊勢丹の中へ行つていただければわかると思ひますが、輸入牛肉の指定店その他も最近いろいろ配慮されておきまして、先ほどワクをいろいろ変えたとおっしゃいますけれども、私は昨年の物特で、四十六年以前の松浦君が質問している中身などもよく知つております。その前から私もよくわかつておるわけです。だがこれは、どうしても納得できない仕組みでございますから、できればこの際……。

牛肉というのは高過ぎるのです。ニクソン大統領の言によれば世界一高い。そういうことで放任はできませんので、せめて輸入牛肉については、

国内産の肉との価格格差があつても、全体の需給関係の伸び率を考えてみますと、それも資料で持つておりますが、安く売つても一向差しつかえない時期に來ている、私はこう思うわけでありまして。輸入肉がまずいいといわれるのも、たしか十六度だつたと思いますが、解凍するときに肉汁が出るからまずいということになつておるわけですが。これも四十五年から技術改革をされて変わつています。だから、そういう点等を考える、もう調整金などというものは考え直す必要がある、こういう時期に來ているという気がする。この議論をいたしますと、じゃ関税をどうするんだという問題も出てくる。したがって、これは私の意見として、ただ単にワクの問題でなしに、こういうものを物価対策としてひとつ抜本的に検討する必要があると私は思ふのです。

企画庁が物価局をつくるというわけでありまして、けれども、そこらところは総合調整をして、どうしたら一体、消費者物価がたとえどれだけであつても安くなるかというところに論点がなければいけない。たとえばポランタリーチェーンをつつくるといつたつて、ただ単に小売店の強化助成策だけではなくて、その次の仕入れが安くなる、だから販売が安くなる、つまり消費者物価が安くなるというところに結びついてこそ意味があるわけでありまして、そういう意味でこれは考へておかなければならない問題だと思ふ。これは大きな課題にしたいだいて、たまたま経済企画庁に物価局をつくる論議をしているのですから、これは小坂さんのほうで、これは単に肉だけではありませんんで、関連をいたしましていろいろな問題をほんとうに抜本的に御検討をいただいて、庶民一般が納得し得るように、そして手に入る物価が安くなるように、これは皆さんのほうで御検討いただきたい問題だと思ふのですが、いかがでしうか。

○小坂国務大臣 私は、先般大出委員からいろいろ御質問をいただきました、非常に同感する点が

多かったのでございます。実はさっそく櫻内農林大臣に対しまして、こういう御提起があった、ひとつお互いに研究しようじゃないかということをお願いしておきまして、農林大臣も、そう、量が三倍になるんだから、その問題も拡大されるわけだということをおっしゃられたので、いま御指摘のような方向でいろいろ検討させていただきたいと思えます。

○大出委員 わかりました。ひとつそういうことをお願いいたします。

私、実はこの三年間いままの問題はずっとこまかく調べてみました。指摘があった。これはたいした長い指摘じゃないですよ。たくさんある問題の中で、四十六年のものは朝日新聞の十二月四日号だと思えますが、記事が出ております。以来どう変わるかなと思つて見たんだけど、多少変えたかなという変え方も四十七年度は見えて、それでは困るから、抜本的な問題を考える時期に来ている。以来、今日物価が上がりつぱなしに上がつて、昨今の商社問題を含めてたいへんな値上がりなんです。だから、そういう時期だから抜本的な問題に入る時期じゃないか。

たとえば三十七年に特に野菜等がたいへんに上がった時期がございます。そのときに農林省としては生鮮食料品小売市場管理法という法案をお出しになった。御存じでしょう。あれはある意味で農産部知事が産地直送方式なんというところで団地に向かって考えられたのと同じ方式で、皆さんはたとえば東京周辺に二十カ所考えられた。正確に申し上げますと食料品総合小売管理法というんです。衆議院は通つたが、継続審議になつておりまして、またその次の国会でつぶれた。自民党の皆さんのほうは仲原善一さんが農林部会長をやつておられるときです。そこで、なぜつぶれたかといふと、われわれから見るとね、いさゝかおかしなわけですよ。二十カ所生鮮食料品総合小売市場管理法をつくる。その管理会のメンバーがいつの間にか想定されている。そして農林省をおやめになった古手官僚の何とか山

になつてつちやつた。そういうばかげたことをおやりになるものだからつぶれてしまった。

あの問題は、物価をどうしたら下げられるかという抜本的な問題をとらえて徹底的に皆さんが努力し合うという形になれば、それは、青果物の小売りの皆さんの組合だつて、東京の大沢会長、あるいは神奈川県横須賀の石井会長、おなじく減つていくわけですよ。だから、私に言わせる、そういう官僚型のものの考え方ではなくて、実は経済企画庁がせつかく物価局をつくるなら、そういうことはほんとうはそちらがきつちつと押さえてやうていかなければならぬことになる。たまたま肉などの高い時期になつていんだから、野菜が高過ぎたので皆さんがああいう考えになつたんだから、抜本的に考える時期に来ているというのを申し上げまして、いまの御答弁で当面納得いたしますので、ぜひひとつ前向きな御検討をいただき、せつかく局をつくる機会に、当面どうするかというところを含めて、物価を押さえる、下げる、こういう方向で御努力をいただきたい、こう思うわけでありまして。

○三原委員長 午後三時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。  
午後一時五十八分休憩

午後三時十二分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 官房長官の忙しい日程でございますので、いさゝか委員数が足らぬようでございますけれども、始めさせていただきます。そこで、長官、きょうは昨日のこともこれあり、いわゆる春闘末期でございますからお忙しい

わけでございますので、ひとつポイントをとりえて申し上げますので、お答えをいただきたいのであります。

いま問題になつております十一柱の中国の方々を日本から中国にお送りをする、そして八百九十九柱の軍民両方にかかわります日本人の遺骨を中国からお受けをして日本に持つて帰るという問題をめぐりまして、たまたま廖承志さんの代表団も来ておられますし、陳楚大使も着任をされたわけでありまして。かつ昨日は日中友好議員連盟の設立も超党派で行なわれておりますし、あわせて旧来から日中友好協会が折衝に当たつてい、こういう経緯がございます。

そこで、まずいづごろこれは事が運びそうかという時期的な判断、これをひとつ、長官おわかりであればお答えいただけますし、あるいは外務省の方々のほうで、適当でございましたらそちらからお答えをいただき、あわせてこの間の船便という話が一時ございました。そういう御無礼なことではきぬのではないかと意見等もこれあり、途中から、おそらくこれは二階堂官房長官の御尽力だと思つておりますが、実は航空便の往復にするとお話しを援護局長を通じて私は聞いておりますけれども、これに対してもいさゝか考え方を異にする面がある。が、しかしその前に、その経緯を、長官のお手元で二番目の問題はおまとめいただいたのだと思ひますので、まずひとつお述べをいただきたいと思ひます。

○二階堂國務大臣 戦争中になくなられた中国の方の十一柱と、それから私どもの仲間でありまして日本人でなくなられた方の遺骨が中国に残されておるといふことでございます。私はこれを聞きまして、一日も早く自分の国にお引き取り願ひし、またお帰り願つたほうがよろしいということで、この話が三月の二十三日ごろでありますか、後藤田副長官のほうにまいりまして、私に相談がございました。そのときに伺いますと、何か貨物船ですか、船でお迎えにいくのだ、こちらに残されておる中国の方の十一柱をお送りをするのだ、こう

いうお話でございましたので、私もちよつと考えまして、それは何ほ何でも、船で何日かかるかわかりませんが、なくなられた方の遺骨を送り迎えるするのは、どうも私の感じにちよつと合わない感じがしたもので、もうひとつ、いままでなぜ残されておつたかという問題もあるわけですが、それはともかくとして、飛行機の時代だし、何かもつと早くお届けするなりお迎えしたほうがいいのじゃないかといふことで、飛行機で行つたらいいじゃないかと言つたら、まあ金の問題もありまして予算に組んでないのだ。船のつもりで予算に組んでおるかどうか、私はその点は確かめずにおつたのですが、とにかく飛行機で行つたら来たりますんだから、飛行機で送つたらどうか、こう言つたら、まあという話でもございましたが、しかし私は、すぐその日に厚生省と外務省へ、飛行機で送るやうにしないか。金はまあどのくらい要るか、私も全く考えなくて、飛行機でやらないかと、この命令してあとから聞いてみると、やはりなかなか金がかかるのです。当然でしょう。そこで飛行機にしてもらつたといふことでございますが、できるだけ早くといふことでございますから、連休明けにでもそういうことができれば、厚生省と外務省のほうと相談をいたしてみたいと思つております。早いほうがいいと思ひますから、連休明けにでも、こう思つております。

○大出委員 これはたいへん長い年月、故人にとつてみてはたいへんなことではございましたが、時期は、たまたま長官お答えになりましたように、連休明けにでも早急に、こういふふうに考えている、外務省、厚生省にそういうふうにとつと進めてもらふようにしたい、こういうお話でございますから、時期は私もよくわかりました。

そこで、いまお話し、幾ら何でも貨物船では、長官の感じとしてこれびつたり来ない、だからこれは、飛行機で行つたり来たりますんだから飛行機にしないか、こういふふうに言つて、予算上あるかないかは問題があるわけでありましてけれども、飛行機にしたのだ、いまこつたお話でござい

方々が滋賀県大津の月心寺というお寺で、村上どころだんという西本願寺派の有名なお坊さんでありますけれども、そこへ毎年必ず集まってやっていきます。したがって、こういう方々がいろいろ相談して、時の経緯を全部知っているわけです。

時の経緯を全部知っているわけです。

この八百九十九柱の中に、この重慶の収容所の関係の方が三十八柱あるわけです。これは自分たちがみとつた方々でもございます。たいへん収容所では親切にしていただいたそうでありますから、その中で不満はないそうであります。この間に紅十字の方々に中に入っていたいたりしまして、李徳全女史がおいになったときに、この会の方々が会見を一時間はかりいたしまして、そのときに八百九十九柱はこういふふうにしてやろう、三十八柱は軍人と民間と分けてあってこうなっているという話があって、そしてできるだけ早く帰すという話であつたのですが、政治的に話が進まずに今日に至っている、こういうわけですから。

そうだとすると、向こうに行つて、紅十字の方々だとか、再三お骨折りをいただいた李徳全女史、なくなつておられますから、墓参だとか何かの札を尽くさぬことには、行きました、三時間で

さあ帰りますでは、幾ら何でも慰靈、遺骨の方々に申しわけないと思う。ずいぶんお世話いただいた紅十字やその他の方々にも申しわけない。たいへんな三十八柱集めることについて努力をされた方々にも申しわけない。だから、やはり行った以上は、欲をいえば、途中でたくさんなくなったのでも、常德、桂林から鎮遠の間、そこらの土なども許可を得ていただいて、いま滋賀県にみんなで金を出してつくっているこの部隊の慰霊塔の中に入りたいという話し合いも実はしている。そういう団体は一つだけじゃありません。いま一例をあげたのですが、そういうことでございます。

だから私は、官房長官の気持ちがわからぬわけじゃないけれども、せっかく長い年月一日も早くというところでやってきた方々がたくさんいるのだから、その声を聞く。実はきのう吉田浩

晴代議士等が、七、八名のそういった団体の方を集めて、官房長官に面会を求めたいというのでここに來られたのですけれども、長官がお忙しい日程であつたために、お目にかかれずじまつた。

そこで、きのうは吉田法晴さんも、何とかこの委員会で官房長官にそこらも訴えて、いまの、一往復ということについて声を大きくして言われたというのですが、少し声を小さくしていただいて、関係団体等との話し合いも少ししていただいて、そこらも御尊重いただいて、何とかひとつさういふ話し合いを進めた過程で再考願うという御配慮をいただければ、こういう話は実は私も直接い

ただきまして、それで実はきょう御出席いただきた、こういうわけなんです、そのところを言い切りにしないで、少し話し合いの余地をおつくりいただければ、こう思うわけでありまして。三時間ではいかんともなうわけでありまして。

○二階堂國務大臣 神さまになられた遺骨でありますから、荷物みたいに取り扱うわけにはまいりません。基本的にこれは私どもの考えでございますが、また、いま事情を聞きますといふいろいろな事情があるようでございますが、私も最初のいきさつを申し上げますと、船というので、それは困る、飛行機にしない、それじゃ一便だ、行く人数も、五人ふえ十人ふえ二十人ふえじゃ困りますよ、ちゃんときまつたことありますからと、そういうことで一便と申し上げて、それで飛行機にすればもう一便だ、また何人だということになつても困りますから、ただいまお述べになりました事情もよく私も理解ができますから、しかし、厚生大臣とよく相談をしまして、善処いたします。大きな声で申し上げます。善処いたします。

○大出委員 一便だという声が大きな声で善処というふうに変まりましたから、お忙しい官房長官でございますから、ありがたうございました。あとはひとつ関係各省と相談させていただきます。そこで、続いて承りたいのでございますが、いまのその一便というのは経費にして幾らかかるの

は。つまり十一柱をお届けする、中国側の礼をくすという、これは礼儀の国でございますから、さういふ意味で盛大な慰霊祭が行なわれる。したがって、その間飛行機を置いておくわけにいかぬから帰ってくる。そして今度は八百九十九柱をい

ただきにこちらから行く。また盛大な慰霊の儀をやつていただきます、それをいただいて、たいへん長い間お世話になって、またお世話もしていただいたわけでございますから、こちら側の各種団体の方々もたいへん痛切な気持ちでおいでになるわけでございますから、紅十字会の李徳全女史その他の墓参りくらいはせめてしたい、お礼を言いたい、こういう気持ちには私は当然だと思ひますので、そこらところをやつてくださつて、受け取らせていただけて帰ってくる。これが二便なんですから、その場合に一体どのくらい金がかかるのですか。前後の違いはまたどのくらいなのかという点を少し御説明いただきたい。

○高木(玄)政府委員 一便と二便の場合、一便ふえることによつて、五百四十万経費が違つてまいります。

○大出委員 五百四十万、これは私もうかつたんですが、二階堂さんは私に電話で、一千万違ふ、こつと言つたから、一千万くらい何だこの前電話で言つたのですが、いま聞いてみるとまだ少ない、五百四十万とおっしゃるから。そうならば、せつかく向こうでお守りをしてくれたわけですから、いままできちつとして。また関係団体の聞くところによると、全部が全部墓から出しているのじゃない。土葬でございますから、三十八柱のうち軍関係の方々のほうは一カ所に安置してあるということのようであります。

したがって、さういふふうな点を考えますと、やはりどうも中国側に対する礼を欠くことになりはせぬか、一便で早々の間にあわてて受け取つて帰るのは。したがって、そこらところは物理的な面。また、いまやまさに国交は回復され、二

国間の友好親善という問題が将来大きくあるわけでございますから、さういふ面で、これは政府と

いう同じ立場ですれば、齋藤厚生大臣もなかなかものを言にくいところではございまいしょうけれども、まずその心情というものはお互いあるわけ

でございますから、さういふ意味で、何とか各関係団体の心情を察する、さういふ線ではひとつ検討してみたい、さういふお気持ちを私はいただきたのでございますが、いかがですか。

○齋藤國務大臣 だんだんお話しいただきましたことを私も十分理解いたしておるつもりでございます、関係団体の御意向等も十分承りまして、先ほど官房長官からお話のありましたように、私も官房長官と十分相談いたしました、善処いたします。

○大出委員 まあ、さういふ席の善処というのは前向きで受け取る習慣になつておりますから、私も前向きで受け取らせていただきたいと思ひます。

そこで、時間の関係もございまして、いま申し上げましたこの件は、もう一言つけ加へさせて

いただいて終わらせていただきたいと思ひますが、この関係の方々に承つてみますと、いまここに私がお見せしました名簿にいたしましたも、これは重慶の関係の方々だけなんです。なお足りないのださうでございまして、三百余柱おいでになるわけでございますから、これが半分ちよつとの方々は、何年にどこでおなくなりになった、輸送の途中、移動の途中でなくなつた方、それはどの辺でというふうなことで入つていられるものもあります。しかしなおわからない方々もある。名前だけ

よりやくわかつていられる方々もある。名前だけい方もこのほかにある。さういふ事情なんであり

なりませけれども、さういふふうになつておるか、把握なさつておいでになりますか。

○高木(玄)政府委員 先生もお話になりました、戦争中とらわれの身になつた重慶での元日本軍の捕虜の方につきまして、ただいま援護局で、このうち日本にお歸りになつた捕虜の方の名簿として

二千四百四十七名の名簿を整備してございます。それから、重慶におきまして収容所で収容中になくなられた日本軍の捕虜の方、この方につきましては三百六十四名の名簿を私どもの局で現在持つております。

○大出委員 そこで、外務省の皆さんに少し聞いておきたいのですけれども、大使赴任が相互に終

わつたわけでございますが、前に私が承りましたときには、国交が回復され、大使をおのおの交換をするという段階でいきなり遺骨の問題についての話を出すことは、相互の感情といふものも考慮すればはたしていかがなものかという気もあ

と、さういふふうな話がかつて出たことがございまして。これは外交ルートという面で今日どういふふうな話し合いになつておりますのかわかりませんので、この時点でちよつと御報告をいた

きたいのであります。

○大森説明員 非常に広い地区にわたりまして戦没者の方々がおられるということを私どもも承知してございまして、これら戦没者の方々の遺骨の調査、收拾を行なうといふことにつきましては、長

まして話し合いに入りたい、かように考えております。

○大出委員 ということは、まだ具体的な話し合いに入っていないことになると思うのですが、そういうことでございますか。

○大森説明員 そのとおりでございます。

○大出委員 それでは、ここでちょっと気がつきまして、別な質問を警察庁の方々にさせていだきまして、いまの問題に戻らしていただきたいのでございます。というのは、警察庁の方々も、昨日の件等これあり、たいへんお忙しいことでもありますので、質問が少し時間がかかりますので、お待ちをいただくのは恐縮でございますから、ほかの方々に申しわけございせんけれども、ちょっとここで二、三点聞かしていただきたいのでございます。

まず第一に警察庁の方に承りますが、これは焦点をほって申し上げますから、その点だけについてのお答えをいただきたいのであります。

昨晚、東京電環各駅でいろいろ問題が発生をいたしましたして、事の善悪という問題はさておきまして、それなりにまた真剣に私も考えなければいかぬ問題だと思っておりますが、ただ、ふに落ちぬ点がございまして、けさの私どもの国対でも論議になりました、これだけは承っておかなければならぬと思っておりますから、お答えいただきたいのでございます。

幾つかの場所ですいろいろなことが起こりました。警察庁のほうの御調査で、大体どのくらいの地点で問題が起こったのかということが一つ。それから、まだ現地に行つて調べておる時間がございせんが、新聞によりますと、各問題の起こりました場所所々に「市民の生活と人権を守る会」という団体のビラがどこにも散つていた。中には「このままでは第二の上尾事件が起こるぞ」、こういう趣旨のビラであるというふうに毎日新聞はじめ幾つかの新聞が書いてあるわけでありまして、これは一体どういう関係でこういうことになつていたのか。きょうもし調査をされておれ

ば、各所にそういうことになつていたのかどうかという点、どのくらいの地域で起こつたかという点と、そのおのおのにこういうことがあつたというのでありますが、それは一体新聞報道が事実かどうかということ。それから三、四に、「市民の生活と人権を守る会」というのは、皆さんのほうで把握されておる限り、一体どういう会であるとお考えなのかという三点を、概略の御説明をいただきたいわけでございます。

○室城説明員 最初に何力所で問題が起きたかというお尋ねでございますが、首都圏の中にしほりまして、ほかはその大きな問題があつたとは聞いておりませんので、埼玉県の東武東上線、山手線、中央線沿線で問題が起きております。総計、駅の数にいたしまして、大宮を加えて二十九ヶ所から被害があつたという報告を受けております。

第二の「市民の生活と人権を守る会」という名称を使ひましたビラの問題でございますが、このビラにつきましては、いろいろ調査をいたしておりますが、私も、いままで調査いたしました結果、御指摘のような名称のビラを発見いたしております。

○大出委員 調査中ということのようでございすから、それ以上申し上げせんけれども、何かテレビその他を見ておりましたも、ビラが配られていたことは事実のようでございすから、また、新聞をお読みになるとわかりますけれども、毎日新聞をはじめ、だいたいそこらには書いてありますから、ちょっと気になりますので、また再度、これはまだきのうのきょうのことでございますから、それ以上ここで時間をかけることは無理だと思ひますので、別の場所でもた聞かしていただきたい。忙しいところをお呼びいたしました恐縮でございます。

また、警察庁に厚生省の問題とからんで承りたいことがはかにございまして、こちらもおからの調子が悪いというお話を聞いておりますので、ひとつ先に問題点だけ聞かしていただきたいのでありますが、日本には動物保護あるいは管理とい

う法律がないのでございますけれども、これまた長い歴史的な懸案になつておりますが、この問題の扱いをめぐるまして、本委員会の理事会で、これまで長年いろいろ相談をしまつたところでありまして。

そこで、各党各理事の皆さんの御努力、御協力をいたしまして、大体、法案という意味での成案に近いものを得たわけでございますけれども、そこで、日本獣医師会あるいは東京都獣医師会をはじめ、国際的な会でございます日本動物愛護協会、あるいは日本動物福祉協会というふうな団体が二十幾つございまして、おおむねの団体の方々に御出席をいただいて、日本野鳥の会とかいろいろございすけれども、御意見をいろいろいたいただきましたところが、この中に警察庁にかかわる問題が出てまいりました。

たとえば動物園なんというのは、上野動物園、多摩動物園等いろいろあります。全国至るところにありますが、何をもちて動物園といふのかという点がまず一つある。たとえば船舶のヘルセンターに行く動物をたくさん並べて人を集めていふ。商業的な動物の扱い方をしている。あるいは、そんな規模でない、まさに小公園に動物を置いているというものである。その間にときたまは、被害者が出る。そうすると、それは一体的にどうなるのか、業務上過失だけで済んでしまふ筋合いなのかどうかという問題がある。

ところで、動物園の規模によつて管理責任というのはいくつあるのかという問題がある。これは動物園協会の方からいふいろいろなところまかい意見が出ましたが、ここからは取り締まり当局は、被害者の状況その他をながめてみて、一体どういふ意見をお持ちなんだらうか。ぜひこれはひとつ委員会等の席上で聞いておいていただいぬかという意見等が出てまいりました。ごもつともな意見でございます。実は警察庁の方々に、ずいぶん苦心の労作を御調査の結果いただいておりますので、この問題に関する御苦心に感謝を申し上げます。

いまのような点がございすのと、なおもう一つ、爬虫類といふものについての規制が全くない。どこにもない。ところが町では商業的に毒を持つヘビを扱っている。最近はそのよく持ち歩く、そういう部類の方々がおいでになる。あるいはまた、これが逃げ出して世間の大きな騒ぎが起る。騒ぎが起つて、サルの場合なんかもうださうでございすけれども、こういう動物が逃げますと、取り扱いを知らない一般の方でありますから、必ず警察から動物園に対して、その方面の専門屋に御出張をいただきたい、こういうことになる。しかたがないからやむを得ず何人かの専門屋を差し向ける。サルが屋根の上のぼつた、木の上のぼつた、専門家が誘導したりいろいろやつて元におさめる、こういうことが年じゅうある。ところが、これは一切動物園側の経費負担になつてしまつておつて、いまだかつて、この種のことについてどこからも援助をいただいたことがない。こういうことになつていふのですけれども、まあしかし、動物園という立場からいってやむを得ぬと思つてまいりましたが、こういうことについても、これは将来に向かつて何かお考えいただかないと、市民を騒がせるというふうなことで、あわせて納得いたしかねる。したがつて、このことも一ぺんぜひ関係当局に確かめておいてもらいたい。こういうたいへん切実な、その方面の専門にやつていられる方々からいふ熱心な御意見が出ましたので、できるだけ早い機会に確かめておきましようということになりましたので、いまの二点について、時間の関係等がございすから、警察庁の皆さんのほうにとりあえず御回答いただきたいと思ひます。

○相川説明員 先生ただいまお尋ねの件でございますが、私も警察の立場としてまだ十分内部で煮詰めた意見ではございせんけれども、私、保安課長として考えております点を一、二申し上げたいと思ひます。

御指摘のように、動物の保護とかあるいは管理ということにつきましては、現在、いろいろと法

律を調べてみましたが、必ずしも十分でない、整備されていないというのが現状であるようです。私どもが取り扱いますのは、先般も全国的に調査をしてきましたが、とりあえず飼い犬——まあわが国には犬が飼い犬ないし野犬としてだいたいふおります。詳しい数字は申し上げませんが……。

○大出委員　日本には狂犬病予防法がありますね。登録の義務がありますね。登録犬がありますね。未登録犬がありますね。野犬がありますね。そこらはどのくらいいるか。私は、たしか六軒か七軒の御家庭に一匹いる勘定になるのだろうと思うのですが、一番新しいデータをおつくりのようでございますから、この際ひとつ、それだけはあわせてお述べいただきたいのであります。

○相川説明員 答弁の途中になりましたが、お尋ねでございますので、お答えいたします。

狂犬病予防法に基づく登録頭数、これは厚生省さんとも連絡をとりまして私どもも把握しておりますのは、三百六万頭くらいおるといわれております。それから飼いだとして未登録犬、これは推定でございますけれども、大体八十万頭くらいおるであろう。それからそれ以外の野犬でございますが、これは五十七、八万頭おるのではないかと思います。パーセンテージに直しますと、狂犬病予防法に基づく登録頭数が大体七〇％ぐらい、それから未登録犬の飼いだが一八％ぐらい、野犬が一三％ぐらい、合せて何と四百四十四万頭くらいになるといわれております。これも後ほど厚生省のほうからあるいは正確なお答えがあるかと思いますが、まあたいへんな数にのぼっております。

そこで、前段のお答えを申し上げたいと思いますが、私も調査してみますと、飼い犬や野放しの野犬によりまして、子供やおとなを含めて、人が被害を受けている咬傷事件、かみつかれた事案がどのくらいあるかを調べてみました。四十七年度で、私もが検挙した事案でござりますけれども、これが全部で二千五百件くらいにのぼっております。これは、検挙します場合に、いま取り締

まり関係の法律は、先生御存じのようにまず軽犯罪法がございます。それともう一つ、刑法の業務上過失といふことで、飼い主が十分管理あるいはつなぎとめ等をしなかった場合にかみついた場合、業務上過失で責任を問うわけです。それから、全国で四ないし五の府県を除いてほとんどの県に飼い大取り締まり条例がございます。これにの法律や条例をも罰則がございますので、これらの法律や条例を適用して取り締まりに当たっておるわけです。

そのようなことから考えてみましても、重物の保護ないし管理は、関係の法律ないし条例の整備が必ずしも十分でないように思います。これは動物の愛護の面からいいまでも、あるいはそういう家畜といいますが、家犬、これの対人傷害といいますが、被害の面を考えてみましても、もうちょっと整備をする必要があるような感じがいたします。

ただ私ども、取り締まり面でいまちょっと申し上げたのですけれども、これは、私、決して私たちの責めをのがれるわけで申し上げているわけじゃありませんが、警察で取り締まる面ということで動物の愛護なりあるいは管理というものを規制していく方向がはたして妥当だろうかという点については、若干の疑問を持ちます。まあ、ほかの省庁で担当するようになるのか、あるいは自治体でやるようにするのがいいのか、その点十分詰めておりませんけれども、私、素朴にはそういう考え方を持っております。

それから第二の点でございますが、確かに先生御指摘のように、ペットで爬虫類、特にヘビであるというものは、確かにカゲなどを愛玩している家庭がないわけではありません、特に外国産の珍しいそういうものにはあります。確かに小さいうちはペットというふうに愛玩対象なんです。ところが、そういうヘビとか、場合によれば猛獣のライオンの子供とかあるもの、トラの子供、そういうようなものも赤ん坊としてはペットの対象になるんですが、いつそういう動物は幼児からいわれる成獣といいますが、一人前の猛獣に移るかもしれないわけです。

飼い主は非常になれてなつておりますから、飼い主そのものに對しては、たとえある程度成長してもペットとして十分従順であらうかと思ひます。しかし、事、飼い主以外の他人に接する場合には、きのうまでのかわいいうペットというものが一瞬にして猛獣と化す、そうしてたいへんな被害を受ける。現に最近、新聞紙上等を見ましても、犬によつて子供がかみつかれて死亡したというやうな事例もございますし、その点を考えてみますと、そういう爬虫類あるいは猛獣、猛禽の小さい幼児をペットとして愛玩しているものについて、何らかの規制なり管理基準というものを定めていくことが必要ではないかと私自身は考えております。

答弁にならないような答弁ですが、以上でございます。

○大出委員　たいへんお忙しいところをお呼びいたしまして恐縮でございましたが、たいへんたくさん資料をおつくりいただきました、ありがとうございます。後ほどあらためてまたひとつお知恵をおかりしたいと思っておりますけれども、きょうのところ、たいへんどうもありがとうございます。

先ほどの遺骨の収集の問題に戻っていたと思いますが、なるべく時間を節約をして承っていきないうのでありますが、基本的な問題をまず承りたいのです。

予算でございますが、どうもあまりといえば、  
どうも日本の遺骨収集というもののに關する予算がこんなことではという、実はまあ話にならぬと言つたほうが早いんですが、予算ではないかと言いたいのでありますけれども、実はそういうことでございまして、これは心ある人の國際的なものとしての種ではないかとさえ思われる程度でございまして、その間たくさんの民間団体におぶさつて

いる。しかもそのたくさんの方々の民間団体にろくな補助も出していない。昨年度のように、四千万ばかりのもの組んではみたようなものの、その中の主たる三千万からのものはフィリピンに慰霊塔を

つくる金でございましたから、これまたどうも話にも何にもならぬ、こういう中身でございました、どうしてこういうことになっておるのかという一番根本のところをまず承りたいのであります。

○高木（公）政府委員 この遺骨収集は国の責任において実施すべき事業だと私も考えておりますが、これらは、講和発効後二十八年から政府が遺骨収集の派遣団を広く旧戦域に出しまして遺骨の収集を行なつてまいつたのでございますが、ただいま御指摘のございましたように、過去における遺骨収集の経費というのは千五百万とかあるいは二千万とか、要するにその程度金額が計上されてまいつたわけであります。しかし、そういうことでは、いつまでたちましても遺骨の収集というものがらがあかないということもございますので、昭和五十年ということになりますと、もう終戦三十年になる、何とかそれまでに遺骨収集というものを大きく促進しなければならぬ、かように考えまして、この本年度の予算におきまして二億を上回る予算を計上いたしました。初めて億の単位をこす遺骨収集費を計上したわけであります。

これによりまして、先生いま申されましたように、民間の方々に従来遺骨収集について御協力いただきておりましたけれども、すべて手弁当でやっていたのだというのを改めまして、約一億円足らずでございしますが、三分の二の補助金を、こういった民間の遺族会、戦友会の方々と政府と一緒に遺骨収集に協力していただく方々に出すようにいたしました。いずれにいたしましても、本年度から予算の面でも姿勢を改めまして、遺骨収集につきましては強力に促進してまいりたい、かように考えております。

○大出委員　ちよつと念のために、どのくらいの手算を今日まで何年から組んでこられたかという点をあげておいていただきたいのでございますが……。

○高木(玄)政府委員 昭和四十二年の予算額が千三百七十八万七千円。四十三年度千五百九十五万二千円。四十四年度千九百七十二万四千円。四十五年度、遺骨収集だけについていけば千六百五十二万八千円。それから四十六年度二千円。それから四十七年度千三百三十五万六千円、そういう状況でございます。それから四十八年度は、先ほど申しましたように、遺骨収集につきましては二億二千三百三十五万九千円計上いたしております。

○大出委員 いまの金額でいきますと、これは戦後二十七年たちましたですね。八年目になりますか。そうすると、戦後二十七年で合計一億四千万の金しか組んでいないことになる。たいへん広範囲に日本軍はかつて戦闘いたしたのでございますから、このたいへん広大な地域に、戦後二十七年間でたった一億四千万。これで遺骨収集をしようということがどだいナンセンスなんです。

私はこの前の委員会でも、ことし一年間のサラブレッドの輸入の話をしたことがある。通関統計で調べてみたら、一年間でサラブレッドを三百三十七頭輸入しているんですね。三百三十七頭のうちで、丸紅飯田が買ったのが百七頭ある。百七頭を幾らで買ったかといえば、五十一億ですよ。そうすると、戦後二十七年間で、馬一頭分の予算しかかけなかったなんてばかなことがあるか。これじゃまるきり、それこそ一銭五厘の召集令状と同じ。私もその一人で、私も出征兵士ですけれどもね。その二の舞いをやってきたことになる。それでは遺骨収集のていをはたしてない。

だから、遺族会の方にしても、あるいは遺族に全く関係のない、日本青年遺骨収集団などという方々が百何人かおいでになる。この方々のものなど読んでみますと、ずいぶん苦心しておられます。粗食にたえて、しかも街頭で募金をする。そうすると、日本青年遺骨収集団なんといったって、名前は通っていないわけだから、聞いてみると、うさんくさそうな顔をして、何だと聞く人が出てくる。ぼくら毎年こうやって、マーシャル群島等に

遺骨の収集に行っているんだという話をする。それでもそう集まらない。したがって、しかたがないから、この青年諸君、ほとんど学生さんでございまして、この方々が一々重労働の土方までやって、金を集めて収集に行かれる。それで、腹が減ったあとといって、さて食うものという満足がない、現地の方々が非常に同情するというようなことが繰り返されて、しかもこの方々は実は遺骨収集の主力なんです。あるいは主力の一つと言ってもいいと思う。だから、政府から派遣された方々はホテルに泊まっておいて、こういう民間の方々が民宿をして自炊をやっていて、こういう姿をほうってきた政治責任というのは一体どこにあるんだということになる。これは厚生大臣、一体どこにこの責任があるのか。これは私はなまやさしい問題でないと思う。いかがでございますか。

○齋藤内務大臣 御指摘を受けましますとおり、今日までの遺骨収集予算というのは、合わせてたつた一億。私もこれはほんとうに申しわけない次第だと考えております。率直にいつて、実は私も、昨年の暮れ大臣に就任いたしましたして、何ぼ予算要求しているんだと、こういうわけですよ。三億足らずだ。これはびた一文削らないようにしろということにしたので、これだつてまだ少ないのです。ね、ほんとうに言いますと、ですから過去のことは、いろいろ御指摘のとおり、私は何とも言いようがありません。これは率直に言うて、けれども私は、こういうことであつてはならぬ、もう四十八年度からは思い切った遺骨収集というものをやらなければならぬということまで力を尽くそうという、前向きに変わってきたということだけはひとつ御理解をいただいて、私も四十八年度のこの予算で十分かどうかよくわかりません。来年度においてもできる限りの予算を獲得いたしまして、ほんとうに南海の孤島その他に散つておられる日本人の遺骨をできるだけ早く内地にお迎えしなければならぬ、こう思います。

特に、今日まで民間の方々の非常な御協力をい

ただいておることについては、私どもほんとうに感謝いたしております。役所側のほうの派遣団のほかに、現地において手弁当で、わずかな金を集めて、そして遺骨を集めておられた方々、ほんとうにこういう方々には衷心より感謝を申し上げる次第でございます。今後とも民間の方々の御協力なくしては遺骨収集はできないようでございます。特に南海などにありますと、草もだいぶ繁茂しておりまして、その現地の様子を知っている人でないといわれないそうです。そういうふうな意味で、特に現地に行つておられた方々、そういう方々の御協力もぜひいただいて、そして一柱でも多く内地に帰つていただくように今後努力いたす覚悟でございます。

○大出委員 大臣、私のここにある資料によりますと、昭和四十二年に千三百七十八万四千円、これで集骨地はレイテ、ルソン、サイパン、テナン、ロタ、ペリリュー。四十三年が千五百九十五万五千円、集骨地は西イリアン、硫黄島、カミギン、ルソン、これだけですね。四十四年は千九百七十二万四千円、一年間に。集骨地は東部ニューギニア、ネグロス、ミンダナオ、セブ、ホロ、硫黄島二回。それから四十五年二千二百三十五万五千円、このうち五百二十一万五千円は硫黄島の慰霊碑の建設費。そして集骨地が韓国の徳積諸島、ニューブリテン、ブーゲンビル、メレオン諸島、北ボルネオ、硫黄島二回、サイパン、テナン。四十六年は二千一百万円。集骨地がギルバート、ソロモン、ガダルカナル、済州島、西イリアン、マーシャル諸島、サイパン、テナン。四十七年は四千六百八十万円。ところがこの内訳は、三千三百四十四万四千円というのがフィリピンの慰霊塔建設費ですね。集骨地は、スンガイバタニ、これはマレーシアの陸軍病院のあと地だそうですが、それからサイパン、テナン、ロタ、カロリン諸島ということ、これは四十七年までの六年間の合計が約一億四千万円、こういうわけなんです。

ところが、オーストラリアというのは、人口どのくらいあるか、皆さん御存じですか。——いい

です。オーストラリアというのは、人口一千万ちょっとなんです。一千万ちょっとで、第二次大戦でなくなった方は、計算すると日本の五十七分の一なんです。ところが、五十七分の一の人しか死んでいないのに、一千万ちょっとの人口のオーストラリアが、何と、四十七年までに三億円の金を使っているんですね。日本に直して三億円。日本は、四十七年までに、さつき申し上げましたように一億四千万しか使っていないのです。オーストラリアの五十七倍も死んでいて、人口も一億もあつて……。

そうするとこれは、戦争に負けた国とはいえないが、今日まさに経済大国、GNP世界第二位というわけですね。さっきの、中国に遺骨をお届けをする、受け取つて帰ってくるということだつて、聞いてみれば、まあ二階堂さんをおこらしてもしようがないから言わなかったけれども、わずか五百何万の話。事、一体遺骨というもののについて、かつての戦争の傷あとというもののについて、戦後は終わっていないということになるのか、これから、一体いまの政府はどう考えているのか、こういうことになりましたね、ほんとうに。私も実はいろいろ目につくものですから調べてみまして、これは何とも腹が立つてしょうがない。

オーストラリアの方々の墓地には、たいへん広大な土地をわざわざ買つて、オーストラリア軍の兵士の墓がきれいにグリーン芝生に包まれて、まさにフランスの墓場に見られるような、りっぱな平たい大理石の墓石をつくつたりしまして、そこに全部遺言が刻んであるわけなんです。ところが遺言のないのがある。ないのは即死なんです。即死だからない。負傷した、重傷を負つたという方々に最後のことはをみんな言わせて、戦友が書いたのです。われ義務を果たせりなんて書いてある。あるいはメリーちゃんさやうならなんてあるわけ。そういうのが全部墓石に一つずつある。そこまで刻んで墓をつくつていて。

ところが日本というのは、飛行機の残骸とともに、砲弾の破片とともに、南海の孤島に草深く埋

もれている。しかも何回かの集骨団が集骨してきた場所はどこかというところ、一番海に近くて、一番入りやすくて、一番出てきそうなところで、やぶに入っていたら、ごろごろころがっているところ。だから、日本青年遺骨収集団なんという方々は、わずか三十何人という少数で行く。それでも二千体からの遺骨を収集する、あるいは出かけていたら手ぶらで帰ったことがないという。必ず遺骨があるという。それは何かというところ、山のようにあるのだけれども、日程の関係、人数の関係で収集ができないというだけである。そういうことになる、これは人の数をふやして日にちをかせさなければならぬ数多く収集ができるということなんです。これは間違いない、厳密な事実、冷厳な事実です。だから、元の戦地に行ってみたいというので行った老夫婦が、収集団が帰る。何で帰るんだ、まだ山のようにあるじゃないかと言ふ。それでも金がないから帰ってくる。そうすると、帰ってしまったのは来年まで一年間また雨ざらしで置いておくのか、こう言って嘆いたという記事が実はもの本にございます。

姿勢は変わったはずだと齋藤さんおっしゃるけれども、ことしの予算要求でも、四億足らずの予算要求をなさったはずでしょう。これが一億八千万も大なたをふるって削られたんじや、一体それはどうすればいいんだということになる。ことしだって二億二千万かそこらのはずですよ。それでしよう。だから、そういうことになるやばい、私は大臣の姿勢を変えようという御尽力は認めますが、だが、私の一番大きな心配は、いまのこんな二億二千万かそこらのペースで、オーストラリアだって、日本の戦争で戦没された方の五十七分の一の人にもかわらず三億かけているというのに、それを五十年で終わると言ってみたら、四十八年度の予算で四億足らず要求したものを二億二千万かそこらに削られてしまふ、一億何千万か削られてしまふ、こういう状態で、五十年といたら来年、再来年しかない。これでは皆さんの腹の中は一体何だといったら、これは慰霊碑を

建てるのかなんとかというところにある。フィリピンだってたいへんな三千万からの金を使っている。このときに遺骨収集の金は、慰霊碑に使ったから九百万か一千万足らずなんです。しかし二千八百体近い遺骨がこの年は収集されている。つまり残った金で収集したのです。

その陰には民間団体が手弁当で収骨をやっている。さっき一例をあげた日本青年遺骨収集団じゃありませんけれども、この方々も、最初から遺骨収集を目的にしたのではない。学生が集まって、南海の孤島で死んだ諸君のところに行ってみようというので、つまり文学的な学問的な研究を含めて行った。行ってみたら、至るところに遺骨があるものだから、収集せざるを得なくなつて収集団に切りかえる気持ちになつたわけですね。そういう事情の中で、なおかつほうりっぱなしにされている。

それで一体五十年までで収集ができるか。そうじゃないはずだ。慰霊塔や慰霊碑をこしらえて、それで打ち切ったんだということにしてしまふ。結果的にそうならざるを得ぬと私は思う。そうされたのでは私は非常に困る。五十年までに収集を終らせるということに私は大いに疑問がある。そうなることは黙っていられぬ。ことし厚生大臣が一生懸命四億近いものを要求した気持ちがあるから黙っておつただけけれども、それが削られた。しかも五十年と、こう言い出された。来年、再来年でそんなことができるはずはない。できるはずがないのに打ち切るといふなら、あとはどうするのだということになる。

遺骨収集がこれからまだまだ詰まっていくな、どうなるか。いまはどこに行つたてあるのだけれども、これから詰まっていいたら、断崖絶壁であつたり、それこそまさに人が入れぬところであつたりすると危険になる。だから私は、何人かを送つても、幾ら金をかけても、探しても探しても遺骨が見つかぬといふところまで政府は続けて努力をして、そこまでいかなければ打ち切るべきではない。打ち切れないはずだと私は思う。そこ

らの腹の中は、一体、大臣何で五十年というふうにおっしゃるのですか。できないことをおっしゃるのでですか。

○齋藤国務大臣 お話を待たなくても、私も五十年度末までに絶海の孤島に散つておる方々の遺骨を収容できるなどとは思いません。先ほど援護局長の申しましたのは、五十年度を大体のめどとして最大の努力をしたいということを言つただけでございますから、その点は誤解のないようにお願いいたしますが、私も、いまのような、たとえば三億か四億かけて、これが四十九年度、五十年、五十一年度でやつたつて、五十年度までに全部やることはできないと思ひます。これはもうおっしゃるまでもなく、戦争でなくなつた方々を一柱でもお迎えをすることが日本国民として私は当然の心情だと思ひます。なるほどいままでの点は、合わせてたつた一億、ほんとうにこれは申しわけない。こんな金額では何とも説明のしようがございません。ですから今後は厚生省も大いに姿勢を改めて、そして五十年度というのを一応めどにするならめどにしてもいいですけれども、いまのような金額でできるなどという思ひ上がった気持ちを持ちませんで、ひとつ今後とも一柱でも多く帰つていただくように最善の努力をいたす考えでございます。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕  
○大出委員 あるオーストラリア人が、私も組合運動の時代に何回か豪州も知つておりますけれども、言つたことはの中に、いま南海の孤島に横たわつて残っている遺骨というものは日本人のものだけだと言つておるのです。それじゃ君は協力をしてくれないのかと言つたら、幾らでも協力する、現にしているじゃないかと言つておる。いま大臣がいみじくも言われたように、まさに日本という国の義務なんだから、まずやるべきことは日本という国がやるべきではないのか、そうすればわれわれはどんな協力もする、こう言つたという、これももの本に書いてあります。こういう状態にしておくことは、ますますもつて日本の国

柄というのに対して——経済大国でございませう。商社活動は盛んでございませう。国際的に、黄禍じゃないけれども、日貨排斥運動がどんどん起る。援助をするといつたつてたいへん高い利子です。中国の援助と比べてみれば一ぺんにおか。そういうことばかりやつて、経済的には手持ちドルは持ち過ぎている。だから円切り上げが出てくるという世の中に、自分のところの人間の遺骨はほっぽりっぱなしだ、こういう姿勢というものが、私はいまの日本の経済体制を含めて、あるいは政治姿勢という問題につながることを私は思ふ。

だからこれは、くどいようだけれども、大臣、この点は改めなければいけません。そういう意味では、これは各党ともに、この点はひとつ、私自身も、これは振り返つて考え方を改めなければいかぬと思うのですけれども、ほんとうに政党政治なんですから、政治の姿勢を問われるのですから、そういう意味で各党がそろつてこの問題に全力をあげる。五十年と政府がおつしやるなら、政府もその姿勢になつて、むしろ各党に呼びかけて、ほくらも収集ができないような年じやない、やつぱりそれは出かけていって、そうしてこの運動を進める、そういう姿勢がほんとうにあれば、私は五十年ということだつて話はわからぬわけじゃない。やつぱりそれは、一つの委員会が真剣になつて出かけていって、現地情報というものをどうしたら集められるか。現地に協力を求めればやつてくれるのだから。そういう姿勢に変わらなと、五十年なんて言つてみたつて、また五十年めどと言ひかえてみたつて、同じ結果にしかならぬ。

したがつて、くどいようだけれども申し上げておきたいのですが、二百三十万といわれたりいろいろしますけれども、戦争でなくなつた、つまり日本人の戦没者といわれる方々は総計何万でございませうか。  
○高木(玄)政府委員 総計二百四十万でございませう。

○大出委員　そこで、二百四十万の方々の中で、総計でどれだけ収骨ができましたか。

○高木(玄)政府委員　本年一月現在でございますが、海外から遺骨をわが国にお持ち帰りしました数が百四万八千八百三十九体でございます。

○大出委員　私の手元の資料によりますと八千八百三十七体になっておりますが、二体ふえておりますが、それはまあいざにいたしまして……

そこで、部隊の復員のときに、政府、民間等による送還、中国の場合はそれが大体大多数だと私は思うのでありますが、蒋介石政府の時代でございますが、日本が占領しておりましただけに、比較的逃げていまして、そういう意味では遺骨を持っていった、納めていた、この現実があつてさうなつたのだと思つてありますが、それが一体どのくらいお持ち帰りいただいたのかということとあわせて、しからば、いまのお話の中で、政府派遣代表等による送還数、これは一体幾らあるのか。つまり、民間の側はどのくらいあつて、政府が収骨したのはどのくらいあるのかという点。中国の場合には雲南は手がついていないはずでございますし、東北地方の場合にも残っているはずでございますけれども、そこらのところを含めて、一体政府ベースと民間ベースでどうなっているのか、いまの内訳は。そこらもあわせて承りたいのであります。

○高木(玄)政府委員　中国の場合は、中国本土での戦没者の数が四十五万五千七百名でございますが、部隊が復員の際に戦友の遺骨を奉持して帰還いたしておりますが、その数が四十五万一千七百体でございます。したがって、四千体まだ残つておるといふのは、これは雲南地区に四千名の戦死者が出ておまして、その遺骨が未処理になつておりますので、それだろうと思つて。それからもとの満州、現在の東北地区でございますが、ここでもなくなられた方が、軍人、民間人合合わせまして二十四万五千四百名でございますが、そのうち日本にお持ち帰りをした遺骨が三万八千体

でございますので、二十万をこえる遺骨が未処理ということになっております。

それから、先ほど申しました、全体でいままで日本にお持ち帰りしました遺骨百四万八千八百三十七体、このいま申し上げた数の内数でございますが、このうち政府派遣団の持ち帰りました遺骨が十二万四千六百七十体でございます。それから民間団体によつてお持ち帰りいただいたのが九千九百九体でございます。ただしこの政府派遣団による十二万四千六百七十というのには、政府派遣団と民間と協力してやつた分も政府派遣団の持ち帰つた数に入れておりますので、十二万の中に民間に御協力を得て集めた分も含まれているということでございます。

○大出委員　いまのお話のように、たとえばさっき私が申し上げた日本青年遺骨収集団なんかも、なくなつた方にたいへんお気の毒な状態になつていくということ、若いのがゆゑに深刻に考えられて、学校の理科系統の学生さんなんというのは、わざわざ家庭教師とかをやる。理科系統、忙しいですから、私のせがれなんかも理科系統で、年がら年じゅうレポートばかりやつておりますけれども、そういうのをいまして、家庭教師や予備校の先生までやりまして、時間のかかるようにして、それで金をかせいで収骨に行く費用をつくる。そういう努力までしてやつた。それで、これは少し方向を変えてというので、そつちのほうに一ぱいあるからということ、三十四人にも人員をふやして行つたら、そこが政情不安定で収骨できない状態であつた。たいへん泣きながら残念がつて帰つてきたこともあつて、それから皆さんのほうと連絡をとるようになり、皆さんのほうの情報をまずキャッチしたのを主体にして、それまでもろく情報しか皆さんはキャッチしておられなかつたのだが、この青年遺骨収集団等いろいろ言われて、皆さんのほうは情報をキャッチして、現地がそのことを許さうかどうかというように、そこも調べて、そこはだいたいふだんということ、またこの青年遺骨収集団等は行つていゝんです

ね。だから主体はそつちなんです。さつき私が申し上げたように、政府から派遣した人はホテルにいたりしているが、この学生さんたちは、手銭、手弁当で自分の能力を使って金をかせいだり、ずいぶん金を集めているようです。いろんな人のところを歩つて寄付を仰いで、一年に二百何万集めている。自分たちが二百何万持つて、寄付を集めてそれで行つていく。人数が多いのですから、一人当たりどのくらい持つていくかというと、六万四くらいずつ個人で持つていく、学生がアルバイトで。それが民家を安く借りて、事情を話して自炊をやつていく。ところが政府派遣のほうは旅費をもらつて行く。そういう形で實際やつていゝんです。

そういうばかげたことをやつていゝものかどうか、ここには問題がある。それにしても、民間のそういう方の協力を得てやつていゝながら、あるいは日本遺族会の青年部の方々がやつていゝながら、十二万四千六百七十しか政府ベースでは収骨をしていないのです。さつきのお話のように二百四十万でしよう。そして収骨できたのは百四万八千八百三十七しかないのでしよう。百四万八千八百三十七のうちで、政府ベースで民間の協力を得てやつて、そして十二万四千六百七十しか収骨していないのでしよう。戦後二十七年たつて。そういうばかげた話はない。だからほんとに、これは一般の皆さんに呼びかければ、それじゃ私もアルバイトして行つてやろうなんていう人は一ぱい出てくる。皆さんが実情を知らないだけだ。そうだとすれば、政府は、五十年をめぐとなさるなら、やり方を含めて、抜本的にどうするかという案を立てなければいけません。全く官僚的に、ことしの予算はかくかく通りましたという中で、事業という形の中で、補助金は実績に応じてということになつていゝのだけれども、さうすると最近、いろいろな団体がほかほかできていゝ。だから、早い時期には民間ベースで行くのだから文句は言いませんけれども、団体割引にならぬからといって遺骨収集団と銘打つて行かれる。

民間のほうだから政府は金を出してないのだけれども、新婚間もない方々が観光を兼ねて団員になつて行つたりする。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕  
だから現地で笑われてみたり、そういうことができ上がるんです。それじゃ、遺骨を収集するにしても、なくなつた方に完全に相済まぬことになつたのだから、そういう点は大臣きちつとしていただきますと……

それで、やはりもっと大きくキャンペーンを張るべきです。戦後の長い年月、一般の天下の大新聞がたいへん大きなキャンペーンを張つたことはない。正論新聞なんていう新聞はびよたる新聞だけれども、一生懸命キャンペーンを張つてやつていゝ。人まで送つてやつていゝ。これは目にしているけれども、全体として、そういう遺骨を収集しようじゃないかという運動も起こつたことがない。これはほくらの責任でもある。だから、そこらまで考えて規模をひとつ考えていたでいて、援護局も援護局の中に閉じこもらないで考えていたでいて、何とかこれは、五十年というなからそれでもいいが、しやにむに五十年で決着をつけるといふ大運動を起こさなければいけません。これは、政府主導であらうと、何党主導であらうと、そんなことはかまわない。国会の委員会だつてそれくらいの責任はお互いに負わなければいかぬのです。そこまでお考えを願いたい。それでなければ大臣の答弁というのはいゝことになる。いかでございましょうか。

○齋藤国務大臣　だんだんの御指摘、私まことにごもつともだと思つて。従来のようなやり方については、私どもも厳に反省を加へなければならぬといふことをしみじみ感じておるわけでございまして、五十年度をめぐとしてと申しまして、いまのような状態では五十年で全部完成するかどうか、率直に言つて私も自信はありません。

そこで、私はこの際はつきりお約束申し上げますが、遺骨収集についての計画のやり直し、これ

をやります。そして政府だけの力でやろうなんというのを考えてはいけないと思いますから、民間の方々、ほんとうに今日まで献身的にいろいろやってくださったおの方々があられるわけですから、そういう方々の御意見、御協力もいただきながら遺骨収集の計画をやり直して、そして新しい計画に基づいて事業をやっていく、こういうふうにいいたしたいというのを、この機会に、私、先生にはつきりとお約束を申し上げておく次第でございます。

○大出委員 厚生大臣が一ぺん、サイパンでございましたが、テニアンでございましたか、ぼつと行かれたことがある。だがしかし、問題はほとんど解決をしない。だから、いま大臣から前向きでたいへんありがたい御答弁をいただきましたが、この問題は、そういうことで五十年というふうにおつちやたらならば、ほんとうにぜひそれでしやにむにそこまでやってみる。そして、どうしてもそれがやり切れなければ計画を延長していただいで、何とか収集し切る計画でやっていただく。収集集団が行ったが、どこをさがしても手ぶらで帰ってきたというふうなことでやってみれば、あるいは国民の皆さんは御納得をいただいて、遺族の方々も、それなら初めて慰霊塔を建てるということに賛成すると私は思う。ろくに遺骨一つ収集もしないで慰霊塔だけ建てたって、何の慰霊にもならぬ。そんな金があるのなら、何で南海の孤島に一年間その方々の人骨をほうっておくのですか。慰霊塔をやめて、その金を使って収集したほうがいいですよ。そうでしやう。遺骨収集もろくすっぽやらないで、片一方で慰霊顕彰でございしますなんて、麗々しく靖国神社法なんというものを出すのは気が知れぬけれども、やることはやらなければだめですよ。だからそういう意味で、いまま少しとばかり走り過ぎて恐縮だけれども、心情としてはそういう気にならざるを得ぬので、ぜひお願いしたいのです。

そこで、この際一つずつ承っておきたいのでございますが、これは一月四日の朝日新聞でござい

ます。あわててとっておいたわけなんですけれども、沖縄の糸満の郊外で一挙に三百体のいわゆる野ざらしが発見された。これも、日本政府なるもの、ずいぶん怠慢だと私は思うのですよ。この場所は何と那覇市から九キロしかないのです。糸満市の真栄平の丘陵で、二十メートルの丘の上に南北に約百メートルの幅で伸びている雑木林の中に遺骨が散乱していたというのです。その間にさびつた不発の手りゅう弾が三、四体ごと一個づつころがっていた。そこから伸びる木の幹をちやうどかんだ形になっていて、木が伸びるものだから歯がかりで割れる、そのまま木が伸びていくという写真があります。

私も昨年、沖縄に二カ月に一ぺんずつ参りましたけれども、ここまで気がつかなかったのです。が、現地の方々に知っている人もいたのです。そうすると、政府の遺骨収集をする熱意が足りなかったことになる。すぐ目の先に三百体もあつた。そうでしょう。ここはどういう場所であつたかというところは、地元の人には知っている。最後に牛島中将が自刃をされたあと、敗残の兵がそこに集中したのです。だから、刀折れ矢尽きしているけれども、最後の戦はやろうとした丘だったというんです。しかもやった丘だったというんです。だから、戦史をお調べになればどういうことになったかぐらいわかつているはずなんです。南部戦跡を歩いたら説明がみんな出てくるのだけれども、沖縄にはないはずだということになっておつた。だとすると、沖縄でさえこれなんです。

私は、去年の夏でございましたが、硫黄島に視察に行きましたときに、ついでこの間こういふ壕が発見されました。死体が寄りかかったままでありましたが、水筒に水がいっぱい入ってありました。あけてみたら、腐りも何もせず水がそのままあつた、はたして何に使おうとしたのかという話まで実は現地で聞いた。そういう状態なんですから、そういう意味では、これはぜひひとつ御検討いただきたいのです。

さて、その沖縄でございしますが、皆さんは沖縄

にはあとのくらい残つておると推定なさつておられますか。

○高木(玄)政府委員 沖縄におきます遺骨収集の状況、今日までの経過を御説明申し上げます。

沖縄におきます戦没者の数であります。軍民合わせまして約十八万に及んでおります。これらの戦没者の遺骨の収集につきましては、戦後間もなく地元住民の手によって始められまして、約十三万五千柱が収集されております。沖縄におきます遺骨収集につきましては、平和条約発効後、直ちに政府はアメリカ政府と交渉を重ねました結果、昭和三十一年にアメリカ政府の了解が得られましたので、昭和三十年以降は琉球政府に委託いたしました。遺骨収集を行ないました。その結果、これまで約三万柱を収集いたしました。氏名の判明していない遺骨は沖縄の中央納骨所に納骨いたしました。したがって、十八万名の戦没者のうち十六万五千柱がすでに収骨されているのでございます。

沖縄における遺骨の現状でございますが、これは、落盤等のために入り口が閉塞されました地下壕、あるいは自然洞窟に残されているものと、それから地表におきましては、山林など人目につきにくいところに残されているものとございます。先生がいま御指摘の真栄平地区などはそれだと思ひますが、これらの遺骨の収集につきましては、沖縄復帰後は厚生省が所管することになりましたので、本年度は沖縄の収骨だけで、二千七百万の予算を計上してもらいました。本年度以降は強力にやりまして、できるだけ早く沖縄の収骨につきましてはきれいにしていきたい、かように考えております。

○大出委員 今度は沖縄出身の議員の皆さんもおいでになるのですから、十分ひとつこの情報網をキャンペンしていただいで、沖縄のような場合はやってできないわけはないのですから。アメリカ人などというものは、いち早く遺骨をほぼ完全に収集しているわけです。第二次大戦の結果というものは、記録がございしますが、オーストラ

リアなども完全に収骨しているのです。そういうことを考えると、沖縄などは万国海洋博どころじゃないのです。海洋博でございしますと大騒ぎしているときに、遺骨がまだたいへん残つておつてそのまゝになっておつたら、努力が足らぬということになります。ぜひこれはお願いをしたいわけでございます。

そこで台湾の場合ですけれども、台湾は戦没者おおよそ三万九千名はありますが、これが部隊復員時に二万二千名くらい収骨されて持つて帰つたのです。だが、そうすると、あと一万七千体わからぬ。これなんかも、どうもいささか台湾政府との関係もこれあり、私にはふに落ちぬのです。これはいかがでございますか。

○高木(玄)政府委員 台湾におきましては、戦没者が三万九千名で、復員時に部隊が持ち帰りました遺骨は二万二千名でございますが、そのほか台湾におきましては、一万五千五百柱、これは海没された遺骨がございします。したがって、これを差し引きしますとほとんど終わつていて、言つていいのじゃなからうか、かように考えております。

○大出委員 しかし、私の手元にある資料からいいますと、二万二千というのはお歸りになるときにをお持ちになったのが大多数なんです。だから、そこらのところは、なお確かめるべきものは確かめなければならぬと私は思う。それで、ここまで来たので、こういう状況だからこはケリがついたということにするならば、そういうけじめはきつちつとつける、そういうふうにしていかないと、これは納得しがたいです。台湾で死んでいまでも全然わからない人もたくさんいるんだから、これも大臣、ぜひひとつやり方を考えていただきたい。

それから、せっかくの機会ですから、硫黄島、グアム島、グアム島以下は中部太平洋でございしますから、島名をあげておきますからお答えいただきます。

グアム島、サイパン島、テニアン島、ロタ、ア

マーシャル諸島、ギルバート諸島その他がござい  
ます。離島がございますから、その他のほうがお  
そらく九万三千名くらいになつた方がおいでに  
なるのでありますが、これはどうなっているかと  
いうのを、数字でひとつおあげおきをいたした  
い。

○高木(玄)政府委員 いま先生のあげましたグア  
ム島以下の中部太平洋でございまして、ここで戦  
没された方々の総数が二十二万七千名でございま  
すが、そのうち、中部太平洋全体として七万七百  
三十柱の遺骨を持ち帰っております。その中  
でサイパン島、テニアン島について申し上げます  
と、サイパン島におきます戦没者が五万三千三百  
名、テニアン島におきます戦没者が一万三千四百  
名でございまして、いままで、このサイパン島、テ  
ニアン島に對しましては、五回にわたつて政府の  
遺骨収集の派遣団を差し向けておりますが、サイ  
パン島におきますは一万七百八十二柱、テニア  
ン島におきますは六千五百三十三柱の遺骨を収集  
いたしております。そしてサイパン、テニアンに  
つきましては、本年七月か八月にもう一ぺん、約  
六十名に及ぶ遺骨収集団を派遣することにいたし  
ておりますので、この遺骨収集団の成果によりま  
して、サイパン、テニアンの遺骨収集というもの  
にははつきりしためどがつけられる、かように考  
えております。

○大出委員 フィリピンなんか四十九万八千と  
いうたいへんな数ですね。部隊復員時、政府、民  
間等によつて送還したのが六万六千五百七十三  
、そして政府ベースの派遣団その他で送還されてお  
りますのが、民間がたいへん大きく役立っており  
ますが、二万七千六百二十六名なんですね。それ  
に終戦時の持ち帰りが六万六千五百七十三。だか  
ら九万三千くらいしか収骨できていない。そうす  
ると、これは四十九万八千ですから、相当数残つ  
ているのじゃないかという気がする、皆さんの  
ほうは昭和三十三年、四十二年、四十三年、四  
十四年、四十七年と、こういうふうに人は出して

おりますけれども、ここらのところは、なぜこう  
いう大量に残つておるのですか。

○高木(玄)政府委員 フィリピンは御承知のと  
おり、一方面的戦没者の数は最大でございまして。約  
五十万名になつております。御案内のよう  
に、非常にフィリピンは島が多いところでござ  
いまして、主要戦場もルソン、ミンダナオ、レイテ  
セブ等、非常に数が多いのでございまして。したが  
いまして、フィリピンには非常に多数の遺骨がま  
だ残つておるといふふうに考へておりますので、  
本年はルソン、ミンダナオ等につきまして、百名  
をこえる遺骨収集団を十一月に一月間派遣する  
予定にしております。明年におきましては、レ  
イテナリネグロスなリセブ、そういった方面に遺  
骨収集団を派遣したい。フィリピンにおきまして  
私ども考へておる次第でございまして。

○大出委員 あと大きなところは、ビルマ、イン  
ドというところに十六万七千戦没された方がお  
いになる。遺骨を持ち帰られたのが四万二千。民  
間も入つたのでしようけれども、政府ベースの収  
骨は千三百五十一しかありません。ここなんかすい  
ぶんこれまた残念なことですね。それからインドネ  
シアも六万二千七百がなくなつておられるが、二  
万八千十二しか持ち帰っていない。おまけにこれ  
は、政府ベースで収骨されたのは百九十一しか  
ないのですからね。それからまた、東部ニューギニ  
ア、ソロモン諸島なんというところも二十四万二  
千人もなくなつておられる。八万七千二百二十八  
ち帰つておられる。あと政府ベースで二万四千三  
百二。だからこれも大量に残つておることにな  
る。それと、先ほどお話がございました旧満州  
が、二十四万五千四百なくなつて三万八千、  
こういうことですから、これも相当な数になつて  
いる。雲南等もございまして。あとベトナム、カン  
ボジア、ラオス、タイ、マレー、シンガポール、  
ボルネオ、西イリアン、こういうところがござい  
ます。韓国にも何がしかまだ残つておる勘定にな

るだろうと思つてますが、実はこういうことでご  
ざいます。

私は、ここで大臣にひとつ御見解を承りたいの  
です。ことしの予算もそうですが、いまのような  
散発的なことをやつておつたてで徹底するものでは  
ない。現地の方の協力を得るといつたてで、行  
き方がまずい。だから、こういう大量に二十万も  
残つておるようなところには、それぞれに、それ  
なりに、厚生省援護局の所管でいいんだから、そ  
こにはほかの予算を使つても何でも、とにかく一つ  
の優先をつくる。そして五十年までとおっしゃる  
ならば五十年まで、人がかわつてもいいけれど  
も、そこに定着をして、現地住民等と連絡をとつ  
て、その国の政府の力もかりて遺骨収集を本格的  
に手配をする、絵をかくていく、そういうところ  
に収集団を誘導する、そういう形を考へていかな  
ければ、これは民間の遺骨収集団をかつてにやら  
せてみたつて、人命に對する危険を伴いながら  
やつていくのですからね。これは、これから収集  
が進めば進むほど収集しにくいところに行くので  
すからね。そうだとすると、もし収集団の方でな  
くなつた方があつたらどうするかということにも  
なる。だからそうなる、やはりきめこまかな対  
策を立てなければ、これは遺骨の収集にならぬの  
です。

だから、テニアンなんかにしてもそうなんです  
が、現地の方からいろいろ聞いて記者が書いてい  
るのを見ると、われわれは何のことではない、日本  
人の血と肉を食べているというのです。何だと  
いうと、死屍臭々たるところを収骨しないとい  
うのだから、それを片づけてそこに畑をつくらな  
ければならぬというわけだ。そこでできたものを食  
べているというわけだ。そういうふざけたこと  
になつておるわけですから、やつぱりそれはチャ  
んと常駐をして、その方はいへんだけれども、  
そういうシステムを考へて、常時連絡をとり合つ  
てやつていくという体制を本格的に考へていかな  
ければ、この問題はともじやないが、五十年収  
集なんというものはできません。

そういうことまで含めて、大臣、これは全く抜  
本的に収集計画、予算その他を再検討いただ  
いて、そしてひとつ、先ほど前向きで答えたいだ  
きましたように、政府のみならず、やれるところ  
は全部働きかけても前に進める、こうしていただ  
きたいのですが、いかがですか。

○齋藤國務大臣 連絡の駐在員を置くことが適当  
かどうか、また相手国の考えもございまして、さ  
ういふ点までお約束はできませんが、そういう  
現地との連絡、それから収集のやり方、全体計画  
の練り直し、そういう問題について根本的にやり  
直す計画をやりまして、しばらくお待ちをいた  
だくようにお願いいたします。

○大出委員 それじゃこれは、中国との関係にお  
ける遺骨の送迎という問題を取り上げましたの  
で、あわせて全体的な問題について触れさせてい  
ただいたわけですが、これは戦後が終わら  
ないといふことでございまして、ぜひひとつ本  
格的に御検討いただきますようにお願いをいたし  
ておきたいわけでございます。

それから、あと三點ばかり承りたいのでありま  
すが、一つは、前に一ぺんこの問題で厚生省の事  
務当局というやりとりをしたことがございま  
すけれども、ポリ容器をつくり出すときに、これ  
はだいいろいろ世間的議論があつた。一〇  
〇%回収しますという念書を入れた業者があつた  
わけでありまして。私はそういう説明をいたしま  
した。ところが、どうもこれがから証文でござい  
まして、私は横浜におりますが、実はいろいろな問  
題がございまして。ところが、たまたま厚生省の側  
は、これに對して、どのぐらゐのポリ容器の回収  
が行なわれ、どう処理をされているかということ  
をお調べになつたやうであります。

そこで、使用承認をした四十二社四十五工場、  
そのうちに乳酸菌飲料が二十一社二十一工場、こ  
うあるわけですが、これは昭和四十六年五  
月以降、完全回収の念書と引きかえに製造、使用  
承認したはずであります。違いますか。そのはず  
だと思つておりますが、そこをまずお答えをい

ただいて、これらの回収は、結果的に今日どうなっておるかという点をお述べいただきたいのであります。

○浦田政府委員 乳酸菌飲料あるいは牛乳容器等のポリ容器化に關連いたしまして、昭和四十六年の五月に条件つきで認可を与えたといういきさつは、御案内のとおりでございます。そのときの考え方といたしましては、実はこれは、食品衛生法上規制するということについては若干の疑義がございましたが、牛乳容器につきまして、あるいは乳酸菌飲料につきまして、ガラスびんと透明な容器以外は厚生大臣の認可を要するという規定を最大限に活用いたしまして、条件を付しての許可をしたわけでございます。

それは、ただいま大出先生御指摘のように、都市清掃当局と十分に話し合いをしていただいて、清掃当局の承諾を得る、その旨を当該市町村長はつきりと文書でもって厚生省のほうに都道府県を通じて出していただく、私どもはそれを十分に確認いたした上で承認する、こういうことでございます。その条件の一つに、業者が責任をもつて回収する、できれば一〇〇%を目ざしてやるということでございます。

ここで現在、そのときに許可を与えました各会社の回収力でございますが、これはちょっといま手元に資料がございませんのでこまかい数字は申し上げかねますが、最近の調査で約六十数%というところでございます。中には非常にまじめに一〇〇%やっておりますところもございまして、全体平均いたしまして六十数%ということでございます。

○大出委員 私実は、厚生省の皆さんに關する質問、これ昨日、大臣の御都合でたまたまきょうなら審議ができる、こういうことでございまして、前もってお話し聞いておりました、これは審議をしなければ、この機会をのがすとまたなかなか進まないというふうに思いましたから、あえて私がしからは質問をさせていただきます、こういうことにしたために、私も実は準備不十分でございまして、したがって普通ならば、どこどこがどうであるというようなことは、私でございますから、資料はちゃんと持っていてものを言う習慣なんでございますが、実はそこまで手が回りませんで、皆さんのほうに言っていたかと思つたわけでございますが、この席上、時間もかかりません。

したがって、いまの浦田局長おっしゃる、私がさつき指摘いたしました、四十六年五月、完全回収の念書と引きかえにこの製造使用を承認をした形になっている。拡大解釈であつても、時の世論がそうであつたから、新聞もいろいろ書きましたから。このときに私も、いろいろ条件めいたことを事務局には申しました。

ヤクルトなんというものは、横浜でながめてみまして、ヤクルトのこんな小さいものが一日二十五万本あるのです。これはごみの焼却炉に入れたら、千度の熱を出すのですから、焼却炉が、これをしてしまうのですから、入れようがない。巻き取りの清掃車に入れても、からからからどうにもならぬ。処理のしようがない。うす高く積んである。一日二十五万本あるのですから。それで、一日二十五万本あると、川崎だ、相模原ですか、三カ所ありますけれども、どうにもならぬ。清掃の現場は何とかしてくれといつてもどうにもならない。清掃局長がヤクルトを呼んで文句を言った。約束したのがこになつた。しまいは横浜の責任者おかわりになつたようだけれども、そういうことなんです。

私は非常に心配したのです。扱い上、町の方々が迷惑するのだから。そこでこれは、破砕機その他をつくつて、あるいは工場をつくつてぶす。だから、このヤクルトの入荷センターといひますか、からのやつをはいと持つてくるのと、入れておくところ、そしてからの袋に入れておいて、くるん機械の中に、からからからあける。くるくる回つて破砕していく。こつちへ粉が出る、小さくなったのが。かなり大きい袋のやつが小さくなります。それをアスファルトかなんか、道路の

工事用の中に入れるということになつたはずなんです。

にもかかわらず、乳酸菌のほうは非常に成績が悪いようですから、そうすると、またこの問題再燃しかねないような状況にきている。東京なんかの場合だつてたいへんな社会問題になります。これは地中に埋めても分解しないのですから。燃せば千度の熱が出て、毒を含むガスが発生するので、この承認を与えた、つまり完全収集という念書と引きかえたもの、これについて、四十二社四十五工場のうち、乳酸菌飲料二十一社二十一工場あるわけでありまして、これについて、社名とどういう回収状況であつたのかという点を資料でお出しいただきたい。そこで、東京都の実情や横浜あるいは川崎の実情等々、私は資料を持つておりますが、いまここで申し上げてみても、おたくに資料がないということになれば、これは早々の質問でございましたから、皆さんのほうの準備不足も無理はない。私のほうもいささか手が回りかねておりましたから、それはぜひお出しをいただきたい。それで後ほど時間の都合を見まして、この点については私の意見を言わせていただきたい。

○浦田政府委員 資料は提出させていただきました。それから、いささつを若干補足して申し上げますが、ヤクルトにつきましては、数年前からすでにポリ容器を使つておつたわけでありまして、それがいわば一種の既得権といふことで、四十六年の五月に私どもが条件をつけて許可したときには、直接の対象とは実になつていなかったわけでございます。しかしながら、私どもは、これを強い行政指導でもつて、既得権といえどもひとつ回収に全力を尽すようにということで、ヤクルト本社を通じて強く要請したわけでございます。

御指摘の横浜、これは実は、そういうことで新しく認可したという形にはなつていないはずでございますが、私どもはさつそく、横浜の状況、

あるいは東京都の状況につきましても、当事者を呼びましてよく事情を聴取しました。そして嚴重に注意を与えたわけでございます。したがって、あるいは横浜の会社につきましては、この結果かどうか知りませんが、責任者の方がかわられた、その後改編しておる、こういうようなことだと思ひます。また私どもは、条件つきの許可でございますから、いま警告を発しまして、さらに誠意が見られないところについて、もう許可を取り消すぞということも、いままさに警告を発しておる段階でございます。資料は後刻に……。

○大出委員 やはりポリ容器問題が社会的に大きな問題になつた。その結果として、認めないと言つておられたのに認めたわけなんですけれども、またこれはちよつとまずいというので念書と、こう発展をしたわけですね。認めるべきではない、認めない、こういうことになつてきて、これがどうも認めざるを得ないということになつて、それじゃ困るじゃないか、また新聞もいろいろキャンペーンをした、結果的に念書と、こうなつた。だから前に既得権があつたからといつて、処理のしようのない容器を使つてゐるというのを放任はできない。しかもヤクルトの場合には非常に数が多いのです。けた違いに多い。だから多いところは、これは既得権だからしかたがないといへば、おれのところは少ないからいいじゃないか、こういうことになるのはあたりまえのことです。

だから、その企業それ自体にはいろいろ計画もございまして、その間の投資もございまして、それから、御都合がわからぬわけではないが、しからは厚生省という役所はないのかということになるので、ですからそこで、世間一般に対して、こういうことにしたということになつた以上は、多少の時間的な問題は別として、その方向で御指導いただかなければならぬ。そういう筋合いだろうと思ひまして、東京都の最近の事情なども耳にいたしましたので、あらためてひとつその点

は申し上げて、資料等をいただいて意見めいたことを申し上げたいわけであります。

それからもう一つ、このいまの提案をされておられます設置法の中で、いまの清掃に関する問題あるいは水道に関する問題がございます。

ここで若干承っておきたいのですが、私は横浜市におりますから横浜市の水道をよく知っておりますけれども、横浜市の人口は昭和三十八年に百六十万でございましたが、いま二百四十万をこえている。昭和三十八年、この時点で百六十万。いま二百四十万をこえている。そうすると、足かけ十年でふえた人たちが八十万をこえた。そうすると、これはふえた人は水を飲まないわけじゃないのですから。しかもこの方々は、東京の方が横浜に越していく。東京に都民税をお払いになっておいて、横浜にはまだ市民税もお払いになってない方が、いや水道を、やれ学校を、道路が悪い、こうおっしゃるわけだが、そうすると、必死になって限られた予算で苦勞してきまして、もう限界にきているのです。今回、料金改定をやりましたけれども、これも残念ながらたいへんな無理なんです。だからそうすると、一体広域水道という言い方をなさっておりますけれども、ダムの建設も、ここで時間がありまけんから申し上げてもしかたがありません、皆さんのほうが御存じだから。

そうすると、この設置法でいう広域水道というのはどうなのか。よく国のやり方というものは、口は出すけれども金は出さぬというくせがある。例の清掃法を産業廃棄物等規制法の新しい法律にかえるときに、一生懸命大蔵大臣なんかもを言ったのです、福田さんのときに。百万べん、あてもない、こうでもないとおっしゃるのだけれども、金はいくらと出さぬのです。政令補助でございますから。そういうことじゃ困るので、だから機構改正をなさるとおっしゃるのだが、具体的にいつてどういう構想をお持ちであるから改正をなさろうというのか。私は実はいただいてるのはこれだけですから。

ここにはこう書いてあるのです。環境衛生局に水道環境部を設置することであり、これが第一だ。いうまでもなく、水道は国民生活に欠くことのできない基幹施設であります。近年における生活水準の向上、都市化の進展に伴い、水道用水の需要は著しく増大し、このため新たな水道水源の確保及び水道事業の広域化が大きな課題となっております。だから「環境衛生局に水道環境部を設置する」こうおっしゃる。そうでしょう、この設置法を読む限りは。そこから先説明がない。じゃ一体ここでいっている「新たな水道水源の確保及び水道事業の広域化」が大きな課題とおっしゃるのならば、そのところをどういうふうになさろうとするのか、承っておきたいのであります。

○浦田政府委員 現在のが国の水道は、普及状況からいいますと人口の約八〇％で、その限りにおきましては、欧米の先進国に比べて何とか遜色がないところまでいってあるわけでございます。しかしながら将来の水不足、いまだ水といふものは、豊葦原の瑞穂の国といった名前からも推測されますように、日本は水が非常に豊富であったといったような一般的な観念でとらえておりましたけれども、実は私どものほうで、各都市、関東、それから中部、あるいは近畿圏というふうにして、将来の需要量、並びにそれにかり出される可能性のある水源といったようなことのバランスで考えますと、いまのまま推移しますと相当な水不足がくるのではないかとということが憂慮されます。したがって、私どもといたしましては、なるほど普及率は八〇％かもしれませんが、これからは将来に向けて大いにこれは先行投資をして、どんどん水源の開発、あるいはお互いの水道事業の間の広域化をはかることによりまして、将来の水不足、将来の水需要に見合う計画を立てていかなくちやならないという立場でございます。

現在まで、それらにつきましては、先ほど先生のはよりから御指摘ございましたが、まずやはり水

源の開発、それから水道の広域化といったようなことを中心にいたしまして、これらはいずれも、非常に多額の投資をかなり早い時期からやっていくということや、あるいは、だんだんに建設費が高騰してまいりますので、水道料金の将来の高騰ということも見られることから、ここに私どもといたしましては国庫補助制度を導入いたしまして、金額で申しますと恐縮でございますけれども、過去四、五年の間にかなりの伸びを見せていただいたわけでございますが、もともと絶対額が少なかったわけで、現在では、昭和四十八年の予算といたしましては、当初分として水道水源開発分が百五十六億円、そのほかに沖繩の分などを入れますと二百三十九億円でございますが、昨年比で約六〇％の伸びといったようなことでございます。

このようにして、私どもといたしましては、従来の計画を各都道府県あるいは市町村を指導しまして十分に立てさせる必要がある。このよう大きな事業を考えているわけでございます。

なお、現在広域水道として約九十事業が全国で行なわれているという段階でございます。それから、関連いたしまして、これは水道環境部ということに相なっておりますわけでございますが、先ほど御指摘の廃棄物の処理の問題でございますが、これらにつきまして御参考までに申し上げますが、先生方の非常な応援、御努力によりまして、その後予算も法文上制度化されまして、過去五年間の伸びで見ますと、四十四年には三十二億九千万円余りでございました。ごみと屎尿と一緒にしてでございますが、それが逐次伸びまして、四十七年では、これは法改正も伴いまして百十八億余円、それから四十八年度では百五十八億余円というようにございまして、これに伴いまして、やはりいまから先の都市環境の整備、それから最も生活の根源をなしております水の問題というのを考えますと、私どもは、現在の機構、現在の陣容ではとても都道府県に対する指導力を十分に発揮することができない。中身と

してはそのようなことを考えているわけでございます。

○大出委員 これは私は、横浜市でお働きになっている市会に議席のおありになる方ぐらゐ、あるいはそれ以上に水道問題はよく知っているわけでございますが、ここでそのことをこれから申し上げてもあまり意味がない。なぜならば、横浜市は取水の限界が来ているということですよ。人がふえますので、水を取り込む限界が来ている。そうすると、どこかに水源を考えなければならぬことになる。ここから先やろうとすると、これはえらい金がかかることになる。そうすると、そのために、横浜市財政というものは何ともまかない切れないところに来ている。

たとえばこれは、昭和四十七年から昭和五十年までの四年間、ここをとりましても、これはつくられる水です。いま瑞穂の国の話をしました、まさに天からも水じゃないのです。これは公害日本列島の中でつくらなければいけぬのだから。そうなりまして、一立方メートルにつき生産原価が約六十四円。そして、これは一体幾らで売れるか。販売単価は逆に約三十七円です。そんなにやみくもに料金を上げられやしませんから。そうすると、四十七年から五十年までの四年間で水が足りない。つくらなければならぬ。いまはもう相模川だ何だといつても取水の限界が来ているわけですから。そうすると、あと、それこそまさに広域水道じゃありませんけれども、奥のほうにダムをつくることになると、神奈川県その他いろいろな話はやっていますけれども、そこで四十七年から五十年までの四年間を考えると、これは一立方メートルにつき水の生産原価が六十四円。そこでこれを平均販売単価ということで計算すると三十七円、これで売らなければならぬ。六十四円で水をつくって三十七円で水を買ったのじゃ、自治体たまたったものじゃないです。一立方メートル供給することに差し引き約二十七円の出血サービスということにこれはなるのです。

時あたかも、これは皆さんのほうで、「新たな水道水源の確保」というお書きになっている。それからまた「水道事業の広域化」という問題を取り上げられている。だから、そこで私の一番聞きたいのは、こういう自治体と水の問題は、特に大都市のような場合に、あるいは横浜市のように日本一比率的に人口増の激しいところをとらえた場合に、そういうところの水を一体どうするつもりなのか。せめて水源の開発は国の責任においてやるべきであるという見解を私は持っております。私はそう思っております。

たとえば、今回の国鉄なんかもそうでございますけれども、私は国鉄の場合に、単年度で赤字がやれ二千六百四十四億円ある。累積赤字が一兆一千六百四十億ある。そこへ借り入れ金が一兆七千四百七十四億円ある。だけれども、いままでの数字をずっと当たっていくと、利息と赤字とをほとんどに上回っている。そうすると、東京都の美濃部さんが委嘱して、例の武蔵大学の岸沢彰衛さんに頼んで、間接的資本と言われる公営企業というものを調べてもらっている。その中で、国鉄なんか、線路であるとか駅舎であるとかというものは国が持つべきではないのか。これは地方公営企業、地方公営交通もそうです。そうして運営というものを独立採算でやるべきではないか。これは確かに一つの提言だと私は思う。それでなければもう解決しませんです。これは皆さん御存じのように、私も自治省相手に長年論議をしてきました。が、公営交通なんというものの累積赤字、これをどんなに企業内合理化を、つまり経済主義と言ったらいと思ひますけれども、独立採算で押つけてみても、そうしてワンマンバスなりワンマン電車なりを走らせてみても、しよせん環境の変化というものは追いつけない。走れないのですから。自転車並みの走り方しかできないのですから。だから、そうすると、やはり岸沢さんが言っているように、間接的な社会資本というものの大半は国が責任を負うべきである、そして運営を独立採算でやれというなら話はわかる。つま

り、そういうふうにするというたてまえからすれば、

しかし、なおかつ水道の場合には資産がある。長い歴史、人間は水飲んで育ってきたのですから、だから相当な資産を持っているから、まだそれでも小口徑管等の末端を売ったにしてもやれ。だから横浜なんか、十六号国道の場合には、いまから八十年前のベルギー製の鉄管というものが本管にある。これは八十年間使っている。青山の例の貯水場があったときに、青山にあったやつを持っていかした。そういう歴史がある。それを使ってやっておるわけなんです。内径六十センチの鉄管。八十年という、私の年齢ではまだ何十年先かにかかないとならぬのです。そういうものをなおかつ使ってやっています。しかし、さっき申し上げたように、一立方メートル六十何円というものを三十七円で売らなければならぬ。だとすれば、せめて水源というふうなものは国が責任を負うべきである。私は当然だと思ひます。

そういうところに触れないなら、これは、環境衛生局に水道環境部をつくることにして、うるさいことをやるだけのことでも何にもやることをやらない、口は出すけれども金は出さないという方式の典型的なものができてしまふ。それでは困る。だから、そこを浦田さんにひとつ突っ込んで承りたかったんだが、いまのお答えはその意味のお答えになっていない。いかがでございますか。

○浦田政府委員 先生の御意見、まことに私も、もつともだと思ひます。これから先、ますます水源開発につきましては、これは奥地に求めなぐちやならないことで、膨大な先行投資を必要とする。また各市の運営そのものもいろいろ問題が起こつてきておるということで、現在、これらの料金のあり方、ことにそれに対して投資をどういったような割合で、どういったような区分でもって考えていくかということにつきまして、生活環境審議会の中でもって水道部会を設けまし

て、将来計画並びにその財政のあり方についてずつと御検討を願っております。

それで、私も、現在、それらを踏まえまして、さらに制度的に検討すべきもの、たとえば水道法の改正といったようなことも含めまして、私どもは、いままでの姿勢を強く大きく改めまして、この問題の解決に真剣に当たりたい、こういう考えでおるわけでございます。

ちなみに、数字で申しますと、現在の水道経営の現状でございますが、収益的収入と支出のバランスは何かとれております。しかし、資本的収入と支出の関係は大きくアンバランスでございますので、御指摘の点は非常に懸念されるわけでございます。私も、先生のそういう御意見を十分に検討させていただきます。審議会の御意見も踏まえながら努力してまいりたいと思ひます。

○大出委員 たとえば、国庫補助をふやすとか、適用範囲を広げるとか、あるいは企業体の借り入れ条件を少し考えてよくするとか、あるいは利子の安い政府資金をふやしていくとか、そういう点、何とか一つの国民に対する政府ベースでのもの考え方というものを取り入れていただきたいのです。そうしませんが、これはその集中する住民をかかえた自治体というものは、それこそ腹の切りようがないのです。そこへ持ってきて、それをてつべんの政治ベースでやろうとする。そういう気はあるけれどもできませんと言っている、それはどこへしわが寄るかという国民なんですね。だから、古くからいるところの住民に対しては加入金は要らないけれども、新しく来るところの住民については加入金を取りますなんて、これもほんとう言えばばかな話。どこへ行ったら水ももたない、水がなくては生きていけない。人がどっかの水道でかかって飲んだって、めったにこれは罪にならぬですよ。倒れそうになったから飲んだのだと言え、それではどうぞということになるのだから。そういう水を加入金を

取りますなんてばかげたことをさしておく政治姿勢というものは、これは考えなければいかぬ。

だからそういう意味で、これはいま前向きのお答えをいただきましたから、時間もありませんし、他の方に御迷惑をかけるので深く突っ込みませんが、私自身もこれは知り過ぎていたつもりでございます。どうか、せつかくおつくりになるわけでございますから、あえて反対と申し上げませんので、この活用をしていただきまして、審議会もさることながら、行政というものは、ものををつくったら、行政機構をふやせば、私も十年こをやっていますけれども、その行政が前に出るというこでなければならぬわけでありまして、出ないなら意味がないんですから、そういう意味で、ひとつ国民のためにということで御検討いただきたいと思ひます。

清掃問題についてもいろいろございますが、一つだけ承っておきたいんですが、この動物愛護あるいは管理の法律をここ三年ばかり、私、手がけて勉強してきておりますので、そのからみでひとつ承っておきたいのですが、死んだ動物、つまり何らかの理由でなくなった動物についての引き取り、これは清掃法との関係で、たとえば犬という場合にどの程度これは皆さんのほうの側としてお考えになっておるかという点ですね。いま大阪の数字を私、持っておりますが、相当な数の焼却、こういうかっこうになっているのですが、そこらのところ、皆さんのほうは将来に向かつて、こういう点はどういうふうにしりたいとお考えでございますでしょうか。これはあとの保護管理法との関係がありますので、承っておきたい。

○浦田政府委員 現在の法律で申し上げますので、また、このような現状についてどのようにしなくちゃならぬかということ、それで答えさせていただきます。

現状で申しますと、犬とかネコとか小動物の死体でございますが、これは一般の廃棄物ということで、市町村の清掃事業の体系の中で衛生的に焼

却処分するということがたてまえになっております。

それから、少し大きなものになりまして、牛とか馬、豚、綿羊及びヤギ、この斃死体につきましては、へい獣処理場等に関する法律というものがございまして、所有者が不明な場合には、これは市町村の手によりまして斃獣処理場へ運搬された上、衛生的に処理されておるといのが実情でございます。

しかしながら、現実の問題としてなかなかうまくいってなくて、いろいろと住民の方の御迷惑をかけておるといこととでございます。これらにつきましては、私は、もつと動物愛護というものの精神を御理解いただいて、清掃当局にも、あるいは斃獣処理のそういった方の方にも協力願うということが根本的な問題ではなからうか、解決の方法じやなからうかと考えております。

○大出委員 たとえば犬なんというのは、紀元前八千年のいしえから飼われていた動物なんです。ね、歴史的には、それだけに人間になじんでいる。だから、かわいい犬がそこで死んでいるとなると、それを十ば一からげに、落っこつてたら廃棄物だといふんで、持つていっちゃって焼いてしまふんで済むのかという意見がとかあるんですよ。そうすれば小学校の子供の情操教育によくないのじゃないかという意見もある。そうすると、これは外国からすれば、日本という国はずいぶん野蛮な国で、日本に犬の子供を輸出するなということができる。ですから、そこらのところは私は、現行法がございしますから、いま局長がお読みになったことなんだけれども、幸いにしてこれは皆さんの御協力を得られて、何か各党の皆さん方のたいへん御尽力で法律がひとつできるとすれば、そこに審議会くらい設けておいて、その中でどういふふうに現行法律とあわせて考えるべきなのか。文部省の御意見等によると、教育というものを中心に動物の保護管理法というものは考えてくれという意見が出ています。これは情操教育をさしている。そうすると、いまの点はそこにかからる

わけですね。飼犬が自動車にぶつかって、人間だつてそうですが、死んでしまった。人間の場合なら大騒ぎで、死体遺棄はできない。引き逃げなどというものは必ずつかまつてしまふ。ところが、犬でもネコでも、飼犬でも引き逃げをやる、いまはこうなっているのです。はたしてそれでいいのかという問題が一面出てきたりする。そういう点でいまちょっと承つたのですが、浦田さんの答弁が、はたしてそれだけでいいのかという問題があるといふこととありますから、そこだけ何わしていただきたいと思ひます。

そこで、行政管理庁の皆さんに承つておきたいのでございますが、コンピュータが官庁事務の中に導入されてまいりました、相当な数にふえてまいりました。電電公社などもDIPSなどをおつくりになって、大型コンピュータも入つてまいりました。そこで、これは簡単に申し上げますが、昭和四十二年ごろから行政管理庁の内部で、情報化社会に処して官庁の事務の能率化というものを含めて、コンピュータの導入が勧告の中等でいわれるようになってまいりました。たとえば運輸省の車検なんかいたしました。たとえば登録にいたしました。この時点でいわれる国民番号制度といわれるようなところまで発展を始めたわけでありまして、四十五年のこの時点ではさらに問題は複雑になってまいりました。そこでこの間、閣議決定等も行なわれるようになったわけでありまして。

この前段を一つ申し上げまして、これに触れておりますと長くなりますから、四十二年十二月十五日の閣議決定、四十二年八月三十日の閣議決定、この二つがある、こう申し上げて、さてその後の状況として、社会保険庁等がやっております厚生年金などの社会保険等の部門で個人コードというものなどをそろえていく。個人コード一つとらえまして、番号が違ひまして、何けたにするかという問題もございします。そういうことで、個人コードというものがほとんど一億の国民について

でき上がつていると思ひます、市町村コードを含めまして、でき上がつているんだけれども、合わない。けた数が違つたりいろいろなことになる。それもいろいろ皆さん打ち合わせられて、各省間の横断的な打ち合わせの中で進められているように思ひます。だから、見方いかんですから、どう見るかによるのですけれども、すでにできてしまつていのかもしれない。この委員会におられる自民党の中山さんのおにいさんの中山太郎さんという方は、この方面の専門家でございますが、あの方の専門の出身は、その焦点が議論されている、こういうわけですね。そこで、保険という部門といふことになりまして、これは厚生大臣の所管でございます。だからそれに触れたいのですが、一番出発になる、原則に触れるそういう問題をここで聞きたい。

そのために、行政管理庁の皆さんにお出しをいたした資料が実はあるのです。これは昭和四十五年の四月ごろに、いろいろ皆さんは基本的な議論をなさつておいでになる、大体どんなふうな議論をなさつたのかという点をまずひとつ承りたい、それが一つの基本でございます。

○平井(通)政府委員 四十五年四月という御限定でございますが、各省庁のいわゆる統一個人コードについて連絡研究会というものが、四十五年三月から以降六回にわたつて開かれておりますが、その中での第二回が四十五年の四月十四日、第三回が四月二十八日になっておりますが、当時私もおりませんでしたので、どういふことになっておりますか、こまかな資料等については存じておりませんが、どういふ点の御要求でございますか。

○大出委員 おられなかったと平井さんおっしゃいます、責任継承の原則というのがございまして、おられなかったで済むことじゃない。いかがでございますか。責任ございせんか。

○平井(通)政府委員 当時の議事録といふこととございまして。

○平井(通)政府委員 私が伺つてゐる範囲におきましては、内部的なメモ程度のものはございしますが、正式の議事録はないと伺つております。

○大出委員 そんなでたらめ言つては困りますよ。それでは責任継承の原則はいんじやないですか。ここで申し上げましょう。

○大出委員 時間節約してすばり聞きますが、「行政管理情報システム担当管理官室は、各省庁のセントラルOMとして活動しておりますが、その一環として次の表のような資料を作成しております。御所望の向きは当室まで御照会ください」と書いてある。「御所望の向きは当室まで御照会ください」というから、いま私はあなたに照会しているのに、メモ程度はございします、あなたがいふん責任がなさ過ぎる。別な役所なら別だが、これはおたくでせう。そして次のような表があるのです。いまあなたがおつしやつた四月十五日の、情報一、二、三、四というのがありますし、昭和四十五年管理改善基本方針というのもございしますし、ORDM、EDPS、こういうのがある。一覧表でせう。こういふふうに公にしたものを簡単にメモされては困りますよ。ぐあいが悪いものだから、あなたはメモと言ひのでせう。

○平井(通)政府委員 議事録ではなくて、内部的なメモ程度のものはあるようでございます。

○大出委員 内部的なメモといふことになると、内部になるのですよ。内部的なメモ的なものだとしたら、行政管理情報システム担当官室は、各省庁のセントラルOMなんですよ、あなたのところは。セントラルOMとして活動してありますが、その一環として次の表のような資料を用意しておるといふのです。だから御所望の向きはどうかしらっしゃいませ、差し上げますから、こう言う。そういう内部的なほんのメモ程度なら——あ

とで気がついた人間がいて、どうもぐあいが悪い

からという程度では迷惑なんです。そこで私は、あるところから入手をいたしておりますから、ある程度、百も承知なんです。議論がかみ合わないからお出しをいただきたいのです。これはメモじゃないのです。

この中身を幾つか申し上げましょう。まずIDカードという問題がある。これは言うならば身分証明書ですよ。アイデンティフィケーションカードだから、これは同一であることの証明書という英語になりますね。つまり身分証明書です。だから個人コードというものを幾ら整備してみても、IDカードというものがなければ、つまり個人に身分証明書を持たしておかなければ番号システムは使えないということを、厚生大臣がおいでになる社会保険庁の担当の方がこの議事録の中で言っております。

二、三読み上げますが、これはたいへん大きな問題です。こんなことを言われたんじやまことに迷惑です。だから申し上げるのですが、ここで関係十二省で集まっておられるのです。そして、これはあるところでゼロックスにしておりますから薄いのだけれども、写したのだからほんとうなんだ。

これは統一個人コード連絡研究会の議事録です。四十五年の四月ですね、日にちが入っておりますが、そのやりとりで、外務省の委員の方が、将来、査証免除で旅券そのものがなくなるため、IDカードは必要であるということから——あとのほうはあなたのほうに意見を聞いてからにします。みんな言ってしまったら身もふたもないから言いませんが、そうしたら行政管理局は答えているのです。個人コードを推進する上でIDカード実行の方針を打ち出さなければ戦略的な考え方だ、こういいます。国民番号というので、皆さんだけでコードを知らないうちにつくるならいいですけども、それを個人に身分証明で渡すといったらえらい騒ぎになってしまふ。だから、それを外務省はなぜつくらぬかと言うけれども、それを言わないでいるのは戦略的な考え方だ。さら

に自治省は、IDカードの取り扱いを最高濃密戦略——最も濃くて密なんです。こう言っている。だからIDカードをやらなければ意味がない。効果もあがらない。しかしこれを公式に打ち出せば、たいへんな反論を呼ぶだろうというわけですね。だから極秘に検討を進めるよう提案しているのです。だからあなたは、いまになってメモだなんて言う。そうして当面伏せておいて、将来時期が来れば行なり、こういつて公表する。つまりそれまでは最高濃密戦略で伏せておけ、極秘に検討する。あと、ここに各省の幾つもございます。社会保険庁というところで言っております。

ちゃんとここでIDカードが必要だと、おたくは力説しています。保険関係は先にやれというならIDカードを何とかしなければならぬ、全く困ってしまふというのです。実際にお困りになると思いますよ。だから社会保険庁のほうからいうことを言うのはあたりまえ。ちつともふしぎだと思わない。これは中山太郎さん、こちらのほうのおにさんが書いている本を読んでみてもそうなります。だから、私がこれを出してくれという意味は他意あつて言っているのではない。資料の提出を私は要求いたします。

そこで、この中には資料の一覧がございまして、OM情報なるものをこの分だけゼロックスでとった一覧表。あなた方はちゃんと、どうぞ御照会くださいといっている。どうぞといったから御照会しているのだけれども、あなたは内部的なメモだけで、ないなんて言われては困る。だから、ここにありますから。いまあなたは四十五年の三月に話合つて、四月に第一回をおやりになつて三回になつたというが、四回やつておられる。だからずつとその後やつておられる。それをこの一覧表で皆さんとおられる。それを一ぺんお見せただけでもいいですよ、私はお返ししたいです。それから、そのくらい親切心は持つてくたさい。それから、公式に私は聞いています。だから、まずこの資料をお出し願えるのかどうか。

私の意図するところは、検討してそういうことになつたものは、妙な隠しだてをしないと騒ぎが大きくなる。だから出すべきもの。議事録をお出しになつて、その上で、平井さんになつてから方針をお変えになつたらお変えになつたでいい。過去においてそういうことがあつたけれども、かくかくしかじかのことがあつたけれども、それはこういうことだからやりやめていこうというならいいです。そのことを私は認めます。そう不用意に言つてもらつては困る。だから、やるならやるでやはり基本法みたいなものをおつくりいたしたい、国民の皆さんは、プライバシーの侵害まで当然心配するんだから、心配しないように。やつておるスウェーデンだってアメリカだって大きな問題が起つておるんだから、そこらのところをはつきりさせた上で、こういう検討経過なんだが、こういう理由でこれはいま遺憾ながらやめておきます。だから将来に向かつて社会保険庁の要求があり、外務省の要求ありというなら、それはこういう方法で、という整理をここでしておかぬと、妙な混乱を起すことと私は思います。それで資料を要求するのですが、お出しただけですか。

○平井通政府委員 私自身が資料を見たことございませんでしたので、検討いたしました、あります。基本法的な考え方といたしまして、ただいま先生の御指摘がありましたように、プライバシーの問題その他についていろいろ問題がございまして、全国民についてのいわゆる統一個人コードというものは現在のところ考えておりません。この点につきましては、先般の参議院予算委員会第一分科会で行管長官も御答弁申し上げておりました。○大出委員 つまり、考えていないとおっしゃつても、前の話じゃないのです。一九七一年の三月号のOMなんです。そうすると去年は七二年です。それから、おとしの三月です。それで、そのところでは知り、中山さんのおにさんだつて、そのところは知つて本を書いておられる

のすから。たいへんな学者でいらつしやいます。ぼくは本を読んでいるからわかりますが、あの種の本はないのです。貴重な本です。これはしかも二回ばかり参議院で専門的な質問をされております。私は読んでおります。そういう上に立つてものを言っているのです。中山さんのおにさんだつて、専門家であるだけに、ちゃんとその心配を持つておられる。だから、そういう意味でお出しになるものは出していたかぬと、国民番号という名がついていっているものを、外国に例のあるように、個人個人に身分証明書を持たせる、番号をつけておけるというところまで考えて極秘にやつておられるのだという大きな疑心暗鬼のままだけ、いま社会保険庁その他を中心に、つまり保険関係だけ先に統一個人コードを進めていくということ自体に賛成いたしかねるということになるのだから。そうすると、さてこの設置法にからむ、これは賛成いたしかねるということになつてしまふ。

なぜかという、この提案理由の説明の中にある「統計調査部を統計情報部に改組する」云々というところから、「従来の統計調査等に関する業務だけでなく、電子計算機を利用して各種の情報の整理、分析を迅速に行ない、その結果を行政に反映させる必要がある」と。このため、統計調査部を統計情報部に改組するものであります。こうなると実はひつかかるのです。この種のことを方々の省がやる。たとえば通産省、通産省も、情報センター、情報というところを使っている。皆さんも同じように使っている。これは郵政省はたいへんきらいなんです。オーガニゼーションの意味の、機能的な意味の情報というところは、実は郵政省だけにしたいのです。だから通産省が情報というところを使つたときに反対したはずだ。それは福田行管長官が、まあまあといつて一生懸命なだめたはずだ。つまり、なぜこれが出てくるかというと、私がいま言つたところに問題があるからなんです。皆さん専門家なんです。だからちゃんと知っているはず

だ。わからぬことを言っているのではない。したがって、この種のはちゃんと出していただくかぬと、整理されていただかぬと。ある。書いてあるからに違いない。間違いない。ここに写しがあるのだから。ただ私の持っているのとそれを、外務省の機密保護じゃないが、突き合わせるなんというばかなことをしたくないから、それをお出しになったほうがいい。そうすれば、問題はあたりのみならず通産にもございますよ。そこらのところは整理する。

そこで、もう一ぺん念のために聞きます、おかかりになりましたから。責任継承の原則を私はいま強調いたしましたけれども、それはそれとして、この処理をするためにひとつ前向きで御検討いただきたいのです。いかがでございますか。

○平井通政府委員 先ほど来申し上げておりますように、私もといたしましては、現在の段階で統一個人コードの問題は考えておりません。

○大出委員 資料のほうはどですか。先ほどちょっとわかったようなわからぬようなお話なんだけれども。

○平井通政府委員 私ども実は考えておりませんので、調べてほしいのがあると思います。適当でございませうと思っております。

○大出委員 適当でございませうと思はなくて、よいなことをおっしゃらなくていいですよ。

それじゃ、大臣もお見えになっていきますから、ひとつそういうことにしていただいて、そこで、心配は私の党内にもございませうので、ここに表現しておられるものからいいますから、その点はそういう意味で保留させていただきます。その点、後ほど相談して決着をつけまします。委員長、御記憶いただきたいと思います。

そこで、時間がないので、あとかけ足で二、三点でおしまいさせていただきます。

ところで、最後でございますが、動物愛護法という法律を、どうも少し執念めいて申しわけないのですけれども、いろいろ勉強させていただいておられますが、何点が農林省、自治省に対してこ

で承っておきたいことがあります。

〔委員長退席、中山(正)委員長代理着席〕

齋藤大臣には、先般、予算の分科会でたいへん前向きな、かつ積極的な御意見をいただきましたが、その点、実は先般二十一団体ばかりの方々にお集まりをいただきました席上で、三原内閣委員長さんもおいでになるところで、厚生大臣からこ

科会で愛知さんに、あなたは今度大蔵大臣だから、あなたに責任があるはずだから、金が多少かかってもおやりくださいませんかと言ったから、そこまで御記憶なら申しませんが、私にも重大な責任がございませうので、多少の予算がかかりましても前向きで積極的に決着をつけるために努力をいたしますと、実はこういうお話でござい

だという報告をいたしました。したがって、厚生省のお考え方には何の異存もありません。

それから、そういうふうになりましたので、ひとつ農林省のほうにお願いをしたいのですが、食肉動物を扱っておられるわけでござい

ことは、われわれは承知しておるわけでございませう。従来われわれといたしましては、やはり先生のお話にもございましたが、畜産業の基礎はやはり家畜の飼養、管理というものが中心でございまして、経済動物と申しますか、産業動物の飼養、管理という点が重点でございまして、そのために一方における人道的な観点その他からくる動物の保護なり管理というもののほうが一方的に出

省のお考え方には何の異存もありません。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。農林省から承ったいただきました回答。この回答がどうも、私は電話で、つい、こ

調整とか取り扱ひの調整という点について十分な用意ができませんれば、われわれといたしましては、今日の段階についての認識は十分あるつもりでございます。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

そこ、ひとつから承っておきたいのであります。

お骨折りをいただきたいのですが、いかがですか。

○浦田政府委員 実には屠畜場のそのようなやり方に關しましては、私どものほう、もちろん農林省のほうも十分指導しているわけでございます。それで、いま屠畜場の改善の整備計画を進めております。その中でできるだけ、いまおっしゃったような電殺の装置とかいったようなことも含めまして指導してきておりますし、私どももできるだけ早く全般的屠畜場のやり方について、できるだけ動物に苦痛を与えないような方法にかえるように今後強力に指導してまいりたいと考えております。

○大出委員 せっかく長年かかっていろんな方が、源田美さんが会長以来、動物愛護協会なんかもずいぶんお乗りのようでございますし、最近はどうやら中曽根さんが会長におなりになったようでございます。与党の皆さんのほうにも御関係の深い方がたくさんあるのでありますから、ぜひひとつこれは前向きでお考え願いたいと思ひます。

それからもう一つ、自治省の皆さんにお願いしておきたいのですが、実は自治省の御意見も、これは半ば公式、半ば非公式と言つていいことでございますが、この席で御披露申し上げる気はありませんが、自治省の方々の立場は地方自治体をおかかえてございます。それで狂犬予防法という法律がございます。それに關連をして、各都道府県、市町村にそれなりの条例がございます。非常に詳細なものもあり、簡単なものもございます。だから大の収容所というようなものを持つています。そうすると、法律でものごとを義務づけた場合に金がかかるだろう。そうすると、自治省、金くれないわけではございませんかと言われたのじゃ困るということが先行するものだから、金は困る、金は困るが、こんな法律をつくられると困っちゃう、こうなっちゃうわけですね、中身を読みますと、それが御意見なんです。それがやはり、きわめて現状維持的であり、かつ国際環境から見てもすぐれないお考えになる。

そこで、いま保健所と申しますものは全国に八百二十八カ所ばかりあります。都道府県並びに十萬以上の市でございます。ところが、八百二十八カ所ばかりの保健所で狂犬病予防法上の犬の引き取りをやる。ところが一億の国民に対して八百二十八カ所引き取りが満足に行なわれるはずがないから、さつき警察庁でお話になったように、野犬が五十七万頭もできちゃう、こういうことになる。これはネコのほうになつたらきりがいい。勘定できないですから。警察庁といえどもネコはわからない。ニャンとも言えないです、これは。これはどうしてもわからぬです。わからないのだけれども、ほうつてはおけない。ほうつておけないものはどうするかといへば、ふやさないことを考える以外に手がありません。だから、そこまで差し迫つた問題なんです。ネコも、最近はおみ処理が的確に行なわれておりますから、比較的凶暴でございまして、他の畜畜をやたら侵害をするネコが最近ふえてくる、統計上。

だから、そうすると対策がまさに必要でございまして、そういう意味でぜひこれは自治省の皆さんも。私どもは、八百二十八カ所では困るので、保健所の義務づけを一応取つていまして、かつて保健所で引き取ることはできる。ただ、行政の所管を一本にしませんと、あつち行け、こつち行けになりますので、市町村というところに引き取りの義務を負つてもらふ。そのかわり引き取り手数料というものを取るということにする。いま狂犬予防法のほうでいけば三百円です。ただ、三百円というのは飼主が出てきたり何かする意味での食費でございますから、高過ぎればまた一般の方が困る。その辺の中庸を審議会等でお考えをいただいて手数料をきめるといふことで、そこで国が収容する施設についての補助金を出すという形を大蔵省にお認めいただいて、そうすればきわめて身近に行政の末端がいけますので、この問題は大きく前進をする、こういう考え方を持っておるのです。したがって、そこらに対して反対、こうおっしゃらないで、金を出すのは自治省自身

でないでございまして、ぜひひとつ、そのところは予算当局との話も進んでおりますので、あらためてこの席で御意見を承つておきたいのであります。

○林(忠)政府委員 お答えいたします。

実は先ほど先生が責任継承の原則というのを言われましたので、私まさにそれを伺つてやや恥ずかしいのでございまして、私、行政局に昨年の暮れに参りまして、その後いろいろことが前に問題になつたということを、古い書類を見ませんでしたので、全く存じませんでした。それで、きょうこの御質問があるということで急遽書類を拝見いたしましたところが、いまここに出ておるような意見が出ておつたのでございまして。

それで、まさに先生の御指摘のように、自治省というものは常に、市町村の事務がどれだけふえるか、それから金がどれだけかかるかということを考えるわけでございます。財政だけでございませんで、人間も最近たいへん不足でございまして、住民に緊要な事務からなるべくたくさんやりたいといふことで、事務を新しくふやすについては伝統的に消極的な気持ちはございます。現在もございまして。

それで、前に私のほうの局から出した意見によりますと、まずこういうことを法律で定めるかどうかについて一応疑問を投げかけておりました。さらに、かりにやるにしましてもということでは、御指摘のようなことが二、三出ております。実はこれも、私きょう初めて拝見したような次第でございまして。いますぐここで意見というのには、ちょっとつらいわけでございます。従来の市町村の事務に關する私どものほうのいろいろな考え方もございますから、せつかくの御指摘でございますので、何か先ほど聞きますと、一部また法案を直したものができておるようでございまして。それも実は全然見ておりませんでしたので、それを拝見しながらさらに省内でもう一ぺん検討してみたい。もちろん、財政的な見通しとか事務量、人員の見通し、その他少し当たりません

と最終的結論を出していくわけでございます。この法案全体の趣旨としてはたいへんけっこうなことと思ひます。ただ、どこまで法律に規定するか。規定する場合にはどういふ人間、財政の手当をするかということについて少しここで検討させていただきます時間をかしていただく、そういうことでございまして。

○大出委員 それはずいぶん長い間、いろいろな意見を消化しながらやってきてましてね。いまの保健所の引き取りなんかはそのままだしておきまして、犬を連れた市民の方がおいでになる。これ、こんなに病気になるやつと、ぶすぶすいって引き取つた。ところが一カ月もすると、また別の犬を持ってきた。この間は病気になるやつとて言われたから、元気のうちに連れてきたんで、その人は、いかげん飼うといやになつて、犬を引き取つてもらつてはまた連れてくる。そうすると保健所の方もたいへんなんです。そういうところまで実は手の届くようにならなければならぬ。だから、審議会をといふことになつてゐるんで、したがって、そういうことかい事件までいろいろ検討をしながら進めてきておりますから、もし御疑問の点はできるだけひとつ私にでも、あるいは関係の専門調査室の方にも、また担当なきはりましたのは衆議院の法制局の第一部長、副部長でございますから、御検討いただきまして、責任継承云々を問いますから、前向きにひとつ、総論賛成、各論反対になるから、いま各論に入つておりますから、ひとつ各論賛成という形に取りつけていただけたらよろしいと思ひます。たいへん長くて恐縮でございますが……。

○林(忠)政府委員 御趣旨のような方向で検討したいと思ひます。ただ、やはり非常に心配なのは、これは相当たくさん事務量になるのではありませんか。それから狂犬病予防法の調整がもちろん要ると思ひますが、どうもたいへんな事務量になりそうだと、その解決をどうするか

がやはり一番問題だと思ひます。どこまで法に規定していくかどうかという問題と、その解決をどうするかについてあらためて検討していきたいと思ひます。

○大出委員 たいへん長くなりまして恐縮でございます。

○三原委員長 木下元二君。

○木下委員 今回の千葉ニココの事件についてであります。ビフェニールの有毒物質が食用油の製造工程において混入をいたしました。しかも汚染を知りながら社長が出荷を命じた今回の千葉ニココの件は、全国に非常に大きな不安と混乱を巻き起こしております。今回の直接の原因は脱臭塔の安全管理の不備からだと思いますが、この事件には非常に重要な多くの問題点があると思ひます。

千葉ニココの有害食用油事件、これにつきましてはカネミ油症事件という先例があるわけでありま。カネミの場合はパイプの腐食、ニココの場合はパイプの振動による摩滅であるといわれておりますが、この違いを除けば非常によく似た原因であります。

そこで、大臣に伺いたいのでありますが、厚生省としましては、カネミ油症事件の教訓をどう生かされてきたのか。具体的な被害はまだ発見されていないのでありますが、厚生行政の責任をどうお考えになつていられるかを伺いたいと思ひます。

○浦田政府委員 確かに三年前にカネミ油症という非常に似た事故が起こっております。それでたまたま、まあ今回、企業側のそういうモラルという点は問題があるにいたしまして、繰り返されて同じような事故が起きたということにつきましては、はなはだ遺憾に感じております。

前回、カネミ油症が起きましたのは四十三年のことでございますが、私どもは、この事件を契機といたしまして、従来、油関係の製造業の業種は、食品衛生法に指定しております許可を要する業種になつておりませんでした。これを許可業種に新たに取り入れて、十分な業者として

の注意並びに行政指導上の把握が十分にできるように措置いたしましたのでございます。その裏づけをいたしまして、食品衛生管理者というものを設置する義務をこの業種に負わせることにいたしました。非常に複雑な食油の工程でございますが、内部的にも十分に自主的に衛生上の管理ができるように改めたのでございます。

このほか、農林省のほうにお願いいたしました。このようにカネミの油症は、原因は御案内のよう熱媒体として使つておりましたPCBといふことでございますが、このPCBは非常に分解性も悪く、また人体の健康への影響も毒性もあるといふことでございまして、より安全な熱媒体への切りかえといふことで、塩素が入つていない熱媒体に切りかえる、PCBは禁止するといふ方向の行政指導をお願いしておりますのでございます。

それから、さらに法律上の手当てをいたしました。で、昨年食品衛生法の一部改正をお願いいたしましたのでございますが、その改正の中に新しく一条を起こしまして、これは法律第十九条の十八でございしますが、食品の中に有害または有毒な物質が混入するおそれがある場合の措置の基準を厚生大臣がつくることとができるというふうな改定をいたしたところでございます。

以上がカネミ油症事件を契機といたしまして、行政監督上の強化措置を行つてきたところのおもな点でございます。

○木下委員 いま最後に言われた、厚生大臣が有毒、有害物質が食品の中に入らないための措置基準をつくるということですが、そういうふううに食品衛生法を変えられた。ところがこれはその基準がつくられていたのでしょうか。

○浦田政府委員 昨年施行されましたから私どもはさつそく準備にかつたのでございしますが、熱媒体の実際の使用の状況等々について厚を通じて調査しております。まだ基準案の作成というところまではかかつてなかつたのでございます。

○木下委員 そういうふうな法律を変えられながら基準がつくられていなかったことも原因の一端だと私は思ひますが、それはともかくといたしまして、その問題になつておるビフェニールというのは、結局PCBの代替品としてきょうまで使用されてきたわけでありま。でも、ビフェニールの安全性といつたことについては確認をされておるのでしょうか。安全なものではないか。

○浦田政府委員 今回の千葉ニココでもって問題になりました熱媒体は、ダウサムA及びKSK260という商品名のものでございまして、その成分はいろいろなもの混合したものでございまして。御指摘のジフェニールはダウサムAの成分として含まれておるものでございまして。ジフェニールにつきましては、これはアメリカとか西ドイツ、オランダなどにおきまして慢性毒性試験などが十分に行なわれておまして、WHOにおいてもその安全性は評価されております。現在、アメリカ、イギリス、西ドイツ等世界各国でレモン類等に対する使用が認められておるものでございまして、その他の、たとえばジフェニール・エテルというものがダウサムのもう一つの成分でございまして、これに対する慢性毒性等についてはあまり詳細な報告はございません。またKSKにつきましましては、これはちょうどPCBの代替品としていまノンカーボン紙に使われておる化学物質、この毒性について東京歯科大学で研究中のものがございまして、これがどうも唯一のものでございまして。

KSK260の毒性は、そのPCBの代替品の研究の中で、KSKの成分に含まれておるもの、たとえばジフェニールナフタリンといった化学名のもものが含まれておまして、その毒性を私どもは承知していただいておりますが、私どもは専門の学者の方にお集まり願ひまして、いろいろと現在これらすべての毒性についての考え方について御検討願ひて、御意見もお聞きしておるというところでございまして、結論から申しますと、PCBに比べて毒性はかなり弱いであらう。また慢性毒性につきましても、同様PCBに比べて

まあ弱いであらう。しかし、二、三日のうちにKSK関係のほうの病理検査の結果が出ますので、その際また病理学、組織学的な所見についてはあらためて伺ひたいというものが現在のわれわれの持つておる治療段階でございまして。

○木下委員 毒性は弱いであらうということですが、毒性がないといふことではありません。また、学者に検討してもらつておるというお話でしたが、実はこのカネミ油症の原因究明を行ないました九州大学の油症治療研究班は、すでに三年前の四十五年四月に、ビフェニールを含む熱媒体は、急性毒性はそれほど強くないが亜急性毒性として神経障害をもたらす、安全な熱媒体とは決していえない、こういうふうな指摘をしておるわけでありま。安全性が科学的に立証されて初めて使用を許可するといふことでなければならぬといふことで、PCBの代替品として使用を許してきつたと思ひます。この点は一体どうでしょう。

○浦田政府委員 稲神先生の御研究も私も検討させていただきます。また専門の方の御意見も伺つたところでございまして。確かにジフェニールの神経に対する作用といふものがあるようでございまして。これは坐骨神経に対する作用といふことで、一般的にこのような化学物質を与えた場合に起こる現象のようでございますが、稲神先生のおつしやつた趣旨は、予測できないような事故による混入といふことを考えまして、危険な物質は第一食品工場へ搬入してはならないといふことを警告し希望しておられるわけでございます。

確かに御指摘のように、PCBがだめならジフェニールにしようといったような安易な考え方というものにつつまして警告しておられる。私どもは、いまいろいろと国会にも、PCB代替品等の毒性を事前にチェックするといったような目的から、通産省のほう、あるいは私どものほうからも法案を提案中でございますが、それらの法律の成立をまつ前にニココの事件が起こつたといふ

ことはまことに残念なことであると考えております。

○木下委員 私は、特に食品に関するものにつきましては、もう安全に安全を重ねた慎重な態度をとるべきだと思います。熱媒体についていえば、一度ならず二度も熱媒体が食用油に混入したのでありますから、装置そのものの二重三重の安全装置を設けるとともに、安全性の高い熱媒体を使用することが必要だと思います。この点について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○齋藤国務大臣 この事件はほんとうに私も遺憾な事件であったと思います。カネミ油症事件がありましたあと、多少毒性がPCBよりも弱いにいたしましたが、ビフェニールが漏れて食品の中に混入されたということは、ほんとうに食品業界としても、私、相当反省をしてもらわなければならぬ問題だと考えております。

そこで問題は、私どもこういうことを考えるにつぎまして、熱媒体として使うものに、毒性の強いもの、毒性のあるものを使うということ自体に、やはり相当問題があると思います。そこで、やはりこういうものについては、こういう毒性のあるものを熱媒体として使う、そういう設備構造のあり方、こういうことを直す方法はないだろうかというところが一つ問題だと私は思うのです。そういうことにつきましては、毒性のあるものを熱媒体として使うような設備構造、こういうものを改めるように何とかできないだろうかということの研究してもらいように、実はいま通産省のほうに申し入れをいたしておるわけでございます。

それと同時に、かりにそういうことはできない、やはりある程度の毒性のあるものを使わざるを得ないというふうな場合には、そういうふうなものも漏れないとは限らないわけでありまして、この際、食品に関するあらゆるものを洗いざらい毒性の検査をひとつやってもらおうということをやります。これを指示しておるわけなのです。たとえば問題になっておりますのは食品添加

物、これが一つの問題でございます。それから中性洗剤、これも、使い方によっては問題はなおりますけれども、多少いろいろ議論の存するところでありましょう。それからまた、今度も問題になりましたようなダウサムA、こういうものを熱媒体として使う、それが漏れないとは限らぬ。ですから、漏れた場合に食品に混入され有害な食品になるおそれのあるもの、そういうふうな物質を五十でも百でもこの際思い切つて拾い上げて、そういうものについての思い切つた毒性の検査をひとつやろうではないかということにいたしまして、必要な予算をいま大蔵省と折衝中でございます。そのほうの予算が済みますれば、問題が起つてから、毒性があるのなのというのを調べ直すのはおそいですから、やはり先取りして、こういう物質については毒性があるのかないのか、あるならあるとはつきりさせておくことが必要だと思っております。そういう検査体制を強化してまいりたいと考えています。

○木下委員 大臣自身、深い反省の上に立つて前向きの積極的な姿勢で臨まれる、こういうふうな同ったのですけれども、そこで少し具体的に伺ねいたします。

食品衛生法の第十九条で食品衛生監視員というのが定められてあります。食品衛生に関する指導の職務を行なわせる、あるいは営業を行なう者に対する検査等をさせる、そういうための監視員であります。その食品衛生監視員は全国で何人おるでしょうか。質問だけお答えいただきたい。

○浦田政府委員 全国で約五千九百人というふうになっております。

○木下委員 いま言われた人数は専任だけですか。つまり私が聞いておりますのは、非専任の人たちも相当いるように聞いておるのですが、どうでしょうか。

○浦田政府委員 全部が専任ではございませんで、環境衛生監視員等を兼務している方が入っております。

○木下委員 環境衛生監視員、これは環境のことを取り扱うのでしようけれども、食品衛生法のこの食品衛生監視員の仕事とは全く別のものでありましょ。そういったしますと、兼業と申しますか、兼職しておる人たちの人数はどのくらいでございませうか。

○浦田政府委員 こまかい数字はちょっと資料がございせんが、約三割くらいが専任でございませう。

○木下委員 食品衛生監視員の専任が三割という意味ですね。

○浦田政府委員 食品衛生監視の専任が約三割ということ、こまかい数字はちょっと覚えておりません。

○木下委員 これらの食品衛生監視員が監視をするいわゆる対象事業は全国で何カ所くらいあるんでしょうか。

○浦田政府委員 食品衛生全般の数で申しますと、監視する施設の数には三百七万余でございます。それから該当の食用油脂製造業は三百八十五。これは四十七年三月の数字でございます。

○木下委員 そうしますと、三百七万余あるその対象事業所を、食品衛生法施行令で定めてある監視または指導の回数、基準とどりに一体やれるのでしょうか。この施行令では監視または指導の回数というものを一応基準としてきめております。

それによりますと、これは営業等の種類によって違つておりますけれども、監視または指導の回数は、少ないもので年間一回、多いもので年間十二回ということになっております。この基準そのものにも非常に問題があると私は思いますけれども、少なくともこの基準どおり五千九百名の監視員でもって三百七万余の対象事業所に対し監視または指導ができるのかどうか。監視体制に大きな問題があるように思うのですけれども、いかがでしょうか。

○浦田政府委員 先ほど申しました三百七万余の施設に対して年間約三百六十万回ばかりの監視をしていくわけでございます。ということは、

単純に平均いたしますと、一施設について年間に一・二回ということに相なつておるわけでございます。それで、率直に申しまして、施設全部を基準の回数だけ回るといふことは、監視員の方の非常な負担になっておりました。なかなか守られていない。私どもは、重点的にあるいは施設的に業種を選んだりなどいたしまして、またパトロールカーなど使ひましてできるだけ機動的にやるとか、いろいろ苦心してやっておりますが、基準回数をこなすということにはなかなか遠いものがございます。

○木下委員 私はこう聞いておるのです。全体として平均して申しますと、いまあなたは一施設について一年に一・二回、そう言われましたけれども、全体として言うとき、大体二〇%ぐらいしか監視または指導が行なわれていないというふうな伺つておるのですが、そうでしょか。

○浦田政府委員 先生非常に詳しいので率直に申しますが、基準に比べますと半分にも満たない。ことに食用油脂製造業につきましては、年間六回というものが基準回数でございますが、実際には二回程度、二〇%か三〇%ぐらいのところしかこなし切れないう状態でございます。

○木下委員 先ほど大臣も、今度の事件を契機として監視体制などを積極的に進めていかれるような答弁をされたんですけれども、現状の監視体制に非常に大きな問題がある。このたび起こりました事件も、実は、この施行令によりまして年間六回監視または指導をしなければならぬという基準であるのに、二回しかやられていない、こういうふうには聞いております。これは、食品衛生法、そしてそれに基づく施行令で定められた監視の制度が死文化しておることではないかと思うのです。その点はどうか。

○浦田政府委員 御指摘の点、まことにごもっともだと思います。はなはだ弁解めくかもしれませんが、私どもは、いわゆる政令で定める基準というところで、これはいわば努力目標という意味で督促して、できるだけ基準回数を回るようにという

ふりに指導しておるところでございますが、現実には、おっしゃったように、なかなかし切れないでおるということでございます。

○木下委員 私は努力目標では困ると思うのです。単なる努力目標だから、それに到達しようがすまいがいんだというような態度では困ると私は思います。この基準というのの当然守られるということが前提で定められておるのではないかと私は思います。まあ基準ですから守られない場合もあると思うんですよ。そういう守られない場合も中にときどきあった、こういうのならわかりませんが、そうではなくて、さっきも認められましたように、全体としてわずか二〇％しか達成していない。これでは基準が全く無視されておるということではないですか。法の定めておる基準が踏みじられておるといっても過言ではないと思います。こういうふうに、政府がつくった法律あるいは施行令を政府みずからその実態においてくずしておる、こういうことでは私は非常に問題があると思うんですよ。いかがでしょう、大臣、答弁願いたい。

○齋藤国務大臣 局長の言うたのは、まあちょっと舌がすべったような感じがいたします。基準というのですから一つのスタンダード、こういうふうな意味で気持ち楽なつもりで舌がすべり過ぎて言ったのでしょが、つくった以上守らせる、これはあたりまえのことです。そのくらのことをやらなければ基準なんかつくったって意味がない、私はそう思います。ただ局長は舌がすべったのでしょから、その点は誤解なさらないようにお願いいたします。

そこで問題は、この食品衛生法という法律を實際実施する責任者は府県知事なんですね。地方庁にまかしてあるところに相当むずかしい問題があるんです。それから、それを実際にやりますのは、御承知のように国の役人ではないんです。府県の普通交付税によってまかなわれる職員なんです。そういうところもありまして、本省が言うても実際上は、うちの県は心配ないよというふうな

ことになりますと検査は留守になる、こういう問題があるんです。

そこで私は、この事件を契機として局長に厳命を下したのです。特に一番やかましい食用油をつくっておる製造工場について、年六回やるなんていいながらさっぱりやっていないじゃないか、何やっていたんだと、こういうわけですよ。そこで実はこの事件を契機として、先週四月十八日から一週間以内に全国の食用油製造工場を一斉点検するという命令をしまして、これは厳重に行なったようでございます。そう言っちゃ失礼ですが、ああいう事件がありましたので、やっぱりこの県でも本気になったようでございます。県によつては、うちの県はだいいじょうぶだ、あまり騒がぬでいいんだという県があるんです。だからといって投げていていいものではない。やはり地方自治体というものは自治の責任を負わなきゃならぬ。私は当然だと思つてます。したがって今後は、局長にも安易な気持ちで努力目標だなんてことを言わせぬように必ずいたしますから、その点はひとつ御理解いただきたいと思つてます。

○木下委員 これは先ほど大臣も指摘されたのですが、ただ単に、PCBとかあるいはビフェニールのように社会的に大きな問題になったものだけではなくて、加工食品、インスタント食品、保存食品、こうしたものの普及に従ひまして、これらの食品の人体に対する安全性が大きな問題になっておるわけです。

たとえば、アメリカで人工甘味料のチクロの製造禁止がきまつたのでありますが、厚生省はあわててこれを有害であると認められて、製造、使用の禁止に踏み切られました。もともとこのチクロの有害性につきましては、日本でも以前から化学者によりまして指摘をされてきたところでありました。しかるに厚生省はこの製造を奨励をしてまいりました。アメリカで禁止をされて初めて初めて調査をし禁止をするという政府の態度は、全く無責任であつたと私は思います。これは過去のことですけれども。私たちが日常口にしておりますもので、その安

全性が問題になっておるもので、厚生省が公然と許可をしている食品添加物があるわけでありまして。現在三百数十に及ぶ種類のものが許可をされておりますが、そのほとんどは化学薬品であります。人体に対しては、言うならば異物でありまして。これらの中にはかなり毒性の強いもの、人体に蓄積されやすく慢性毒性が心配されているもの。それから毒性があるのかないのか十分調査されていないもの。さらに、有害ではないとして食品メーカーの利益のためにだけ使われているというもの、こういったものがあるわけです。これらの食品添加物の安易な許可をやめるとともに、この食品の製造あるいは流通過程における監視体制、試験研究体制を強化する必要があると思つております。

特に、たとえば国立衛生試験所といったようなものがありますけれども、そこに毒性部というのがあります。食品添加物の有害、無害の試験をやるようなところだと思つてますが、そこにはわずか十二人の研究員しかいない。担当者はそれを含めて全部で二十人である。これは一九六九年当時でありますけれども、こういう状態でありまして。したがって監視体制と研究体制を飛躍的に強化をする必要があると思つております。この点はいかがでしょう。

○齋藤国務大臣 先ほどもちよつと申し上げましたが、食品添加物その他ビフェニールのような問題、やはりいろいろ問題がありますので、こういう問題について洗ひざらい、この際思い切つて毒性並びに安全性の検査をやろうということにしたいと考えております。添加物については、現在三百三十七許されておるようでございますが、数年計画で実はいま総点検をしておりまして、すでにその検査によってやめたものもあるわけでございます。

こういうふうな食品添加物、中性洗剤、それから今度の国会に、厚生省から家庭用品について規制をしようという法律をいま実は出しておりま

す。たとえばティールに使う塗料のような問題。それから、衣服類についていろいろな化学物質を使つて、からだがかくかくするということもあるわけでございます。そういうふうな、食品ではないけれども人の健康に有害な影響を及ぼす物質。これは、貿易の自由化になりまして、外国からどんどん入ってくるので、実はなかなかたいへんなことだと思つておるのですが、そういうふうなものも含めて、ひとつこの際、人の健康を守るということが一番大事なことでございますから、思い切つて総点検をやろうと考えております。

そこで、総点検をやるにあつて、一番問題なのは検査機構なのです。いまお述べになりました衛生試験所、これは職員も足りないという問題もございまして、私の考え方は、全国の衛生研究所がありまして、千葉には千葉の衛生研究所、横浜には横浜にあります、そういうふうな研究所に向き向きの検査項目を預けまして、あなたのところは中性洗剤が専門家のようだから横浜の衛生研究所に頼もうといったふうな、五十あるいは百の検査項目について、全国の衛生試験所、研究所を総動員したようなネットワークをつくつてみようというところで、いま計画を練つております。しかし、それだけでは私は十分じゃないと思つてから、権威のある国立衛生試験所につきましては、来年度の予算で機構の改革並びに人員の増加等に努力をいたしてまいりたい、そして、いやしくも食品に関すること国民には心配させない、こういうことでなければ、厚生省の環境衛生行政というものは十分だといえない、こういうふうな私、考えておる次第でございます。

○木下委員 いま言われた構想はたいへんけっこうであります。現実には、そういう食品をはじめとして、健康に害を及ぼすようなすべての物質について洗ひざらい総点検をする、これは一体どういう方法でやられるというお考えでしょうか。具体的にまだ構想などがなければけっこうですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○齋藤國務大臣 ですから、先ほどもちよつと申し上げましたように、ビフェニールについてならばビフェニールについての専門のお医者さんなり科学者がおるわけです。そういう方々で研究班をつくるわけです。それからまた、先ほどもちよつと申し上げましたが、中性洗剤なら中性洗剤について賛成という先生もおります。反対という先生もおります。そういう方々も入っていただいた専門の研究班をそういう項目に就いて、これは一朝一夕に百も二百もつくるといふのはたいへんだと思ひますから、緊急なものからやっていきますが、それぞれの項目についての専門家に集まっていたいただいた研究班をつくって、その研究班に必要な予算を流して十分な検査をしていただく、こういう形にならうと思ひます。

○木下委員 いま言われた研究体制は非常にけっこうなんです。研究とともに現実に監視する体制というのが非常に大事だと思うのです。これは先ほども指摘をしましたように、監視員が非常に少ないという現状であります。私は、この監視員を大幅に増員することが必要ではないかと思ひます。そのために、これはやはり監視員の待遇も改善しなければ、監視員が集まらないという問題もあると思ひます。監視員というものは、法律によりまして一定の資格が要求されておりますから、そういう関係もありまして、待遇も改善し大幅に増員をする、こういう体制をおとりになるというお考えはあるでしょうか。

○齋藤國務大臣 増員の問題については、これは地方の役所のごときでございますから、こちらから、右から左に増員していただきたいと思ひます。それから交付税でめんどろを見るところ問題もありません。年々三百人ぐらゐずつはふやしておるわけですが、一挙にたくさんふやすということは困難だと思ひますが、そういう方々に機動的に、効率的に働いていただくようなやり方を考えなければならぬと思ひます。それと同時に、いまお述べになりました

ような処遇の改善、これも大事なことでございすから、そういう方面に努力をいたしてまいらる考えてございます。

○木下委員 具体的に兵庫県の場合で申しますと、兵庫県二十六保健所管内であります。専任監視員は九十六人です。そして対象事業所は三万四千三百四十一カ所、こういう状態です。しかも専任監視員というのは、監視をするだけではなくて、相当な事務量をほかに持つておるというのです。これではとても監視ができません。これは私は抜本的に改善をする必要があると思ひます。特に大臣、これはまさに国民の命と健康が一日とむしばまれておる問題であります。重大事であるというこゝろを十分にくんでいただいて、ひとつ大臣のほうで、こうした問題についての責任を十分に自覚されて、抜本的な対策を進めていかれるように要望いたします。

それから次に農林省に伺いたしたのであります。この千葉ニコッ事件に関連しまして、日本農林規格の商品というものがあつた。これは一体どういった性格を持つておるのかということ。国民の間には、このJASマークのついてる商品は国が品質について保証をしておるのだ、こういうふうな思ひ方があります。企業のほうもこのJASマークを宣伝の材料に使つておるわけですから、この点は一体どうでしょうか。このJASマークの性格なり機能なり……

○堤説明員 お答えいたします。日本農林規格は、御承知のように、農林物資規格法という法律に基づいて実施しているものでございまして、農林物資について、品質の改善、向上とか、あるいは取引の単純公正化、さらには品質の表示をやることによりまして消費者に購入の場合の選択の基準を与える、そういうふうな目的で実施している制度でございます。現在、農産物、林産物、さらには加工食品というふうなものを対象に進めておるわけでございます。数十品目についてこの規格をつくつて実施している、こういうことでございます。

それで、やり方といたしましては、たとえば加工食品について申し上げますと、一定の品質基準というものを農林省のほうで定めまして、これに基づいて格付機関というものが検査をいたしまして、この品質基準以上あるものを、合格するものについてJASマークを付するということ。加工食品等については品質の改善、向上をはかつていくというふうなことで進めているわけでございます。

○木下委員 だから結局、政府のほうが一定の品質管理を行なつておると思ひます。この農林規格を与えられた農林物資というのは、消費者の側から見れば、これはもう一定の信用をするわけですね。そういうふうな一定の信用を生み出す機能を果たしておる、こういうふうな思ひ方をするのであります。結局そういうことでしょう。どうでしょうか。そういう点の機能、それから品質管理をやつておる、こういったことはお認めになりますか。

○堤説明員 おつしやるように、たとえば油なら油につきまして、品質管理なり製造基準が非常に優良にやられておる、そういうふうな工場の製品について、第三者である格付機関というふうなものが、これはサンプル検査でございますけれども、製品検査をいたしまして、合格したものがJASマークというふうなことになるので、同じ品目についていへば一般の出回り品よりはやはり品質が優良である、そういうふうな考へて差しつかえないというふうな考へております。

○木下委員 だから結局、そういう役割りを果たしているわけですね。それで、そういうふうな品質管理が行なわれている、農林省が保証しておる千葉ニコッで毒入りの食用油がつくられた。しかも社長がこれを知りながら出荷したというわけですね。食べさせられる国民のほうはたまつたものではないわけですね。

そこで伺いたしたいのは、先ほども少し言われました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律というのがあつた。これによつて、登録

格付機関というのが省令による格づけの方法に従つて格づけをしておるわけでありす。この千葉ニコッの食用油の場合、登録格付機関はどこなんですか。

○堤説明員 社団法人の日本油脂協会というところが登録格付機関になっております。

○木下委員 この日本油脂協会では、月間何件の食用油とかあるいは設備の格づけ業務を行なつていたのでしょうか。

○堤説明員 現在、油脂工場は、先ほど厚生省のほうから御答弁がございましたように、四百数十あるようでございますが、このうちJASの認定工場というところで、一定の施設基準なり品質管理基準に合致する、そういうことで農林省のほうで認めておるものが五十六ほどございます。それで、個々の製品につきまして、こまかい数字はよくわかりませんが、一定の原料あるいは一定の製造単位ごとにサンプルをとりまして、そして検査して、その結果が合格のものについてこれをJASとして出す、そういうふうな形をとつておるわけでございます。

○木下委員 いまの五十六というのは種類のことですか。

それからまた、私、品物ばかりでなくて設備についても格づけを行なつておるというふうな聞いています。その点はどうでしょうか。

○堤説明員 五十六と申しますのは、JASの認定工場というふうなことで、工場の数でございます。そこではかなりの製品ができておるわけでございます。それについて格づけを行なつておるというふうなことでございます。

○木下委員 設備のほうはどうですか。

○堤説明員 設備につきましては、先ほど先生の御質問にもございましたように、一定の製造設備基準と品質管理基準というものをJASの品目ごとに農林大臣が定める、そういうことになつておるわけでございます。

それで、格付機関が、認定工場の申請があつたところにつきまして、その施設基準に合致してい

るかどうか、あるいは品質管理基準が適正かどうか、そういうことをチェックいたしまして、それで農林大臣に申請をする。それが相当と認められた場合、農林大臣がこれを認定するというふうな仕組みになっておるわけでございます。

○木下委員　ですから、私が聞いているのはその数ですね。まあ月間でも年間でもけっこうですけども、設備のほうと品物のほうについて。いまあなたのほうが工場単位で言われたのですけれども、工場で五十六と言われてもさっぱりわからぬわけですよ。月間どのぐらいの食用油の格づけを行なってきたのかというふうに聞いているのです。

○堤説明員　手元の資料によりますと、昭和四十六年で国内の植物油は九十二万トンの生産がございまして、これの約五五％がJAS品というふうなかつこうで出回っているというふうになっております。

それから工場については、先ほどから繰り返し申し上げておりましたが、一番最初にその格付機関を経由して農林大臣にその認定というふうな申請をいたしまして、その段階でチェックが行なわれる、そういうふうな形になっております。

○木下委員　そこで伺いますが、その実際の検査を行なう日本油脂協会の職員数、これは何人いるのでしょうか。

○堤説明員　職員が現在十五人おりまして、このうち九人が格づけ検査の業務に当たっている、こういう実態になっております。

○木下委員　それではたして責任のある格づけが行なわれるのかどうかですね。いま言われた九十二万トンの五五％、約五十五万トン近いと思いますが、そんな多量のもを九人でさばっている、そういう体制では非常に無理があるように思いますが。

そこで、日本油脂協会の役員には、一体どういった会社の社長がなっておるんでしょう。

○堤説明員　現在、社団法人日本油脂協会の会長は、豊年製油の社長の吉井さんが会長でございます。

して、これは社団法人で、主要な油脂会社をメンバーとしている団体でございますので、たとえば日清製油その他の会社の社長が役員になっているというふうなことでございます。

○木下委員　いま社団法人と言われましたけれども、結局公益性のある社団法人とされたのは、この格づけの判定などを含む業務が公益にかかわる、つまり公正さを担保するという意味で社団法人にされたというように理解しますけれども、そうでしょね。念のために確認しておきます。

○堤説明員　日本油脂協会は、いまお話しした油脂の検査あるいは生産技術の向上という点でも公益法人ということになったわけでございますが、油脂関係の団体として、油脂製造業のもろもろの流通なり生産の改善というものを推進するというふうなことで、社団法人として認可があったというふうに考えております。

○木下委員　大体、社団法人というのは、民法に規定があるように、公益を目的としているんですね。結局、いまずとお話があったその格づけの業務なんというのは、やはり公正にやる必要がある、それを担保する意味で社団法人にしているのではありません。当然そうだと思うのですけれども、農林省としては別に何か理由があると言われるなら、言ってもらいたいと思います。

○堤説明員　油脂協会の定款上の事業に、植物油の日本農林規格に基づく検査及び格づけに関する事業というふうなものがございまして、他方、JASの法律に、登録格付機関の要件として、公益法人であつてかつ検査なりそういうふうな能力のある者というふうなことになっておりまして、そこは整合しているというふうに考えております。

○木下委員　いまの農林物資の規格化等に関する法律の十六条に、登録格付機関の登録を申請しようとする者の要件を定めておりますね。これには、営利を目的としない法人であるということが要件になっているわけですね。つまりこの法律のたてまえというのは、営利性を持たない機関が格

づけを行なうんだ、こういうことでしょうか。そういうふうに理解していいかどうか。

○堤説明員　おっしゃるとおりでございます。

○木下委員　そこでさらに伺いますが、いま日本油脂協会の会長を言われましたけれども、あとこの役員はどういう人たちが占めておるでしょうか。

○堤説明員　会長は、先ほど申し上げました豊年製油の社長吉井泰次でございます。それから副会長が日清製油の社長の坂口幸雄、味の素の専務取締役鈴木重明、吉原製油社長の中村哲、昭和産業社長の武藤博、それから専務理事は高井祥平、これは専任でございます。その他、常任理事には日本興油社長の原田茂、リノール油脂の勝正信、不二製油の西村政太郎、日華油脂の松岡啓一、四日市油脂の村木三雄、そういう構成になっております。

○木下委員　まだ幾らかありますが、結局、会長一人、副会長四人、常任理事五人、理事八人、監事二人、これはすべて現職の油脂会社の役員が協会の役員になっていきますね。こういう人たちがこの格づけをしている。中に、たとえば常任理事に日本興油、日興の社長、つまり千葉ニココーの親会社の社長が入っておるということですね。

そこで、さつきも私指摘しましたように、この法律のたてまえというのは、登録格付機関の登録を受けようとする者は営利を目的としない法人でなければならぬということになっておるわけですね。ところが、その法人の構成メンバーというのはみんな営利会社の代表者がなっております。しかもそれは結局格づけをされる者ですね。される者の代表者が格づけをする法人の役員になっておる。一体こういうことで格づけの公正さが担保されるのでしょうか。どのようにお考えでしょう。

○堤説明員　日本油脂協会の役員につきましては、先ほど申し上げましたような構成でございます。すし、それからこの機構の中に、格付検査所というふうないわば半ば独立した部門を持っておりま

して、そこが公正な立場で格づけを行なっているというふうに考えておるわけでございます。

○木下委員　私はこれは非常に法律的に問題があると思うのです。たとえば民事で申しまして、民事の取引というものは、民法百八条というのがありまして、自己取引が禁止されております。たとえば私とあなたが取引をする場合に、私はあなたの代理人になつてはならない。これは当然のことなんです。商法でも、これは幾らか特則がありますけれども、同じ趣旨で規定があるわけなんです。これは一般の民事の取引の場合なんです。

いわんやこの農林物資の格づけということは公益性の強い分野なんです。公正さが要求されておる、これは取引ではなくて、格づけという一方的なチェックをする行為なんです。それをするのに、格づけをされる側の代表者が格づけをする側の団体のメンバーになっておる。これはひどいと思いませんか。これはちょうど試験を受けようとする者、受験者が同時に試験官をやっておる。そして公正さをカパーするために何とか試験委員会というものをつくつて、その試験官でありながら同時に受験者であるこれと全く理屈は同じなんです。もう乱脈きわまると思います。これはもう公序良俗に反します、法律的に言うならば。違法ですよ、これは。この点、農林省としてどうお考えですか。

○堤説明員　このJASの問題は、先生も御承知のように、JAS規格に合格したものを一般に普及させるというふうなことによって、農林物資全般の品質を自主的に改善向上させるというふうなことをねらっているわけでございます。したがって、先生がおっしゃる通りに、直ちに、その構成メンバーが格づけを受ける立場にあるというふうなことだけで、公正さが確保されないというふうなことは考えなくてもよろしいんじゃないでしょうかと考えるわけでございます。

それと同時に、この品質基準その他の基準はきわめて客観的に定められておりまして、分析その他によって、この検査に技術的に合格するかどうか

かというふうなことを中心にして検査を行なっておりますので、日本油脂協会につきましても、公正な形で検査、格づけが行なわれておるといふふうに考えておるわけでございます。

○木下委員 何か別に検査機関があるから公正さが担保されておるのかのように言われますけれども、それは私も見当違いはなはだしいと思ひます。これは、そもそもこの法律の構成から言くと、日本農林規格に適合するかどうかの判定、あるいはそのほかの省令で定める業務、これが格付機関の業務にされているわけですね。そして実際にその判定が行なわれて、判定の結果に基づいてその格づけの表示をつけるような仕事、判定に基づく実際の事実上の仕事、これはもう機械的な仕事ですから、どこがやろうが、だれがやろうがよいと思うのです。だから、規格に関する法律によると、これはその十四条によりまして、その品物をつくったところがやってもよいということになっているわけでしょう。つまり、品物をつくったところはその格づけを受けるほうですね。それは、この法律のたてまえというものは、判定に加わってほらない、裏から言くと、判定があつて、その判定に基づいてその表示なんかをつける、そういう機械的な仕事はもう自分のところがあるんだ、しかしその判定は別の法人格があるんだ、こういうたてまえになっておるわけなんです。ところがその法人のメンバーがみな格づけを受けるほうの側がやっておる。こういうものを農林省が認可されたということになると、たいへんな問題だと思ふのです。この法人の設立の認可をされたのは農林省でしょう。どうですか。

○堤説明員 社団法人日本油脂協会の認可は、昭和三十七年の二月に、油脂関係事業の品質の改善なり流通の改善なり、そういうことを目的とした仕事をやるということで認可されておるわけでございます。

○木下委員 農林省が……。○堤説明員 はい。それと同時に、今度は農林物資規格法に基づく登録格付機関の認可は、四十四

年の七月に、先ほど先生も御指摘ありましたJAS法、農林物資規格法の第十六条に適合するといふふうなことで格付機関として登録をしたといふふうな経過になっておるわけでございます。

○木下委員 この問題について、きょうは農林大臣がいられますけれども、これはもう法律的にも非常に重大な問題が私はあると思ひます。一べん再検討されて、この油脂協会の問題についてお考えになるということにされますか。どうでしょう。

○堤説明員 今般の事件の問題もありましたので、やはり検査、格付機関のほうは、社団法人油脂協会のほうから独立させた機関にすることが望ましいといふような判断から、検査部門を独立させまして、いわば油脂の検査機関といふもの、格付機関でございます。そういうふうなことがつくり持っていくことを指導したいといふふうに現在考えておるところでございます。

○木下委員 その独立というのは、別の法人をつくつて、そういうふうな格づけをされるものがその中に入つておるような、そういうことがないようになつておるというふうなことでいいですか。

○堤説明員 油脂協会とは独立したかつこうでつくらせていきたいといふふうに考えております。

○木下委員 そこで伺いますが、この日本油脂協会で格づけしたものの書類のチェックは、農林省のほうでやられておるのですか。何課でやられておるのですか。

○堤説明員 JASの運営についての技術面からの指導、チェックにつきましては、農林規格検査所というふうなものが全国十カ所にございます。ここに三百名余りの人員がおりまして、ここでもって、先ほど申し上げましたJASの格付けの事業所の指導、それから認定工場の技術的な指導、それからJAS品として出回っている市販品でございますが、これを試食検査を行ないまして監視をする、こういうふうな仕事を担当させております。

○木下委員 この油脂協会以外にも多くの業界依存の格づけ機関があると思ひますけれども、これらの書類は月間何件くらいあるのか。それから、農林省の担当の課でこれらの多くの書類の厳密な調査ができるのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○堤説明員 現在、格づけ機関は全体で二十五ございまして、これらがそれぞれの品目について格づけを進めているといふふうなことで、私のほうでは、格づけの状況について報告を受けておりまして、実際のチェックの件につきましては、いま申し上げましたように、農林規格検査所というものにやらしているといふふうな形になっております。

○木下委員 この問題についてはもうこのくらいにいたしますが、明らかに私は業界と癒着した農林行政が行なわれておると考えざるを得ないと思ひます。農林省として国民に責任のとれる体制を私は早急につくつていただきたい、このことを、きょうは農林大臣おられますけれども、強く要望いたしておきます。

それから、このJAS規格そのものの問題であります。たとえば食用なたね油の規格には、これも政令がありますけれども、一般状態とか、色とか、水分とかあるいは比重とか、全部で十一項目のチェック項目があるわけなんです。有害成分の混入についての項目はありません。当然これは、食品衛生法に書かれておるわけでありまして、それから、そのほかでチェックをされるべきことではありますけれども、特にこの食品の場合には、二重、三重のチェックがあつてしかるべきだと思ひます。このような日本農林規格を改正するおつもりはあるでしょうか。

○堤説明員 いま先生が御指摘のように、安全性の問題につきましては、食品衛生法に基づきまして、厚生省のほうで責任を持ってやつていただいておりますので、安全性の問題については規格に組み込んでないといふふうなのが現状でございます。

今後基本的にはそういうたてまえでいかざるを得ないと思ひますが、先ほど先生冒頭に御指摘のように、JASマークの食品については、優良食品といふふうなかつこうで品質を保証されるといふふうなことでありまして、それが安全性の面でJASのサイドからはもちろんチェックされないわけですが、そういうふうな形は必ずしも望ましくないといふふうなことに思ひますので、この製品チェックのチャンスを利用して、食品衛生法上に適合しているのかどうかといふふうなことも、安全性に問題のある食品については、チェックすることを自主的に上乗せするといふふうなことで指導してまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

○木下委員 その点は、実はきょうの朝日新聞の朝刊に出ておりますが、日本油脂協会の「消費者の皆さまへ」といふ、これはPR文のようなものでありますけれども、「品質および安全については格段に厳重な管理体制を確立することに致し、また製品のJAS検査に当つては、品質の検査に加え安全の点についても点検することと致しました」と、こういうふうにあるわけなんです。これは、先ほど私が指摘しましたように、このような、格づけをされる側の人たちが役員に入つておる油脂協会でもつてこういう業務をやつていくというふうなことで大きな問題があるわけであり、これは当然分離すべきだと思ひますが、この十一項目のチェックのほかに、安全性について、有害成分の混入についてのチェック項目、これを法体制上も早急につくる必要があると思ひます。これはそういう方向で考えられるといふふうに伺つていいわけですか。

○堤説明員 その点につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、食品衛生法上の関連もあろうかと思ひますので、厚生省のほうと十分御相談しながら検討させていただきたいといふふうに考えております。で、当面せっかく製品検査のチャンスがあるわけでございますので、その際、自主的に上乗せチェックをさせるといふふう

なことで指導してまいりたい、こういうことでございませう。

○木下委員 もう時間がありませんので、最後に申しておきますけれども、厚生省あるいは農林省に對しまして、あくまでも食品衛生の行政は食品を口にする国民の立場に立つてやられる必要があるということでありませう。

今回のこの事件の発端は、ある大手商社が千葉ニココーの人事をさわりまして、その内部の人事問題のあつれきから千葉県衛生局に通報したことから始まったというふうに聞いております。このことにかへつてこの事件を早く知ることができたわけでありませうが、この通報がもしなければ、今日このビフェニールに汚染された油を国民は食べさせられることになるわけですね。ひとつ各省間で責任のなすり合いをするというふうなことで、各省で責任ある行政をすることが大切だと思ひます。この点についての所見を農林省、厚生省から伺ひたいと思ひます。

○浦田政府委員 まさに先生の御指摘のとおり、御意見のとおり、私も、国民の皆さんの口に入る前に、絶対に毒物が混入することは防止しなければならぬと思ひます。今回の事件につきましても、厚生省としては、国民の健康を守る、また消費者の皆さま方の不安をできるだけ早く解消するという立場でもつてきびしくやってきましたつもりでおります。しかしながら、このような事故が起つたという点に對する反省、これも含めまして、今後再びこのような問題が起らないようにするというのが一番肝心なことではございませう。農林省とも十分に協議いたしまして、必要な措置は今後もどしどしと、改善するところは改善していくというふうに努力してまいりたいと思ひます。

○堤説明員 農林省は、食品については、その生産、流通あるいは品質の改善、向上をはかるというふうな任務を持つておるわけではございませう。

で、食品につきましては、ただいま厚生省のほうから御答弁がございましたように、国民の健康にきつめて重要なものでございませうので、厚生省と十分連絡をとりまして、安全性の問題について格段の増進が進められるように努力してまいりたい、こういうふうに考えます。

○木下委員 けっこうですが、最後にこの千葉ニココー事件の問題につきまして木原議員が関連した問題がありませうので、簡単に終わるそうですから、ひとつお願いします。

○木原委員 ちょっとおそくなりましたけれども、一問だけ厚生省に聞きたいのですが、ダウサムA、KSK260について、試験の結果はさういふ物質が入つてなかつたといういままでの中間の結果が出ています。これはどういふ検査方法をやられたのか。検査の過程の中でサンプルにした、標準にした物質はどこから入手されたのか、ひとつお示しをいただきたい。

○浦田政府委員 まず熱媒体の分析の試料をどこからとつたかということではございませうが、これは国立衛生試験所で検査を行いました。検体並びに標準となりましてサンプル、これは現場、千葉ニココー株式会社から収去いたしております。それからなお、関連の流通過程に入りましてものにつきました。それは、それぞれの段階、また回収された段階でもつて収去いたしております。……

○木原委員 それはいいです、聞いてもわからぬから、しろうとだから。

一番大事だと思ひるのは、標準にした物質です。これは少なくとも当時のものはなかつたわけですね。現場から収去されたといひますけれども、どうですか。

○浦田政府委員 熱媒体そのものは残つておつたわけではございませうから、収去した日には、確かに事件発生いたしましたから経過しておりますけれども、使われておりました、あるいは混入した疑ひのある熱媒体そのものでございませう。

○木原委員 あそこを会社は信用できないのですよ。私も地元でございませうからよく知つております。それから、公害対策特別委員会の人たちが先般十数名現場へおいでになつて、あきれ返つてやつたのです。その後本社のほうでは、御案内のように、九PPM、これはKSKですか、ビフェニールですか、どちらかわからないのです。物質が出た、こう言うんですね。本社の検査には疑問があると言つておられます。おかしきやないか、こう言つて聞かされて、その後私のところに入りましてあれでは、個人的な証言ですからあれなんです。ビフェニールは使つていませんでした、さういふことにあやふやなこと。出荷の問題についても、御案内のとおりずいぶんごまかしをやつた。だから、一番検査の基準になるようなものについても、ことは悪いですが、すりかえられるというか、いろいろな工作が行なわれる可能性というのは十分あるわけなんです。まだ最終結果は出てないわけですね。しかし、現実にはあの物質が消費されたことは御承知のとおりで、しかも専門家にありますと、あの物質はなかなかちよつとしたことくらいでは蒸発するといふような性格はあまりないといふのです。ね。会社のほうでは、二百七十度でやつておるのだから蒸発してしまつたんでしようと言つてうそをふいておる始末。さういふ相手ですから、あまりきれいなごとはない。しかも不安が残つておるわけですから、だから標準の物質について、ちゃんとした収去をした状態、いろいろなきびしいあれを——これはそれ以上になりますと、警察も入つておられますから、警察の段階になるかと思ひますが、しかし、警察だつてしろうとの集まりですから、一番大事な試験所がもつときびしくきちんとしたことをやつてもらひたいと思ひます。どうでしょう。

○浦田政府委員 その辺の収去した検体あるいは警察側で押収した検体、これはいろいろと私どものほうも私どものほうなりでその確実性について調べております。

いま先生が御指摘のように、事件は警察当局にゆだねられておりますが、それはそれといたしまして、私どもはこの入手経路について非常に神経を使ひまして、確実にその疑ひを持たれたそのものであるといふことについて十分に神経を使つて、またその辺についての確認をいたしております。しかし、さらに念を入れまして、その辺の状況をいまもう一度慎重に調査をいたしてあります。

それから、千葉ニココーの問題の品を水島工場の分析室で調べたその結果についてでございませうが、私も、国立衛生試験所のほうの専門官をたゞいま水島のほうに派遣いたしました。この辺の事情も十分に確認するように手を打つてございませう。これから先の検査につきましても、たとえば同一検体について少なくとも二回以上、あるいは必要によつては三回以上繰返し検査をいたしまして、その成績が一致しておるというものについてのみ私どもとしては採用しておるというふうな非常に慎重な態度をとらせておられます。なお、全部の検査が終わつたわけではございませうが、このような方針でもつて、いやしくも皆さん方に疑ひが持たれないような検査なり確認なりをいたしていきたいと思つております。

○木原委員 終わります。

○三原委員長 次回は、明二十六日木曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時二十三分散会





昭和四十八年五月八日印刷

昭和四十八年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A